此寫眞は高濱山の全景を荒木村方面より撮影せしものにて左方の高所は三木松なり山下の村落は荒木村大字中荒木に屬せり右手に當て遙に見ゆるは佛經山なり

第九篇

造林業功勞者 井上惠助事蹟

調査委員 朝山榮太

第一章 高濱山の位置及成立

簸川郡今市町を經て出雲大社に參拜する者は、途中高松村大字松寄下朝山八幡宮附近から杵築町の近くまで、約三十町の間右手に沿うて白砂青松の大砂丘を見ることであらう。その昔元正天皇の御宇養老年中元楯縫郡多夫志山と東西相對して烽火臺を設けられた風土記の所謂馬見山は是であらう。普通に高濱山又は濱山と稱へられてゐる。

高濱山は簸川郡高松村大字濱村地内にあつて、濱村一帶の西壁となつて南より北に蟠つた大砂丘である。其の濱村に面した東麓一帶の地は四十五度乃至六十度位の急斜面をなすのに反して西面一帶は非常の緩斜面となつて荒木村大字中荒木と北荒木の平地に接續してゐる。隨て此の砂丘の脊梁とでもいふべき高頂部は多く急斜面の直上に伴うて北に走てゐる。此の砂丘の北走するにつれて橫巾漸次に減少しながら、遙堪村大字入南の西南部に侵入して、茲に一段落を告るものである

が、其の尾脈は匐匍して同村菱根の南端を掠めて西に折れ、荒木村大字修理免に出でて乙見山となり、更に西して杵築町に入り、大社大鳥居所在の高地に連つてゐる、彼の正保二年矢野村三木與兵衛が菱根の池を埋立てた結果で出來た神光寺川は杵築灣の入口で此の尾脈を横斷したのである。

扨此の砂丘の成立したのは幾千年の昔であつたか固より知る由もないのである、が彼の杵築灣頭一帶の砂丘即ち風土記の薗の長濱と同一の成因より來たものである事は苟も地勢を一瞥した者の首肯する所であらうと思はれる。蓋西雲州二大川の一である斐伊川は寛永十六年以前には今日の如くに宍道湖に入らないで神戸川と共に蛇行して西に流れて稻佐灣に注いだのであるが、當時其の上流地方即仁多飯石大原などの諸郡から絶えず多量の土砂を流し來つて、元神門郡の冲積層を形つくると共に、その土砂を遠く海中に運び去つたのである。此の運ばれた土砂は日本海から吹き荒む西風の爲に、更に沿岸一帶の地に打上げられて、此處彼處に堆積した小砂丘を見ることになつたのである。そして此の小砂丘は乾燥した際に吹き捲く海風に簸揚運搬され、一風毎に東漸堆積して、前者の後部に更に新砂丘を作り、轉〻斯の如く幾百千年間絶えず水力と風力との器械的作用を繰返され、殊に高濱山一帶は恰も日御碕岬と石州五十猛岬との間より襲ひ來る西風の漏斗口に當つてゐるのであるから、荒木濱の砂丘は此の風向に從ひ十餘町の東方に轉堆して、遂に今日の高濱山を形成したものである。

前に砂丘の西面に緩斜面で東面は急斜面であるといつたのはむしろ自然の勢であるが、尚此の砂丘が海砂の轉堆したといふ今一つの証據は、地震などの爲砂丘が崩壞した際に、一二丈の地下から往々千古の貝殻を發見したことがあるのも一事である。

斯る赤裸々の砂丘に植林して今日のやうな美事な林相を形造らせ、濱村の人民が安穩に其の生を遂げ得る基を開いたものは誰であらうか、これから順次に記述しようとする井上惠助其の人である。

第二章　家系と畧歷

地方の人々に偉人と尊敬されてゐる井上惠助は、井上五左衛門の長子で享保六年神門郡濱村、今の高松村大字濱村千六十六番地附近にあつた家に呱々の聲を擧げたのである。父の五左衛門は家號を井原屋といつて相當の財產を有し人望もあつ

たから、當時村の年寄役を勤めて居たが、後其の子孫に至り家道稍衰へ再度までも宅地を移轉したので、當時惠助の生れたといふ元屋敷には邸内の一隅に勘請してあつた荒神の森を殘すばかりである。

惠助成長の後思ふ所があつて、父の許諾を受け別に一家を成し、家號を松崎と稱へて居た、其の後藩の命を承け、寶暦の初頃から安永七年まで、二十餘年間、拮据經營して高濱の砂丘に植林し、濱村は申すまでもなく附近村落一帶に對して、飛砂の患害を除いたが、寛政六年二月六日七十四歳で歿した、法名を高顯院松譽殘巖惠秀居士といつた、其の墓碑は子孫累代のものと共に濱村千五百八十二番地に現存してゐる、抑此の偉人の祖先を繹ぬるに、惠助の實父五左衛門（家系現存）は井上の本家第五代半兵衛の分家であつて、其の半兵衛から四代前の次郎兵衛といふ者は今より三百二十餘年前天正の頃、神門郡粟津村即ち今の高濱村大字平野の一部より濱村へ移住して濱村井上家の元祖となつたものである。

今惠助の事蹟を述べようとするに方り順序上井上大本家の事蹟を畧述するの必要がある、即ち

元祖井上次郎兵衛

濱村井上家の元祖であるばかりでなく、乘て濱村移住民の先驅者であつた、當時濱村地内は廣漠な砂濱で、人烟など絶無の地であつた、次郎兵衛雄志を抱き粟津村から移住し來り、獨力開墾に着手したのであつたが、先づ砂防工事の必要を認め、其の住所の後部一帶の地、即ち今の智光寺附近に、東西に長く松苗を植付けたのであるが、地味よく松樹に適し年を經るにつれ、漸次繁茂して林相を形づくり、爲に風害を防禦する事が出來た。

この防風林こそ今の川添山林（現在反別壹町壹反叁畝拾四歩）と東西二つ濱山林（現在反別貳町五反壹畝廿八歩）とである、隨て開墾事業は益有望となり、移住民も二戸三戸と漸次に殖ゑて來た。

後慶長十五年六月十五日歿し法名を林性院道譽淨圓居士といつた。

第二代井上半兵衛

此の時代には、前記の防風林漸次繁茂して鬱蒼たる森林となり、附近一帶の地に對する砂防の目的を達すると共に開墾事業も年を逐うて成功し、移住民も四方より集ひ來るといふ盛況を呈し、一家殷盛を極めたのである、そこで彼は先づ信仰上からして此の多數の移住民を敎導感化せんことを企て、邸後二百餘間許離

れた地に一祉を建立した。元和二年九月九日全く竣成した時、半兵衛は願主として、高壹石貳斗外に畑七畝廿壹歩を寄附した。今の若宮神社は即ち是である。彼は又翌元和三年父母の菩提を弔ふ爲に、墓地の側に淨土寺を開基建立し、寺領として畑貳反歩を寄附したが、此の寺は明治五年廢寺となり、寺領は井上支族により分配せられ、本尊は其の本寺なる神門寺へ納められることになつた。

半兵衛は寛永八年二月十八日歿し、法名を德源院本譽淨徹居士といつた。

第三代井上仙右衛門

父祖の力で富裕を極めた家を繼いだ彼は性來豪放不羈で酒量も頗る多く、奢にまかせて慶杵築町に遊んだ。一夜風の强い時、彼は跋跋として火繩を振り廻しつゝ市中を行いたので、町民共は火災の危險を說いて彼を誡めた。しかるに彼頑として聞かばこそ其の翌夜は故意に火繩を振りつゝ復市中を行いたので町民共腹立て彼を懲さうとすると、忽ち眼を瞋らせ「汝等は吾を誰と思ふか、吾は濱の仙右衛門樣であるぞ、破れ藥屋の二十三十は何時でも建てゝ遣す」と豪語して屈しなかつたが、町民共は相集つて彼を捕へて官に訴へた。爲に彼は官より罰せられて、祖先の苦心して植ゑ留た彼の川添山林并に東西二ッ濱の山林に併せて開墾地の幾分をも沒收され、同時に蟄居に處せられたのである。後正保四年四月二十日歿し、法名を誠譽道圓居士といつた。

第四代井上安右衛門

此の代には弟與七別れて一家を成した。其の後家政稍衰へ復昔日の井上家でなかつたが、寛文八年八月十二日歿し法名を穩譽善安居士といつた。

第五代井上半兵衛

此の代には二弟五左衛門、善右衛門は相前後して分家したが、元祿六年十二月二十六日歿し法名を長譽法善居士といつた。

第六代井上半兵衛に至り家道大に衰へその死後嗣なく遂に絕家となつた。そして、井上宗家の墓は殘碣僅に元淨土寺墓地に存して居る。

以上惠助の家系を表示すると左のやうである。

（宗家初代）

井上次郎兵衛——二半兵衛——三仙右衛門——四安右衛門——與七（此間七代畧す）——井上順（現戶主）

五半兵衛——六半兵衛＝＝断絶
（井原屋初代）五左衛門——（松崎初代）惠助——二惠助——三惠助——四衛助——五鈴之助＝＝断絶
二與一右衛門——三與一右衛門——四祖左衛門——五良藏——六德太郎（現戸主）
一善右衛門——嘉右衛門（下略後斷絶）

第三章　高濱山植林の動機

惠助は沈勇で果斷で、且機智に富んで居て常に公益事業に心を潜めて居た。二十餘歳の比、父に請うて曰ふには、私は此の家の世嗣と生れましたからには家業を繼ぎ家產を與すことを心掛けねばならぬ筈でありますが、耶か思ふ筋がありますから弟の與一右衛門に家督を讓つて、私には腕の續く限り思ふ存分の働きをさせて下さい、私は日頃遠祖次郎兵衛殿の大業を遂げられたのを慕うて居ますれば、將來粉骨碎身名を後世に擧げて不孝の罪を償ふ決心でありますと至誠を其の面に表して居た。父も餘りに强ひる譯にも至らなかたと見ねしばらく彼が切なる情願を容れたのである。そこで惠助は近傍に空き家のあるを幸ひこれを借入れ、妻と共に苦心惨憺專ら荒蕪地の開墾に從事した。此の時地方での製鹽事業は甚だ幼稚であつた爲に、鹽の供給は需用に伴はないで、頻年價格騰貴の一方に傾き人々の困難一通りで無かつた。そこで公益を心掛けて居る惠助は製鹽事業を起して見ようかと種々の考案を立てて、毎日の如くに高濱の砂丘を往復して荒木濱に出で、潮水の干滿より鹹味の濃淡などを取調べて居たが、種々の故障相ついで起り容易に會心の設計が立たなかつた。惠助は尙も苦心焦慮に日を送つて居る中、偶然にも途上大社に參拜する松江の知人に邂逅した。惠助は之を家に請じて歡談に時を移したが、客は惠助の計畫を聞き危ぶんで曰ふには君の計畫は誠に善いが未經驗の君が、かゝる事業に着手するは或は生兵法の誹を免れぬにも限るまい。幸ひ此の頃予が入れ出入旦那地方役某樣には一人の仲間御入用の思召を聞いた。若し機才ある君が某樣に仕へたならば將來の榮進は屹度保證が出來ると思ふ。君よく熟慮して進退を決せられよと具に利害を勸告して去つた。惠助沈吟すること數日の後遂に意を製鹽事業に絶ち、先きの開墾地には夫々小作人を付け、夫妻相携へ彼の知人を便りに松江に出で、直に地方役某氏（名不詳）の仲間に住み込み妻は婢となり、夫妻同時に奉公する身となつた。爾來彼は誠實に立働き、いつもながら縱橫に奇智を揮つて主人を驚

歎させた。そこで非常に主人の信任を得て一にも惠助二にも惠助と惠助ならねば夜が明けぬといふまでになつた。これが抑も惠助が將來高濱に植林する第一の動機であつたのである。

これより先、彼偉人大槻七兵衛藩廳の命を承け、延寶六年以來荒木濱の開墾に着手したのであるが、其の事業着々成功の緒に就き、爾來藩の經營も其の宜しきを得たので、七兵衛着手の後七十三年に至り全く成功して、水田陸田凡百七十九町歩の新田美事に出來上り曾て數十年前までは荒漠不毛の砂濱であつたものが、今は打て變つた麥秀の青田となり、移住民も漸次增殖して此處彼處に聚落を作り、雞犬の聲も遠く聞えて復昔日の俤を止めぬ盛況を呈した。そして此の開墾地の東續きは即ち高濱の麓に接する一帶の地であるから、藩は地勢の順序上更に手を延ばし、荒木八通の防風林にならつて、高濱の砂丘に植林し、以て濱村の既墾地を埋沒する飛砂を防ぎ、併せて同地内にある未墾の砂漠地を新墾しようと企て、寬延三年から、寶曆の初年頃にかけて、屢〻藩吏を高濱砂丘に派遣し植林の方法を講せしめたのである。然るに元來至難の事業であつて成功の見込は容易に立たないのに、當時は第六代松平宗衍天隆公の治世で、國用多端いつも府帑の空乏に窮した

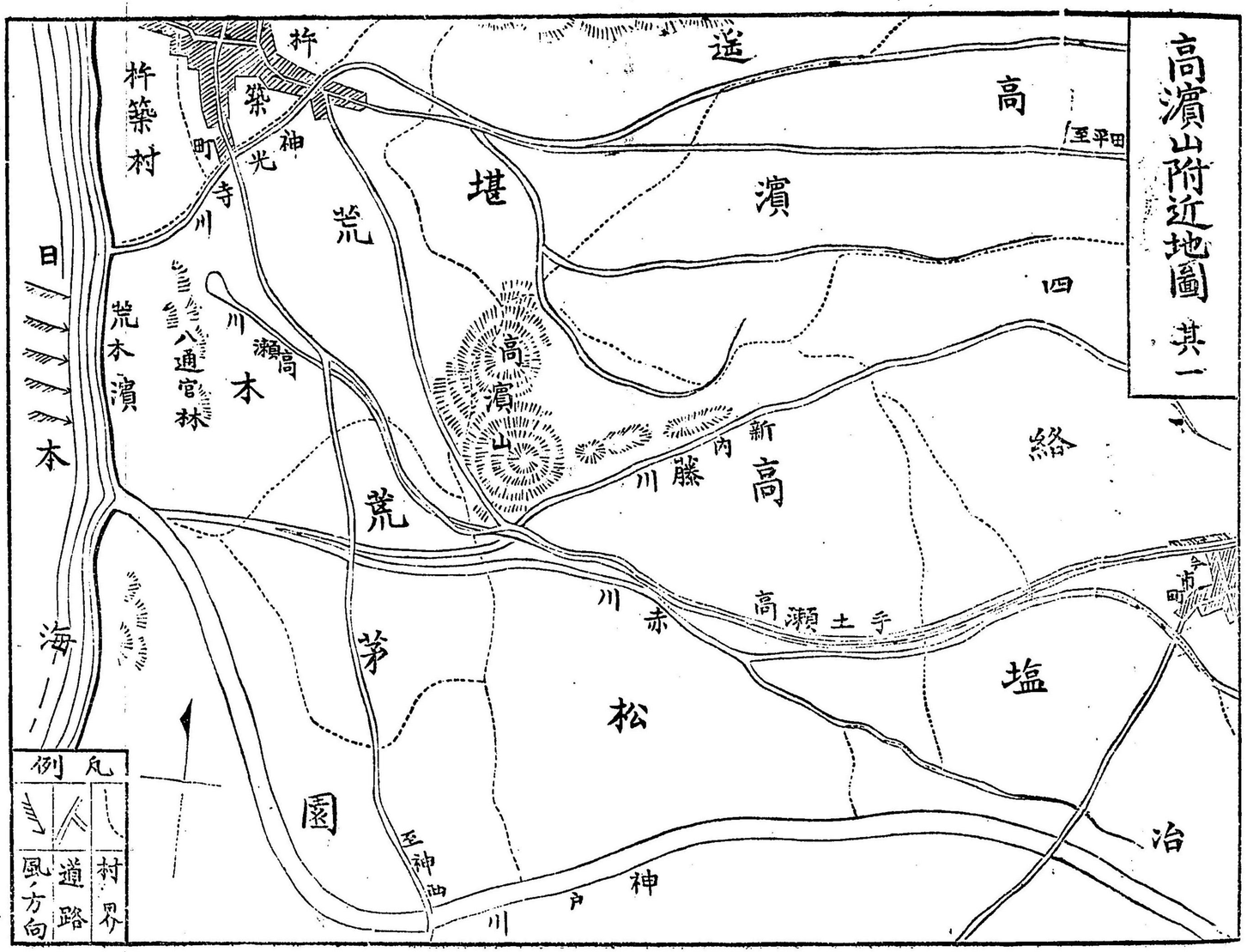

結果群臣俾祿の制を改めて舊制の四斗俵を三斗俵に更めたといふ場合であるから、かゝる見込の立たぬ防風工事に多額の經費を投ずる事は不可能であつた。依て一計を案じ砂丘の地勢に從ひ五反歩三反歩位の區劃を施し、濱村民に多少の手當金を與へ、春季の農閑期に於て半ば義務的に松苗を植ゑ留むべき命を下した。質朴の村民共は唯命惟從ふの外はないので、直に遙堪山より松苗を掘り來つて、藩吏監督の下に各自受持區域の植留を了り、一安心と思ふ間もなく、一夜覆盆の大雨が至れば、砂土流崩して幼弱の松苗は地下數寸乃至一尺の砂底に生埋となる。茲の埋沒の不幸を免れたものも、其の後に於て十四五日以上も降雨がなければ、土地忽ち乾燥して全く水氣を絶ちて枯死の悲運を免れることが出來ぬ。又偶〻辛うじて生殘つたものがあつても、夏季炎陽赫々白砂を射る日になれば茲に全く其の生命を奪はれ、滿地荒涼一點の青色を止めぬといふ羽目に陷つた。されども藩吏之に屈せず翌春更に農民を慰撫して前年の方法を繰返さしめたけれども、復又前年と同一の運命に終つた。流石の藩吏も茲に至つて全く絶望の悲境に沈み、狀を具して之を藩に復命した。ずると其の翌々年藩議故大梶翁の植林法を踏襲して今一回之を高濱山に試みるに決し新に實地を檢して設計を立てようとしたのである。此の砂丘

は元荒木濱とは地勢を異にするから彼を以て之に應用しがたいのを知つて遂に止んだ。これ實に寶暦五六年の頃で恰も惠助が松江奉公中の事であつた。

然るに、或日惠助の主家に一人の來客があつた。此の客は即ち前に高濱の植林に失敗した藩の重役なる地方役某であつた。某は酒間具に植林失敗の顚末を主人に話し、何か良案はあるまいかなどと語つた。翌日主人は惠助を呼んで、前夜の一伍一什を告げて言ふには汝は元來奇才に富むが、今藩でも高濱の處置を持餘して居る。汝何か考案はあるまいかといつた。惠助は、數日默考した後此の事業は元來至難で到底五七年の短日月に成功すべきものでないがたゞ資金が豊富で成功を急がなければ植林の見込はあると主人に對へた。そこで主人は汝果して見込あらば男兒の恩出に一奮發を試みよ、資金などの事は之を得る道が無いでもないといつて窃に富籤興行出願の方畧を授けた。蓋、富籤は非常の國禁で、彼の杵築の富籤の外は大槪七兵衛にすら許可されなかつたものである。此の福音に接した天才の惠助、意いかでか大に動きまいことか、遂に志を高濱植林に決した。これ寶暦六年惠助が三十六歳の時で正に植林着手の第二動機であつたものである。

第四章　植林方法の研究

永年の松江奉公を辭して前途に燃ゆるが如き企望を懷きつゝ故郷濱村に歸つた、惠助は、徐に地勢を案じ植林の方法を劃策し、前年藩吏の屢〻失敗した所以に鑑み、新に一種の考案を立て、植林設計書を添へ且該費用に充てんが爲、富籤興行の特許を得んことを公然藩廳に出願したのである。然るに藩は容易に許可せないで幾回の廳議を重ねた末、左の意味の指令を下した。

一、富籤興行の儀は絶體に許可せぬ事も無いが、松苗植留方幾分成効の見込立つまでは指令に及び難い。

二、願書に添付した設計書通り植留に着手すれば資金の幾分を藩より補給しよう。

必然の成効を豫期して居た惠助は、此の指令に接しても更に驚かない、益〻決心の覺悟を固め、身自ら栽培の方法を實驗する積りで、遠堪山から松苗を掘來て各所に試植し、且同時に苗に附着せしめる粘土の分量、高さ、苗の大小、植方の深淺など種々の点に關して比較試驗を行ふこと二ケ年に及んだ。

此の試植の結果として、砂丘の植林に尤も必要な事項は種々の砂防工事は勿論として、其の外に稍深植をすること、水氣を絶たぬ工面をなすことの二點に歸するを確め、植留以來日々巡視して苗の保護に盡瘁したのであるが、特に夏期乾燥の際には自ら天秤棒を肩にして水擔桶で水氣絶無の丘上に水を運んで、苗の水氣を絶たない事に努めた。其の丹精の効は尤恐るべき夏期の枯損を免れ得たが惠助又思ふには、三百や五百の苗なればこそ、斯く水氣も絶たず、砂防の手當も行屆いたのであるが、之を以て數百千万の植苗に應用すべきでない。且肥料の痕跡もない白砂の地なれば折角ありついた苗も成長の餘地があるまい。奈何にせんかと、苦心焦慮に日を重ねつゝあつた中、偶然の事に或老人より、種々の挿木でも植木でも、藻粕を利用すれば決して枯損するものでないとの實驗談を聞いた。そこで、直に藻粕の研究に着手したのであるが果して老人の言の如く、此物は、濕氣の保持力が非常に強くて夏日の炎天に數日間曝して置いても全く水分の涸渇せないのを知り、手を拍ちて大に喜び、一日千秋の思で明春の待遠いのを待ちてゐた。

（備考）

藻粕とは、往時斐伊川の線路に當てをる菱根の池に繁茂した蘆草又は藻類などの莖根が池埋立の後田面より數尺の底地に埋沒して、半ば腐植質に變じた一種の塵土であつて、此の池跡に當てをる元の江田、八島、入南、菱根、濱の五ケ村では「カナリ」と稱へて年々農閑期に田面の表土を取除き、其の下に厚さ一尺乃至一尺五六寸の層となつてゐるものを順次に掘上げ、諸所に小山の如く積上げ置いたものである。

其の色黒褐色で性質輕鬆なのに引き換へ、前に述べた如く水氣の保持力非常に強く、容易に水分を絶滅する事が出來ぬ。そして、又之を燒くも、多くは原形の儘に固結するばかりで、容易に灰燼とする事が出來ない。されば農民が常に厄介視するもので、現今でも「カナリ」殘りの場所より多少之を掘出すものがある。

かくて、翌年雪解けの時を待ち、砂丘の各所に、方一尺内外深さ約九寸位の穴を穿ち、之に藻粕貳升位を施し、又斜面地で降雨の際に砂土流崩の恐れある場所へは、穴の上部に杭を打ち、又は簡易の垣を結び其の根元に藻粕の大塊を固定して砂土の扞止に備ふるなど、周到の準備に缺掌しつゝ、只管苗移植の好季を待ち、八十八夜より彼岸頃までの間に、前年の通り松苗を掘來つて彼の穴に栽培したが、ずると前年とは打て變つて植傷みの度合も輕く、根引極めて迅速で枯損するものが少い。且成育の

勢力比較的旺盛で植付の初年に長きは三四寸短きも一二寸を下らぬ伸張を見た。これ藻粕の効驗の顯著であつた結果であるけれど、併し、夏期水氣保存の狀況を確めた上ならでは安心すべきでないと始終案じ煩つてゐたが、幸に當年の降雨度數が前年と大差が無かつたにも拘らず、枯損したものが貳割にも達しなかつた、そして、殊に意外であつたのは、砂丘の東側の急斜面の一部に試植したものが、日當りの工合の良好であつたのと、半ば砂崩れ扞止の目的で施した藻粕の大塊が無二の肥料となると同時に濕氣を絶たなかつた爲とで生育の狀況一層良好の成績を示した一事であつた。

斯く豫期以上の好成績を收めた惠助は、勇氣百倍して先づ斜面地の植留に着手するが得策であると考へ、其の翌年更に確實の試驗を遂げんものと、前年の成績に鑑み方法に多少の改良を加へ面積凡五町歩許りの本植を試みたのであるが、其の成育前年以上の好果を得た。そして前年植のものは、更に數寸の伸張を見るに至つた。惠助の喜びや知るべしである。

此の間惠助の消費した資金の額、及藩より、補償を得た資金の額など一切不詳であるが、松江奉公以前に開墾した他所は、此の試驗時代に賣却したらしい。且當時村内神田某に茶碗一組を擔保として資金を借入れたさうだが、之を受戻す餘力が無かつたと見えて、其の儘質流れとなり、現品今尙濱村神田助太郎方に保存されてあるのを見れば、財政上に餘程の困難を感じた事は想像に難からぬのである。

惠助は前述の如く高濱植林の出來得べき事を確信し得たのであるから、詳細に狀を具して、之を藩に屆出で、併せて、前の指令に基き富籤興行の特許を得たしと再願した。其の後間もなく藩吏の臨檢となつたが、藩吏も大に惠助の成功を驚歎して之を藩廳に復命した。そこで藩廳は大に惠助の功を賞し、右植留の地は惠助の屢林に下賜され、又國禁の特例を破り籤數三万個を限るの條件付で、彼に富籤興行の特許を與へ、且富籤の歩一で更に高濱全部に植林すべき事を正式に命せられた。是れ實に寶曆十年の事で此の間に惠助の舊主人某が大に內部の斡旋をしたとの事である。

第五章　富籤の興行

惠助既に富籤興行の特許を得たので、爾來孜々興行の準備を整へ、寶曆十一年の春人を各地に派遣して初回興行の旨を廣告し、又加入者を勸誘すべき世話人即ち所

謂句寄の募集に着手したのであるが、其の興行方法は設計杳散佚の爲詳細を知り難いけれども古老の口碑に存したものを綜合すれば一斑を窺ふ事が出來る。

一、興行は毎年三月十月の兩度と定めた事。

二、籤壹個の發賣價格を貳百文とし、總數三万個を限つた事。

三、籤票は、杵築興行の桐製長方直柱形のものとの混同を避け、長貳寸幅五分の檜の木製で表面は平削とし、背面は半圓形のものとした事。

四、籤入桶は、短徑四尺長徑四尺五寸の杉板製の八角壔で回轉に便利なやうに作られ、又其の一方には籤突用の小孔を穿つたものであつた事。

五、加入者の籤數には制限がない、加入者は其の買入れた籤票に任意の歌又は種々の文句を書いて之を句寄人に渡すを例とした事。

六、興行の當日には句寄人は加入者の總代として必現壔に立會ふの外、加入者及一般人にも隨意に參觀を許した事。

七、當日には盛裝の男兒籤突の任に當つた事。

八、先づ總高の三割を歩一として控除し、其の餘の七割を當籤者に配當した事。

九、當籤には數十等の階級によつて金額に等差を付し、其の最後の籤を乙札と稱へて之に最高の金額を與へた事。

一〇、興行當日には、會場取締として鉢屋司法警察の一部を掌る賤民を參列せしめた事。

如上の方法によりて三月の初會を興行したが、加入籤數定限に達しなかつたに拘らず、興行元なる惠助の規律嚴明で秋毫不正の點が無かつたのだから、十月會には加入者制限を超過するといふ盛況を呈し、歩一の收入隨て多かつたけれども何分創業費に多額を要したので之を植林費金とするに至らなかつた。

翌寶曆十二年には、一層の盛況で興行を終へ、其の收益で先づ植林準備として、藁粕の取寄方を實行したのを手初として、同十三年以來は一方には興行を續けつゝ、いよ〳〵高濱の植付に着手する事となつた。

此の盛況を嫉みてか、又は、一時の戲でありたのか、或年の興行に左の落首を籤票に認めたものがあつた。

竹八月、木六月、惠助が首は今が伐り時。

此句運よくも乙札に當籤したのだけれども、流石に恥らひて名乘出る者が無かつたとて、今も尚地方人口に膾炙する所である。

此の富籤興行の場所は惠助の住宅の前方で、今の濱村千二百四十五番地附近一帶の地であつたが、後植林事業の進行につれて經費不足の爲め、惠助は更に追願して籤數を五万個に增加するの特許を得た。されば場所の面積は構内にあつた惠助の住宅を合せて約壹町歩に亘り、非常の隆盛を極めたものであつた。此の地は現今桑園となつてゐるが、尙地名を富場と稱へてゐる。明治四十二年の秋該地所持主濱村高橋作市といふ者、桑園の耕耘に際し鍬先に觸れたものがあつた。怪んで之を驗すれば思ひも掛けぬ壹朱銀であつた。是れ疑もなく惠助が富籤興行の遺物なれば百五十年前の苦心の跡を追想し、轉た懷舊の情に禁へなかつたとの事だ。

此の富籤興行期間は前に述べた如く、寶曆十一年の初會以來安永七年即高濱全部植留の後尙一兩年繼續した由なれども、廢止年代は詳かならぬのである。

第六章　植林の實施

寶曆七年以來種々研究の結果藻粕の効驗の顯著であつた事は既に述べた通りであるが、尙此の外に忘れてはならぬものは飛砂の防止法である。惠助は寶曆十三年春高濱植林の第一着手として苗木の植付に先たち、白茅（普通に芝草といつてゐるけれども芝とは別種であつて地方では之を「ノボシ」といふ）小笹（方言シタ葉）秋胡頽子、合歡木、濱萩などを北山筋に求め、之に彼の唯一の武器とした藻粕を肥料として地勢の宜しきに從ひ凡十町歩の見込を以て栽培したのであるが、これ等のものは、いづれも能く、水氣の缺乏に耐へ兼て、土地を選ばず生育する特性を有するものである。

斯る準備作業の後、前年の經驗に基いて松苗を栽培したのである。其の松苗は豫て藩より苗木掘取の特許を得て居るのだから掘取人夫は、惠助の証印ある一定の小木札を持てば、公私何れの場所を問はず、掘取勝手であつた。然るに惠助は當時の掘取場所を、距離僅に半里に過ぎぬ遙場山手に求めないで、貳里もはなれた石塚村（今の大津村の一部）及其の地續きの上鹽冶に選定した。是れ費用の關係によるもので、即ち苗を北山筋に取れば是非人肩に依らねばならぬが、石塚山から取ると、高瀨川の舟運を利用して直に砂丘の西麓に運搬する事が出來て、人夫一人當りの掘取數に大差があるからである。そして當初人夫との契約は、苗一本の單價を定め、之によつて賃金を渡すことであつたが、此の法によると、人夫は徒に苗數の多からん事にのみ着目して、苗に附着させねばならぬ粘土量を節約する傾向があるので、更に苗

掘取の標準を定めて之を勵行した。即ち松苗は長一尺位を目安とし、薄鎌にて苗の周圍の粘土を一邊三寸五分以上の三角錐形に切り取り、壹本毎に藁を以て緊絡して土塊の剝落するを防ぎ、併せて運搬と栽培とに便なるやう事にした。そして此の松苗受渡の場所は砂丘の西南麓に近い丘中の一地點であつて、當時はそこに小屋をしつらひ、豫て惠助が命した苗方が、此處に出張して苗の受渡を掌つた。此の地點は苗植季節に人夫の集散頻繁であつたのと、苗に着て居た粘土が取扱の際に脫落したものが多かつたとで、面積約三四畝歩の一局部に限り、松樹非常に繁茂して鬱蒼たる森林となり、恰も砂漠中にオーシスがあるやうなことになつてゐる。土人は之をくもり山と稱へてゐるが、是ぞ當時第一集散場であつた。その後植付の範圍が年々擴張されるにつれて、砂丘北部の最高頂部に更に第二集散場を設けたが、此處を世俗に三本松と稱へて、今も尙粘土の點々露出した所がある。

當時惠助が使役した人夫は大部分濱村のものであつたが、何分植付季節が短いので、晴雨に拘らず一氣呵成に進行を續け、惠助は毎朝丘上に登り竹法螺を連吹してゐた。人夫の出役を督勵したといふことである。その後事業が漸次進行して、今の荒木村に屬する方面の作業に移るに至てからは、便宜上荒木村民をも採用した。其の時の人夫の一人であつた某が記念として一本の苗を請ひ受けて持歸り、神光寺橋の下手なる自己の屋敷の隅に栽培したものが、今は亭々たる喬木となつて百五十年前の昔を物語つてゐる。

以上の如き方法で着手初年に於て高濱一郎の栽培を終つたが、爾後日々多數の人夫を指揮して之が保護に努め、殊に大雨又は暴風などの與りさうな時には、晝夜を論せず例の竹法螺で人夫を召集して、警戒をさ〳〵怠らず、或は土俵を以て砂土の流崩を防ぎ、或は粗織の藁莚を布詰め竹串で綿密に地上に縫留め、(土俗此の方法を竹張といふ)或は麥稈を二つ折に竪埋として飛砂を防ぐなど、地勢の宜しきに從つて臨機の應急工事を施し、曾て一日も休息する事が無かつたのであるが、惠助自身も之を植付の勞苦に比べて其の幾十倍なるかを知らぬといつて居たさうである。斯くて第二年目即ち明和元年以後は計畫の端緒が開けたので、先づ全面積を十餘區に區分し、富籤歩一の多寡によつて多少の斟酌は加へたが、毎年凡一區劃の豫定に遵ひ、一方には既植部分の缺植を續行しつゝ植付を進行し、安永七年即ち高濱植林に着手後十有六年で尨大の砂丘北部の入南村に屬する部分を除く)の植林事業茲に全く終を告げ、曾ては白皚々であつた砂丘は今や滿目常磐の翠と化し了つた。

實に寶暦七年の試植時より算して二十二年目である。此の時惠助正に五十八歳、身耳順の域に入らんとして功初て成る。惠助の喜びや知るべしである。

其の植付に要した材料は、前後を通して、白茅七万二千貫匁、小笹五万五千二百貫匁、秋胡頽子壹万本、合歓木壹千本、柳一万五千本、濱萩三千本、藻粕拾五万四千五百荷、松苗九十万本に及び、其の植留反別百拾五町歩以上に達したのを見れば、誠に偉大の成功といはねばならぬ。

此の長年月の間一日の如く風に梳り雨に浴し、寒暑の劇烈に撓まず、財政の困難に屈せず、自ら艱難を求めて天職を樂んだ惠助の人格の高尚で其の忍耐力の強き事、將た設計の用意周到で遺算の無かつた事など、何れも後世の模範として十二分の價値がある。

されば藩では大に惠助の功を賞し、左の優遇を與へて之を旌表し、且命して山林保護の任に當らしめたと同時に高濱山を山方奉行の管理に移した。

一、御免屋敷の下賜（反別不詳）

一、永代高濱山守役を命せらる（安永七年より）

一、玄米拾俵（四斗入）山守給料として下賜。

一、玄米拾俵（四斗入）山林手入料として下賜。

一、永代落葉掻取料全部を所得とする事。

一、枯損木一切伐取御免。

一、合羽皆具御免。

一、公式の節肝煎庄屋の上席たるへき事。

惠助は此の優遇に感じ、爾來益〻山林保護に肝膽を碎いたので林樹は年を經るに從ひ、年々一寸乃至一寸五分位伸張し、惠助の晩年頃には既に二尺以上に及び、中には三尺に達するものを見るに至つた。其の後井上家の注意よく行屆き數十年ならぬに見事な林相を形つくり、遂に今日に及んだのである。

今試みに右植留反別を明治十年調に據つて內譯すれば左の如くである

一、高濱官林反別七拾參町四反七畝貳拾八歩　濱村地內に屬する分

一、同貳拾壹町四反八畝拾歩　松寄下村（高松村の大字）地內の分

一、同拾五町貳反參畝歩　北荒木村（荒木村の大字）地內の分

合計百拾町壹反九畝八歩

外

一、山林五町歩(民有林)
通計百拾五町壹反九畝〇八歩

第七章　植林の結果

前節に述べた如く惠助が二十有二年間も苦心慘憺身命を公益の犧牲に供した結果は、年一年林樹の生育と正比例に濱村の耕作地に安全の保障を與へ、從來一朝强風吹き荒む模樣があると、多數の移住民は殆と生色を失ひ、只管作物に浴せかゝる飛砂の患害を防ぐに忙殺されつゝあつたものが、今は皆枕を高うして風吹かば吹け雨降らば降れの微吟を敢てするといふ狀態と變つて來た。その上是までは飛砂埋沒の爲全く放棄して顧みられなかつた地面、即ち今の東西二ツ濱と中築地と高濱山との間に包圍された一面の廣塲は、漸次に開墾されて美事の畑地となり、又曾ては砂入りの爲田地としての價値を殺がれつゝあつた濱地内及近傍數村の田地も、砂入らずの上田と成り變り、遂に今日の濱村の基礎を完成することになつた。當時濱村新開地の住民は何程あつたものか取調の手蔓がないので、正確な統計は勿論出來ないが、延享元年即ち惠助が植林試驗に着手した十五年前に改定された當時の檢地帳に記載された人名の模樣より推算すると、凡百戸位のものと思はれる。それが爾來急劇の發展を遂げ、今や戸數二百〇三、人口千百三十人を算し、單に畑地のみを以てするも、毎年蠶桑の收入四五万圓を下らず、一千餘の住民が欣々として生業に餘念がないのを見るは、一に惠助の賜といはねばならぬ。加之百貳拾町歩に近い高濱山の林樹が漸次成育するに從つて、副産物たる落葉を掻取る事が出來た其荷數は正確の統計が無いけれども、今より五六十年前以來は年々約壹万荷内外の見當だらうとの事である。これは濱村は勿論近傍數村の住民が唯一の燃料である。

されば惠助は遠祖次郎兵衛と共に濱村民の恩人であつて、惠助なければ、今日の濱村なしといつても恐らく誣言ではあるまい。杵築町の歌人島多豆夫が

濱山になみ風しのくうゑ松のいさをはつきぬ眞砂なりけり

と詠じたのは、能く惠助の功績をいひ盡して餘蘊かないものである。

此の章を終るに方り、惠助の大事業を成就した時の股肱となつて立働いた二人のものゝ事蹟を特記せねばならぬ。即ち其の一人は加藤佐兵衛といつて、曾て其の祖先が濱村殖民地先達の一人として、松枝村(元古志の郷で今は高松村の大字の一)よ

り移住したものゝ後裔で、舊藩の命に依て郷倉の支配をして居たのだから、家號を藏本と稱へた人である。此の家今も連續して現戸主加藤金之助に至つた。そして今一人は原半兵衛といつて、加藤佐兵衛と協力して何呉れとなく惠助の事業を幇助した傍ら、多數の荒蕪地を開墾したものである。其の家系は今尙杵築町に現存して現戸主を原禎之助といつてゐる。

第八章　惠助以後の井上家

惠助は、第二章に、述べた如く寛政六年二月六日七十四歳を一期として歿し、其の内助の功勞多大であつた妻某(法名超譽光倫大姉)はこれより後ること九年、享和三年十二月廿八日七十三歳で歿したが惠助は別に一家を成したのだから彼を初代として五代に及んだ。

即ち

第二代井上惠助

寛延三年に生れ、父の大業を助け、又植留後の手入を一身に引受け、寛政の末より享和の初頃にかけて、更に山林の追肥として藻粕を施用し、遂に高濱林の基礎を固め、且從來の荒蕪地を頻に開墾して餘程の富を致したが、文化九年十一月二十六日歿した。法名戒定院大譽惠山居士。

第三代井上惠助

專ら父祖の遺業を守つた爲に藩より別に米拾俵の加增を得た外、別に記する程の事もなかつた。此の人元治元年九月二十二日歿した。

第四代井上衛助の代には家道傾き初めたが、明治九年十二月十日歿した。

第五代井上鈴之助の代には、家道益〻振はない塲合に明治の維新となり、藩の給米三十俵は止み且從來既定の收入となつて居た落葉掻取料は山林全部島根縣へ引上げとなつた結果、一家忽ち財政の大困難を惹起した。後明治十六年農商務省で全國山林共進會が開設されたので、鈴之助は、故井上惠助の事蹟を呈出したのに、審査の末三等賞として辭令(本書散失)と共に

銀杯壹箇

金拾五圓

を下賜された。然るに其の長子修一(明治七年三月生)素行甚不良で、初代惠助以來の一切書類が壹棹の大簞笥に滿ちたのを、漸次に竊に賣却して菓子に代へ、復一

物を餘さなかつたといふ始末であつたが、果ては各地に流寓して死んだ。さなきだに衰運に傾いた家道は益〻窮し初代惠助が御免屋敷として下賜の光榮を得た廣大の宅地も人手に渡り、僅に隣保の助力で高濱山麓に茅屋を營み、竢々として獨身生活をしつゝあつたが、明治三十九年七月三十一日病歿して嗣なく、遂に斷絕した。

惠助の系統であつて現存する者左の三人がある。

第四代衛助の二男　理三郎　現今杵築町に居住

同　三男　金助　現今簸川郡四絡村善哉寺住職にして大樹宜證と改名

同　長女　コヨ　現今簸川郡佐香村大字小伊津に居住

右大樹宜證は名門の斷絕を歎き之を再興しようと計畫中との事である。

第九章　高濱山の沿革

初代惠助の植付けた高濱山は爾來地方民の間に單に御立山と稱へられて居たが、其の落葉は、前に述へた如く惠助が藩より特權を得て居るのであるから、惠助は任意に小間別として濱村人民に搔取らせ、一定の料金を徵したのである。其の後三代惠助の頃より荒木村大字北荒木地内に屬した落葉の搔取は之を北荒木村民にも分與する事にした。

當時御立山には井上家より山巡り數人を置き、始終山林を巡視して盜伐枯木折取などを監視し、苟も犯すものあれば之を逮捕して郡役人に引渡すが例であつた。斯くて明治五年高濱山の支配を井上家の手より脫して本縣へ引上げられ、之を本縣の御存置とする旨を達せられ、同時に村民共が落葉搔取も中止すへく命せられた。村民共は俄に唯一としつゝあつた燃料供給の途を斷たれたので、周章狼狽協議の末、舊來の慣習により落葉搔取の特許を得んことを請願して止まなかつたが、明治九年に至り五ヶ年を一期として一ヶ年の料金拾六圓三十五錢九厘で願意を聞屆けられた。此の時より御立山を更めて新に高濱官林と稱へられ之を保安林に編入されたのである。

此の搔取期間滿了の後は、每年繼續出願して例により落葉を搔取り來つたが、明治三十八年農商務省令第三十三號發布の結果、不要林野を拂下げられる事となり、高濱官林拂下の告示に接したので、濱區民は其の緣故者である場合からして協議の末、同規則第六條第三項により濱區へ全部拂下の出願をしたが、これと同時に北荒

木區民も亦同樣の出願をして兩々引張凧の姿となつたに、越ゑて三十九年各願意を聞屆けられ、濱區地內に屬する七十五町四反七畝廿八步は價格千百六十圓で濱、區へ、又、北荒木地內に屬する十五町二反三畝步は價格二百四拾圓で北荒木區へ拂下けられた。

爾來濱區民は之を各戶へ割當て、小間別をして落葉を搔取り、且明治維新後官林の監視行屆かず、殆ど放任同樣の姿となつて居た間に、盛に盜伐が行はれて、林樹年々缺乏の一方に頃きつゝあつたのを補植することに努めてゐる。

斯く高濱山林の所有權が濱區民の手に歸する事となつたと同時に、區民は今更のやうに故惠助の鴻績を追想欣慕して止まなかつたが、就中曩に拂下出願の際奔走盡瘁した加藤金之助は、特に其の祖先佐兵衛か惠助を助けて植林の大業を遂けしめた緣故があるので、懷舊の情に禁ゑず、首唱卒先して惠助の功績を不朽に傳へん爲、巨大の自然石を惠助が曾て松苗を掘出した彼の石塚山から購入し、明治四十年高濱山林中尤勝景に富んでゐる東南の高地をトして、植林記念碑を建立した。碑石の基礎工事は未た着手せないが、追て大に資金を募集して之を完成する計畫ださうである。

第十篇　佐太川開鑿　清原太兵衛事蹟

調査委員　奥原福市

第一章　佐太附近地理上の變遷

佐太社は、八束郡佐太村大字宮內にあるが、このあたりは、古の狹田(サダ)國の神都で、佐太大神の神跡である。訂正出雲風土記に、

加賀鄕　郡家、北西二十四里一百六十步。佐太大神所坐也。御祖神魂命御子、支佐加比比賣命御子佐太大神、闇岩屋哉詔、金弓以射時、光加加明也、故云加々。

と見ゑて居る。加賀村は、佐太村の東方二里餘の海岸にあつて、この邊一帶の地は、大神の神領であつたのであらう。

今から幾千年も前には、宍道湖と中海とは、一つゞきの海で、西は杵築の海に、東は美保灣に通じ、北方一帶(舊島根、秋鹿、楯縫郡地方)の地は、三箇の島嶼に分れて、多久の打絕以西、即ち鰐山より日御埼に至る地方を支豆支(キツキ)島と稱し、中部即ち舊秋鹿郡地方を狹田國と稱し、手結の打絕以東、即ち舊島根郡地方を闇見國と稱へて居た。然るに、

地勢の變遷により、多久、手結の兩打絕は、連接して一島となり、杵築海に注いで居た斐伊川は、堆積作用によりて、下流に泥沙を沈積したので遂に簸川平原が出來て、宍道湖の西口は塞がり、松江附近の地もまた同し作用で、中海、宍道湖兩水を隔てることとなつた。近代、杵築海に注いで居た斐伊川が、東に折れて宍道湖に注く事となつたが、宍道湖は僅に大橋川天神川の二狹流で、中海に排水するに過ぎなかつた。かかる有樣であつたから、大雨の際には、宍道湖の增水甚しく、松江の市街を始め、沿岸諸村の被害は、なか〳〵多大であつた。そこで、宍道湖に今一條の排水口を開く事の必要なことは、識者の認める處であつたが、之に着手するものはなかつたのである。更に、佐太川附近の地勢につきて研究すると、幾多の變遷の跡を見ることが出來る。出雲風土記に、

佐太川源二東水源島根郡所部多久川是也西水源出秋鹿郡波村二水合南流入佐太水海水海周七里有鮒水海通入海湖長一百五十步廣十步

即ち今の濱佐田水田は大部分海底であつたことが分る。彼の佐太川開鑿の際に數枚の船具を掘り出したといふ事や生馬村下佐田邊の水田の奥底に杁杭(船を繫いだもの)の殘つて居る事は其の證據である。又秋鹿郡波村とあるは、佐太村中田の里のことでその昔手結の打絕で、船渡しのあつたことも偲ばれ、ここより出でる川は沓川といつて、今清水鍛、中田間の凹地を流れる巾四五尺許の溝川であるけれど、昔人が此處を通りかかつた時に、川上より沓が流れて來たから、いたく怪んで、溯りゆくと、人家があつたので、沓川と名づけたといふ面白き傳說を存して居る。

このあたり、左程の深山幽谷でなく、川と名づくべき程のものもないから右は附會の傳說たるを免れないけれども、太古は稍大なる流れがあつたのかとも思はれる。東の水源多久川は、講武村加賀村境なる小倉山(今の城山)より發源する講武川で、和名抄にも多久鄕と見えて居る。この邊もと圓福寺村と稱して居たが松江藩主松平綱隆が、此の地に狩した時圓福寺といふ地名は、狩場としては似合はしくないといふので、寬文年中講武村と改稱されたと傳へて居る。現今の講武川は、當時の多久川とは、多少流程をかへて居ると見え、南講武字二股で二分して、一は北講武を過き、一は南講武を經、共に一二の支流を合せて、名分村字若宮に至り、再び會合して一流となり、山側に沿ひて南に流れ、海内に注いで居る。(長さ約二里)されど、古は南講武を流れるものは、若宮附近にて、西に折れ沓川と合し、北講武を流れるものは、尾坂より西流して、小勝間山の附近を過ぎ、沓川と會したものらしい。

以上の事實を綜合すると、舊佐太川は講武村より出づる多久川と、佐太村より出づる沓川と相合して、南佐太ノ水海に入つたものであることは明瞭である。さて、佐太ノ水海とは何れの地であつたか、風土記編纂時代（天平年間迄）は、周回七里（今の四十二町）の水海が存して居たことは明である、元來この地方は、右の手結の打絶なる狹田闇見兩島の絶間で、海水が通じて居た所であるから、土地は低濕で、佐太ノ水海をはじめ惠曇ノ池、佐太本郷字池平附近、周回六里（即今の三十六町）深田ノ池（佐太本郷字深田に現存す）杜原ノ池（以上秋鹿郡法吉坡周回五里今の三十町）前原坡、張田池、瓠池（以上島根郡）等の沼澤が相連つて、鴛鴦、鴨、鳧等群集し、南は入海に連り、鰡魚、鰻、鐵仁、蝦等の水產も豐であつた。

かく、土地濕潤で、沼澤が多かつたから、一朝霖雨に際會すると洪水氾濫して、田澤の區劃もなくなることは度々であつた、里民は之を治する爲、溝渠を通じ、阡陌を造り、攷々經營した結果、幾多の歲月を經過して、泥土漸く乾き、蔣蘆既に生ずる處、或は田となり、或は圃となつて、水海は爲に大に南方に壓せられ、所謂潟ノ內となつたのである。（現今佐太川の東西に其の面影を存して居る）さて、その大渠の西方山麓に沿へる處に、月見川と稱する川があつて、今なほ小舟を通ずることが出來る。その附近丘陵の突角は月見ケ岡と稱へられ、觀月の勝地として、雲陽誌等に揭載されて居る。

出雲なる佐太の澤邊に小夜更けて月見ケ岡の月ぞさやけき（讀人不知）

又大井と稱するは佐太水海の西岸、今の佐太川堤防の少しく西方に當る大井輪と稱する一廓で、反別約二十町歩許、大井社のあつた處である。この地泥濘が乾かず、水路が全く出來上ら無かつた頃、屢〻水害にかゝり、社殿の位置もかはつて、今は五十田神社と稱へるに至つた。

天平以後における變遷の大要は右の通りである。排水口を塞がれた宍道湖は、一朝大雨に遭遇すると、雲國西部の諸川が濁流滔々と注入して、十六丈の丹崖を衝き、潟ノ內附近の水田に溢れ、松江に突進して沿岸の地皆水害を被つたが、寬永十六年の大洪水で、要伊川が宍道湖に注ぐに及びて、其の被害一層甚しくなつたから松江藩は市街の西北に、所謂土手と稱する堤防を築くなど、百方防禦につとめたれど、十分奏功する事は出來なかつた。

爾來大雨ある毎に、松江市街は、浸水の慘狀を被り、附近村落の被害も甚しいので、今一條の排水路を新設するの必要は焦眉の急に迫つて來た。これより先、慶長年中、既に佐太川開鑿を唱道したものがあつたと見え、太閤記に、

吉晴の執權堀尾民部へ雲州松江の地下人立寄つて言ふには此の佐太江の水口を銀子二十章(二十枚)に請申度由望みしかば即ち奉行人宜しき事に存じ先生にかくと言ひしかば曾つて同心なかりしなり人皆不審しあへりぬ云々とある。其の後約百七十年、天明年間に至つて、時代の要求は藩主の採用する所となり、遂に開鑿の大事業を成功するに至つた。その主唱者は誰であつたか、松江藩士普請方吟味役清原太兵衛其の人であつた。

第一章　佐太川開鑿

清原太兵衛は生家は不明なれども、母は川津村大字宮田の山本氏(現戸主山本喜良造)より清原氏に嫁して、寡婦となり、幼兒太兵衛を携へて山本家へ復歸したのである、太兵衛は生長の後寛保二年に、松江藩に仕へ、御小人より小買物方小普請方御堀方等を經て、寛(ママ)永五年格式御徒並御作事所横目仰せ付られ、天明二年御徒本格に進み、普請方吟味役をかね、同四年松江大橋縣替横目役を命せられた。(普提寺は清原山本兩家共白髪山下常福寺で、清原氏は、松田左近の部下であつたが尼子氏滅亡後歸農したものだと傳へて居る)彼は農家の出身で、万事に注意深く、精勵恪勤であつたから、藩の覺もめでたかつた、土木事業に興味を有して、經營畫策する處が多かつたが

早くから、宍道湖の增水を排除せんには、佐太川を開鑿して、北海に通せしめる必要を認め、屢〻藩に出願する所があつたが、天明二年、大洪水の慘狀を目撃するに及んで、いよ〳〵決心の臍をかためた、水勢を殺ぎて水害を防ぐと同時に、洞ノ内に新田を開いて耕地を增し、江角浦に水路を開きて交通の便を圖り、松江の繁榮を期せんことを請願した、藩に於ては、國費多端、財政困難の故を以て容易に許可されなかつたが、彼が決心は牢乎として動かず、願書を提出すること前後十二回に及び、御用人青沼六郎左衛門宅に伺候して、度々献策する所があつた、六郎左衛門竟に其の熱誠に動かされ、如何にして開鑿事業を成功するかを問うた、太兵衛は藩に於て、多額の費用を投ずるは困難であらうから、雲國十郡に賦課して役夫を徴發し、湖岸より北海に至るまで、延長三里の掘割を三ヶ年間に竣功せしめることを献策した、その結果、當職三谷權太夫の斡旋により、遂に天明四年に至つて、開鑿の許可を得ることゝなつた、多年の宿望漸く達した、彼が喜びは如何ばかりであつたらう、太兵衛は佐太川開鑿を以て畢生の大事業となし、一身を賭してその成功を誓つた。

ここに稍疑ふべきは、寶暦八年三月、島根郡上佐田村田方地平均新坪附帳に、「田反別三町六反二畝十五歩分米四十五石四斗五升一合、佐太川敷年々一作引云

々とあつて、寶暦八年は天明四年より二十七年前であるから、佐太村地方にて、古老の傳へる百五十年前開墾説に符合することである。又寶暦五年佐太社帳中佐陀神領增加願(佐太神社々司朝山氏藏)に

奉願口上之覺

一古佐陀大社神領被寄付處秋鹿郡神戸里と出雲風土記に見えたり佐陀七百貫と云右領地の境於爾今四月十月榜示幣として四至の境幣怠ることなし柴刺神事是也其節社人九百二十餘人有之年中の祭禮嚴重に御座候處太閤秀吉公社領沒收せられ毛利輝元公より朝山家所領三千五百石を以社領として其時神人七十五人に減ず無程毛利家落居の後堀尾家漸社領二百石に定め下され悉く社領衰微仕候故社人も纔に二十餘人に減じ申候に付年中七十五度の祭儀も神事の式計相勤申候其上社領二百石の內三十九石は社御造營修復之爲修理料に被取上并八石祭料として村方氏子共へ配分被下纔之祿を以て大社の格を相勤め申故神役辛勞不成大方仕合存知候猶又年々不作仕り社中一統之極難にて御座候然る處近年濱佐田村より江角浦迄川御普請被仰付候に付而潟內追々新田に相成可申と奉存候依之右出來地之內に而田地十五町社領

として被下置候はゝ社中一統難有仕合に可奉存候尤潟內之儀は佐太入海と申傳へ當社附屬の地に而四至の幣刺申候境內に御座候何卒御憐愍を以て御寄附被下樣に奉願候乍併潟內之儀は川御普請御受合候者へ被下置外へ配分不被爲成儀に御座候はゝ爲替地楯縫郡大河尻出來地にれいて右町數被下置候はゞ御景を以て神役無怠慢相勤冥加至極に可奉存候ケ樣に愁訴申上候も偏恐多迷惑至極に奉存候得共右申上候通社領減じ小知を以諸家の支配頭相勤申候處困窮之銘々共儀に御座候へば取捌等の致し苦敷奉存候に付無據奉願候間何卒御憐愍之御許容被成下候樣幾重にも奉仰候以上

正神主　嘉寛(朝山)
權神主　與通(宇藤)
別火・秀親(磯崎)

亥七月

雨奉行宛

右の書類によると、寶暦中松江藩の事業として、開墾に着手したものの樣に思はれる。併し無論中止、不成功に終つたのであらう。

太兵衛は、漸くにして開墾の許可を得たので雀躍に勝へず、即ち佐太水海跡なる潟

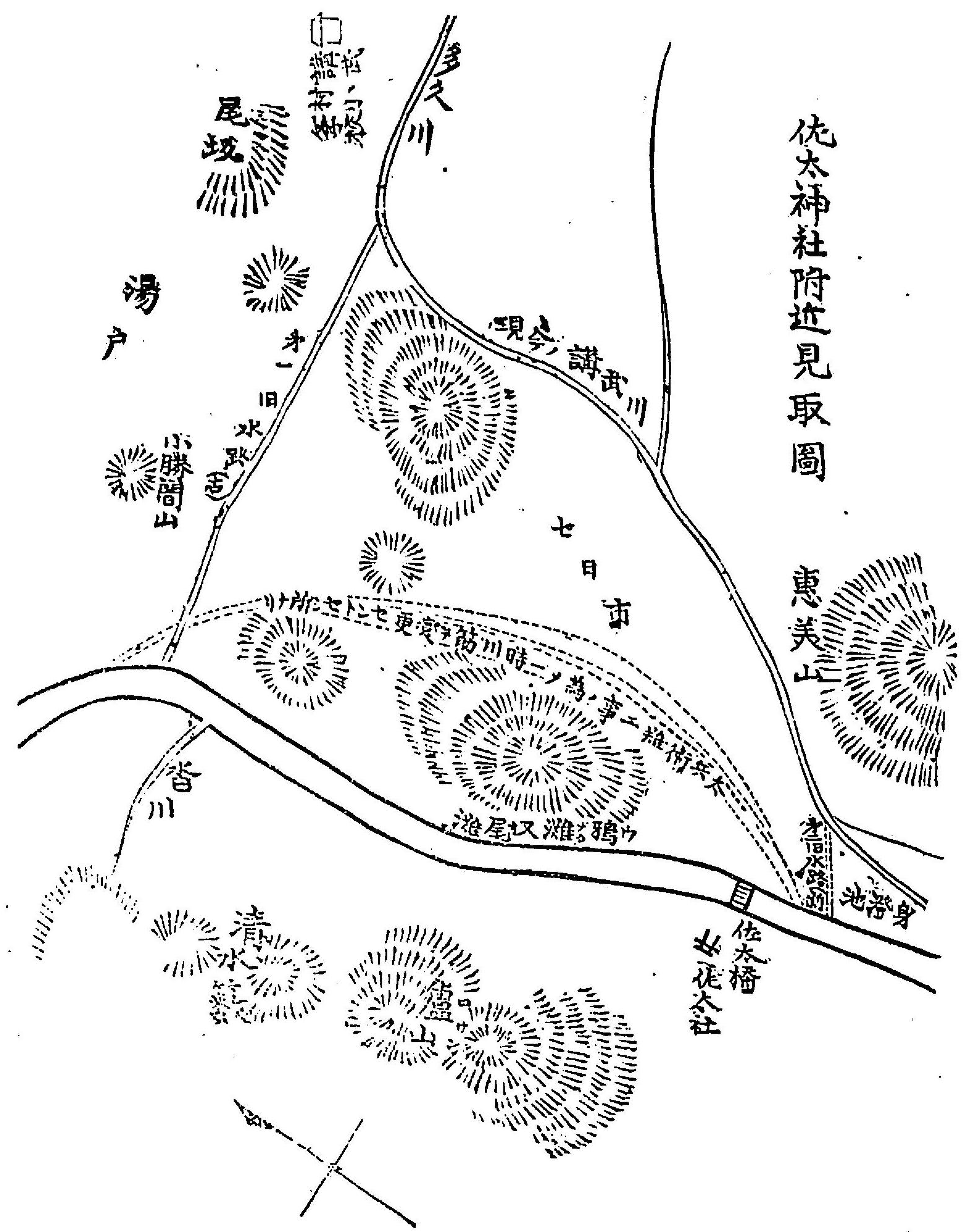

内より、舊佐太川に沿ひて開鑿し、更に佐太村本郷より出でて日本海に注げる忠太夫川を取り入れて、新川掘割の計畫を立て、天明五年春三月より佐太村へ出郷して、開鑿事業に從事することゝなつた。さて、太兵衛は實地測量をなし新川敷地として榜示を立て、繩を引かうとすると劇烈な里民の反抗を受けた。そは川敷の田圃は無償收用されることとなるから、里民の擾動するのもまた、理あることで、太兵衛も大に當惑したが、一計を案じ、晝間巡視の際に目標を定めれき、夜に乘じて榜示杭を立てしめ、其の繩張内に入る處は、田畑といはず、家宅といはず、沒收することゝとしたた之が爲に、祖先傳來の屋敷を立退くもの、昨日の富豪一朝にして家産を失へるものを出す樣になつたけれど、そは僅少の人々の損失で、之が爲に增進する、國利民福の多大な事は相償うて餘あるから、太兵衛は、百難を排して之を決行することゝしたのである。

古老の口碑に佐太村内淸水籔沖より中田邊にかけて太兵衛蟹と稱する一種の蟹が居る、夜間に出でゝ泥土を繰り出すので、太兵衛が夜間繩張をしたのに比べて太兵衛蟹と名つけたと傳へて居る。

又口碑に古江村大字古志沖に金曲と稱する地がある、これ同地の長野某、己れ

内より、舊佐太川に沿ひて開鑿し、更に佐太村本郷より出でて日本海に注げる忠太

出雲國繪畫

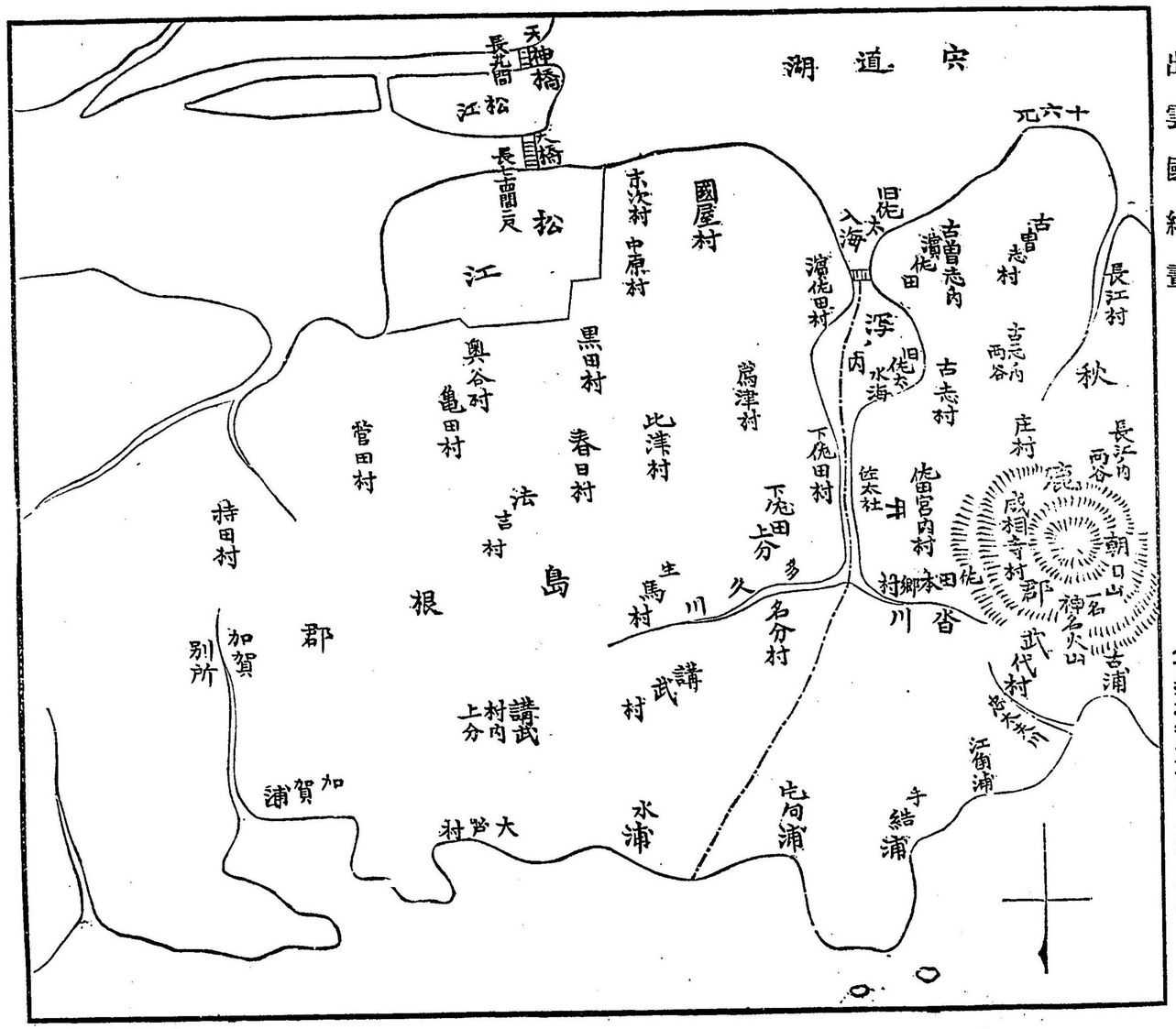

（古折本年代不明、松江圖書館藏）

備考　松江圖書館所藏出雲國地圖の最古きものを畧寫せるものなり、昔時地勢の一斑を知るに足る、只年代不明なるは遺憾なり、圖中の點線は便宜の爲書き加へしものなり。

の田地の潰れんことを恐れ新川路を曲げて榜示を建てさせたから起つたと傳へて居る。

然るに、一難を排すれば、一難又來る。そは佐太神領地の貫通である。當時、佐太は大社と稱して人々の崇敬措かざる處でもし神領地を開鑿して、神怒に觸ればそれこそ一大事と考へられたから太兵衛の苦衷は實に察するに餘りあるのである。太兵衛は先づ「たたら」と稱する土豚を以て河水を堰ぎ止め、工事竣功に從ひ、一區一區之を切り落して、水を通ずるの策をとり、雲國各郡より徴發した多數の工夫を督勵して、工事に著手したが、未だ半にも及ばぬ中に、潟ノ内と鴨灘(名分村)とで、非常の難工事に際會した、潟ノ内は泥土深くて、土塊しまらず、又鴨灘の地は終日苦辛して掘り上げた川路も、一夜の内に崩壊するので工事が少しも進捗せないから、一時は名分村七日市を迂回せんとの計畫を立てたが、川筋を延長することになるので果さなかつた。太兵術はこれは潟ノ内の神領を冒したので、神の怒に觸れたであらうと考へ一方工夫を督勵すると同時に、自らは江角浦で齋戒して、佐太大社に日參する事、一百日に及んだといふことである。(口碑によれば、三年間神名火山頂なる朝日寺に日參したともいふ)大社の神地に身澄池がある、古からこの池で沐浴すると不淨を除くと傳

へ、今も忌服のものは、忌明の際この池に至りて手明をすることになつて居る。かかる靈跡が、新川開鑿の地域内に當つたことゝて、容易に神籤が得られなかつたが、遂に川向に清淨な換地を作り、漸くにして神籤を得たのである。夫から工事竣功の曉には、佐太川堤防に櫻樹を植ゑ、又惠美山より大石を切り出いて、手水鉢を寄附せんなどと祈つてひたすら神慮を和ぐることにつとめた。その手水鉢は今なほ境内に安置され、彫刻の文字は磨滅して居る處もあるが、天明六年丙午及願主上田小平太、松浦覺三郎、山本丈助等の文字あり〳〵と讀むことが出來る。横八尺縦六尺高さ五尺の自然岩で、當時數万人の人夫を使役して運搬したと傳へられて居る。櫻樹栽植は、太兵衛の死後成就されず、僅に佐太神社縦馬場數町間に栽植したばかりであつた。現今の佐太橋を渡りて、身澄池に至る途上、川の東岸にある一帶の堆積土は、字「あげ土」と稱して川身開鑿の際掘り上げた土壌である。

開鑿中の二大難工事であつた鴉避、身澄池の兩所には、犧牲となつて生埋とされたと相須つて、天明七年の暮れ方近き霜月に、さしもの大工事は、三ケ年の日子と、幾万人の役夫とを費して愈〻成功せんとするに至つた。

然るに、ここに悲しむべきことは、嚴霜を踏み、老軀を呵して、工事督勵に餘念なかつた太兵衛は、ふと病の床に臥してより、張りつめた心の弓も一時に折れて、十一月廿八日、七十六歳を一期として、神名火山下の霜と消えてしまつた。かくて、天明八年の春となつた。雪まだ消えぬ睦月の十一日、盛なる川開きの式は擧げられた。土俵切(土豚を以て河水を堰き止めたのを一時に潰決すること)の般はしさ、數百人の役夫等は、且つ飲み且つ歌ひ、河畔に建て列ねた御小人小屋は、歎聲を以て滿たされた。役人御宿であつた井上氏方でも祝盃を擧げて竣工を祝し、藩侯よりは、それぞれ賞賜が下つて、佐太里は、前代未聞の賑ひであつたが、此の事業のため一身を犧牲に供した清原太兵衛は此の盛典に見えなかつたのである。太兵衛は、川開きの盛式に先つて死んだので、藩より恩賞に與らなかつたのは、千秋の遺憾ではあるが、死去の前年九月、家老三谷權太夫の執りなしで、太兵衛は士列に取立られて十八石五人扶持を給せられ、新番組へ編入された。農家より出でて、士列に取り立てられるに至つたのは、實に永年精勵の結果で、太兵衛の人となりを想見することが出來る。實に彼は篤行者として、事業家として、後世の模範人物といつてよからう。

出雲私史に「天明七年作佐陀川、先是出雲國多氷害屢謀作此川以殺氷勢而不成、

當職三谷長遠主謀此事、是歲二月、命清原太兵衛爲普請奉行、發役夫七万人起功至四月而成。秋鹿郡島根郡界本有佐陀湖、湖有二源、東自講武村出、西出本郷宮内之間、二水合爲湖、引湖爲川、川廣二十間長二里許、以注北海、舶路得便、水害漸除、とあれども、如何に舊川筋を利用するにしても、二月より四月までの短日月で、いかでか此の大工事を竣工せしめることが出來ようか、これ同書の誤謬たることとは明かで、清原家所藏の列士錄勤功書控によれば、『天明五年三月より佐田川御普請御用に付天明七年迄引續き出郷仕候』の記事があるから之を正確と定めてよからう、又同年十一月廿八日、病死のことは過去帳に見ゆ、翌年一月十一日川開のことは、同家にて太兵衛死亡の爲、竣功の際、授賞がなかつたのを遺憾に思ひ、同日を記念日として、子孫に言ひ傳へて居るから、これまた誤なからう、と思はれる。

佐太社の舊記によると、佐田橋長八間とある、以前の佐田川はかかる小流であつたのを、二十間に擴張して延長約三里に亘り、其の中に鴉灘等の難工事があつたのを思ふと、三ケ年成功の方が穩當であらう、又出雲私史に『屢謀作此川以殺水勢而不成』とあれば、佐田川開鑿は早くより議に上つたものと見ゆ天明以前、多少着手の形迹をも認めることが出來る、されど財政困難と、眼識ある當路者と適當な監督技手とを缺いだ爲成功に至らなかつたものと見ゆる。

かくて、新川開鑿後は、藩より番人を附して、土礫を川中に拋棄することを嚴禁されたが、今は其の禁弛み自然に川も埋つた所もある、もし此の川を浚渫して、汽船を通するに至らしめると、松江市の繁榮は期して待つべきであつて、先人の太兵衛もまた地下で滿足することであらうとれもふ。

太兵衛はまた、山方元〆役として、造林事業に力を盡したらしく、現今能義郡吉田山の大森林（宮内省分三百町歩松平氏分三百町歩何れも杉檜の森林）は太兵衛が設計に成つたと傳へて居る。

岡本甚左衛門肖像

第十一篇　雲城村七條原開墾者　岡本甚左衛門事蹟

調査委員　苅田吉四郎

第一章　岡本砂右衛門の義俠

那賀郡雲城村は濱田町から二里許はなれた高原地で、東西二里八町、南北二里十五町、西南には海抜千二百尺の青原嶽一名雲城山が屹立して、其の間自ら一勝區をなして居る。村の北方に七條原といふ所がある。文政年間に岡本甚左衛門が心血を飛ぎ、私財を蕩盡して開拓した所で、今新開所と稱へ、大層廣くは無いけれど、兎に角豊饒肥沃の一佳境である。當時一番の力を以てしても、尚遲疑逡巡して、着手する事が出來無かつた難事業を甚左衛門一人の力で成就したのは、洵に偉績と言はねばならぬ。今此の偉績を陳ぶる前に、彼が熱血の源泉たる曾祖父砂右衛門の義俠を一通り記述して置く。

雲城村内大字七條は今は七條、伊木、小笹の三字よりなつて居るが、藩政時代には、字七條も一村として、一行政區域をなして居た。其の七條村は舊石高二百六十八石七斗六升三合、免は即五九三ケ村であつたが、古來村民は概して富有で無く、年々の貢

米は常に不足で有つて、殊の旱損虫害にも、兄弟妻子離散する慘狀を現出したのであ。る。當時本村庄屋岡本砂右衛門は注意に注意を加へて、田圃の肥瘠、村民の勤惰を精査したに、斯の困厄の原因は全く本村石高が土地の廣狹地力に相當せない事だといふ斷案に達したが、かくては一日も捨て置かれずと、砂右衛門は元文四年七條村耕地の實地踏査及減高の事を藩廳に願ひ出でたけれども藩廳は累を他郷に及ぼさん事を恐れて、容易に許さない、そこで砂右衛門は歎願再三、寢食を忘れ、血涙を揮ひ、一村の爲死を期して奔走したので、藩廳も遂に其の至誠に動かされ、同年二月十四日より同廿八日まで檢吏三十人を派遣して、實地踏査をさせた、結局砂右衛門の素志は貫徹して、舊高二百六十八石七斗六升三合の内九十石八斗三合は永引高となつた（此の以前は平年檢見凡百石、小凶年は檢見引百八十一石九斗五升九合と年々の檢見額に見なして居る）これより貢米も不足を告げず、村民も悠々祖先を祀り、妻子を養ふ事が出來たのである。砂右衛門は寶曆元年十月十一日七十歳で病死し、字青原の墓地に葬られたが、村民は深く其の德を追慕するので、寬政六年十月廿八日縣社殿島神社境内に一祠宇を建設して、砂右衛門の靈を祀つた、其の後京都吉田卜部良連より神號を得て、今は森岡大明神と稱へて居る。

雲城村圖

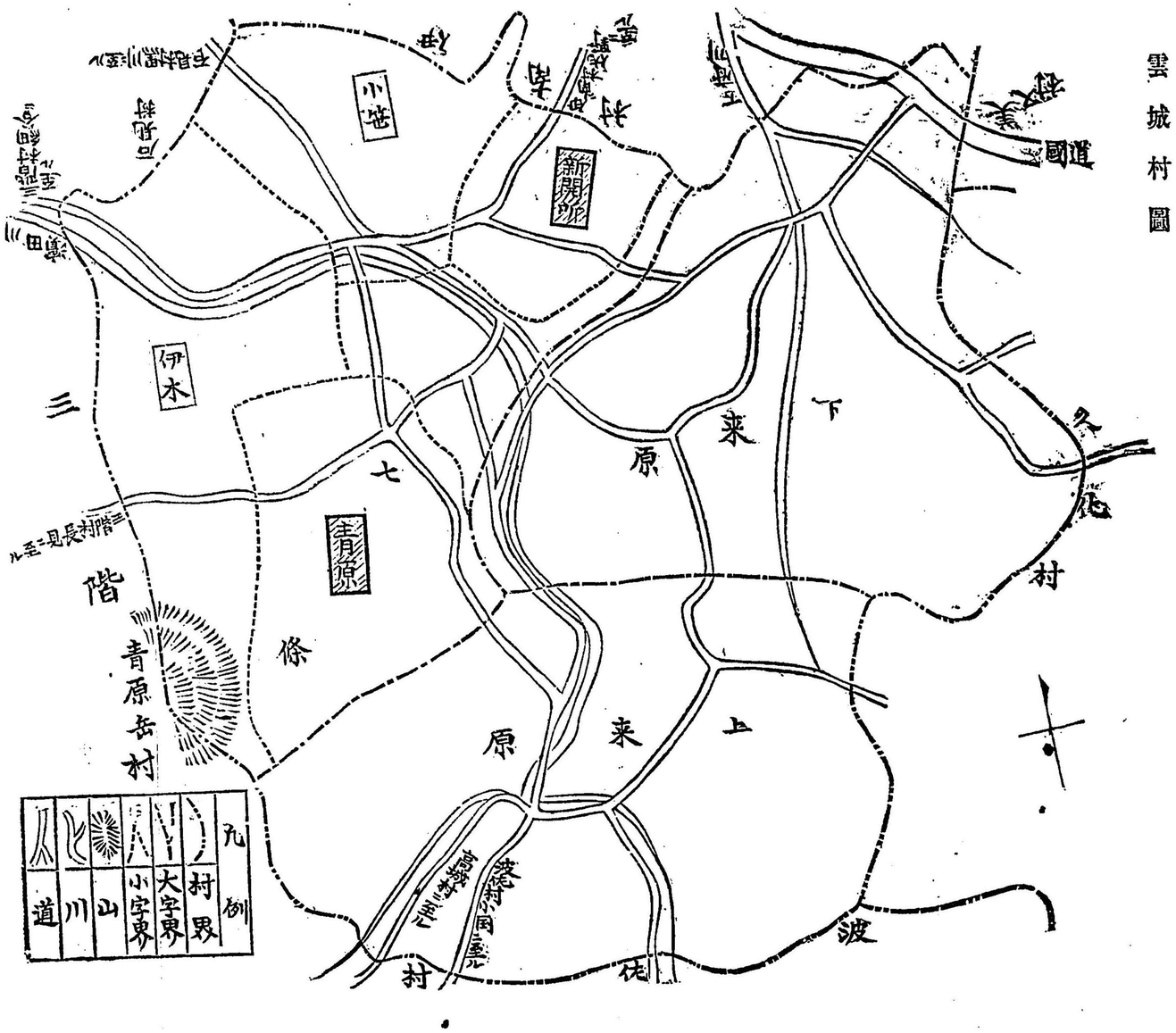

米は常に不足で有つて、卵の旱損虫害にも、兄弟妻子離散する參状を見出してので

文政二卯十月十一日
御上へ出シタル開拓
前ノ圖

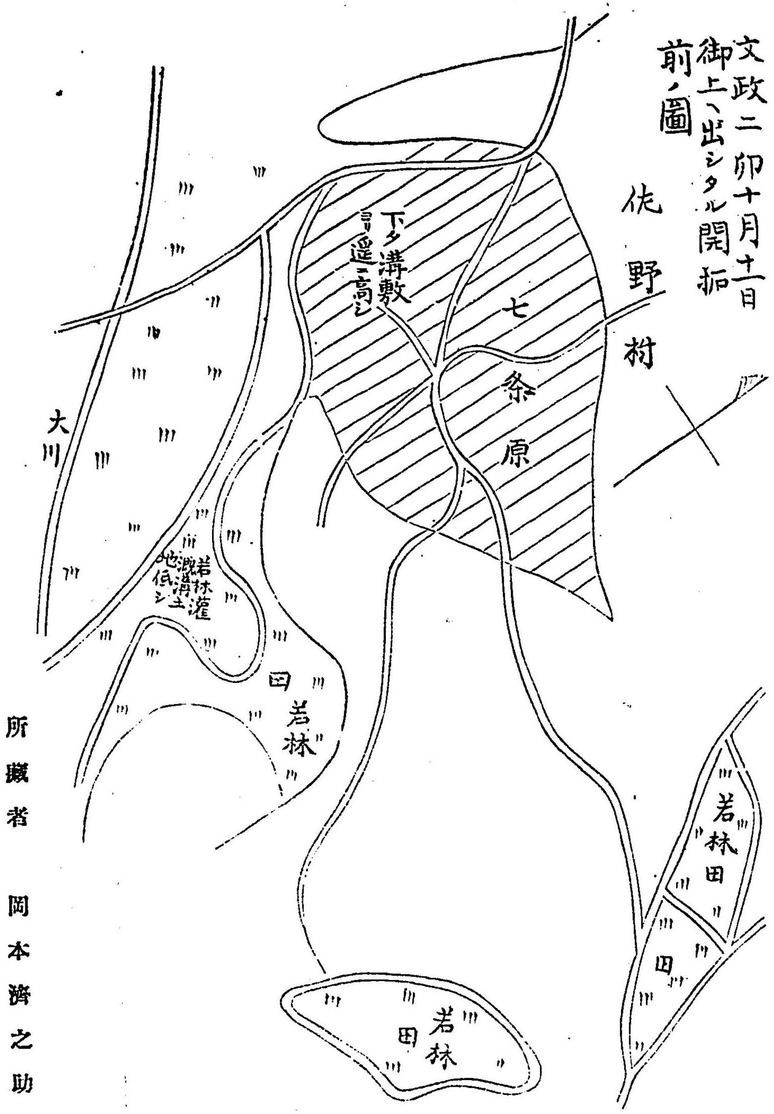

所藏者　岡本濟之助

坂松谷ヨリ廣草田大池ヘ水利ヲ通スル大溝渠設計圖

北
東
南
西
畑
田
道
間
百
三十二間
百六十間
二百廿一間
五十間
百廿間
若林
若林谷古田鉦谷
小笹村
天保十三年寅六月
御役所へ差出シタル開拓後ノ圖
岡本源之助藏

（原圖縮寫）

第二章　七條原開墾の由來

甚左衛門は砂右衛門の長曾孫で、安永三年七月十日雲城村大字七條字青原に生れた。父祖に次で伊木、小笹、七條の庄屋を勤めたが、人と爲り堅忍剛毅、數理に長じ、又慈善愛憐の情に富んで居た。甚左衛門が七條原の開墾に著手したのは年齒正に四十七歳の時で、其の動機は勿論廣漠たる原野を荒廢に委し、天與の富源を空うするのを遺憾としたるに因るけれども、前に陳べた曾祖砂右衛門の救民事蹟に感奮した事も有らう、曾祖の事蹟は消極的であるから、更に積極的な國益を興し祖先の靈を慰めんとしたのである。抑も七條原は海拔七百三十尺の高原で、古來荊棘茂生して猛狼多く、俗に狼の栖と稱へられて、人の近寄らぬ所であつた。其の地全く水利を缺いで居るので、幾度も開墾企圖者は空しく手を收めたのである。甚左衛門は青原に居住して、常に望を此の地に屬して居たから、如何にもして水源地を求めて開拓を行はんものと苦心し、危險を冒して實に踏査した事は幾回なるか知れぬ程であつたが、遂に文政二年斷然意を決して之か開拓の事を藩廳へ出願した。藩廳でも亦幾回の調査を遂げた上、同年十二月二日甚左衛門を呼んで「七條原開拓之儀者從御上

被爲成候儀御廢止に相成候間甚左衛門出精を以て開地出來候樣盡力可致との命を傳へた、されど藩廳では尙其の開拓が村民の意向に反せずやと疑つたので竊に探問して見たが素より何等の故障もなく却て村内の歡迎する所で有つた、當時之に對して七條原組頭次郎兵衛より上申した書面で明である、さて其の開墾の費用に就ては全然甚左衛門の私財に待つの外なく、誰更甚左衛門と心を協せ力を戮せる人もなかつたが甚左衛門は毫も屈せずして諸般の準備を整ひ、遂に翌文政三年七月より開墾の大事業に着手した。

甚左衛門は當初飲料水の供給を得んと試みたが、此の高原地で單に井を掘るのは古來幾回も失敗に歸した事例があるから、甚左衛門は嶄新な工夫を凝し、試に妙見宮の側で面積三段歩許の溜池を掘つて水源地に充て、其の附近數ヶ所に井を掘つて見ると、良水滾々として湧き出でた、其の時甚左衛門は我事業の基礎が出來上つたのを喜んで、手の舞ひ足の踏むところを知らなかつたといふ事である。一說に此の計畫は郡奉行田村瀧左衛門の考案に出たものだともいつて居る。其の溜池は今日尙依然として飲料水の水源地に充てられて灌漑用に供せられることはない。

第三章　七條原水利計畫

甚左衛門は既に飲料水の供給に成功したから進んでは、其の先天的工學思想を運用して、七條原水利疏通の攻究に攻究を重ねたが、未だ曾て深高な工學を攻めた事もなく、又今日の樣に完全な測量器械を持た無かつた彼が當時の苦心は、眞に想像の外に在つたのである。

此の地は元來高原で河川に遠いから、開墾して沃田良圃とするのは難中の難事であつたが、甚左衛門は苦心の末、用水の供給は溜池の設置に待つ外はないのを認めた。そこで甚左衛門は梅風沐雨の艱を嘗め、或時は積雪を凌いで、荒野を踏み、或時は烈日を恐んで、炎天に彷ひ徨く七條原頭を跋涉して遂に溜池に相當すべき土地六ヶ所を相し、先づ此に標木を建て置いて難きを後にし易きを先にし、徐々成功の快樂を與へる樣に人を率ゐて築造を創めたのである。其の溜池と溝渠とは次に述る通である。

(甲)溜池

一、宮下大溜池　飲料水の水源池として設けたもの、面積三段歩、文政三年九月

築立、人夫八百六十人役。

一、原中小溜池　文政三年九月築立。

一、十文ヶ池　面積二段歩

一、原中大溜池　面積一町歩、文政四年九月より築立、人夫八百二十一人役。

一、鐘谷溜池　面積一町五段歩、文政七年十月着手、同八年四月竣工、人夫千六百八十五人役。

一、廣草田大溜池　面積三町歩、文政六年八月着手。

一、外に現今不明のもの一ヶ所。

以上六ヶ所は灌漑用として設置したものである。

(乙)溝渠

一、釜ヶ峠山掘り越溝　文政七年四月。

一、鐘谷奥幷竹平大水穴　二ヶ所、人夫七百人役。

一、廣草田溜池より鐘谷堤下迄溝渠百八十間、天保四年六月。

一、レンカクの峠六十三間掘切、溝夫五百四十人役、天保四年四月より十月迄。

一、三百山の脇釣り溝幷に宮の下迄新溝掘。

一、下來原坂松谷より廣草田溜池に通ずる大溝渠、延長廿八町卅一間。

以上は溝渠の主要なものである、右の内坂松谷より廣草溜池に通ずる大溝渠は其の幾分を成しただけであるが、上記の釣溝は甚左衛門の新築で、一方の高地から低地を經て他の高地に通ずるもので、即ち低地の間に蜿蜒たる長堤を築造して其の馬踏面に溝を通ずるのである、比較的安全耐久のもので他地方に見られない。

上記の溜池と溝渠とは悉く肯綮を得た設計であつて開墾當時より今日に至るまで灌漑の便利は變ることなく、百年前の光景もまの當りに見る事が出來る、さて、甚左衛門が最も苦心經營したのは上記の廣草田の溜池であつた、他の五ヶ所の溜池は田方十町歩の灌漑用とするだけで、尚進んで開拓をするには更に用水の供給を圖らねばならぬと、七條原から三町許離れた丘陵の間に一大溜池を設計したのが即ち廣草田の大池である、其の堤長百二十間堤の根敷二十五間周回一里にも及び、洵に驚くべき大設計で文政六年未八月上旬に之が築初をした、當時の口上書は左の通り、

乍恐奉願口上の覺　甚左衛門手記日誌に據る)

七條原新開所追々開作仕り田方凡二町三反歩畑方凡四町餘も當夏作付仕當

時寛敷三十三軒人高男女百十八人住居仕開作出精仕候へ共古畑と違肥餘分不仕候ては作物出來兼候に付肥等心配仕候へ共行屆兼作物相應出來立候迄は田畑扶持米に不限茶鹽肥の代等に至る迄日々貸入仕尚又田方開墾候に付ては用水手當不仕候ては不相成新土手長凡百貳拾間高さ凡貳間程の場所先月上旬より普請に取掛り候處此入用も存外餘分相掛り下地仕入方追々大造の義に付於私當惑至極云々

未九月

有田宗兵衛樣
八木哲兵衛樣

七條村庄屋
岡本甚左衛門

廣草田の溜池は前書に記する通、別に新堤とも又大堤とも云つた。されど此の工事は甚だ大事業である上、年を逐うて經濟に困難を來したから遂に涙を飲んで一時工事を中止したのである。

戊年に至り甚左衛門は左の通、上書した。

乍恐内々御願奉申上口上の覺（甚左衛門自筆の控書に據る）

廣草田大堤普請不致候ては七條原中不殘用水澤山引當不相成候へ共内仕入方拜借他借共返上不相濟候内は普請に取掛り難く相成大堤凡夫掛一萬人餘も掛り候又普請に取掛り候ても四五年も掛り不申候ては成就不仕次第追々御賢慮御伺申上度と存候云々

戊四月

甚左衛門は資財の許さないので遂に廣草田の大溜池を竣工せなかつたが、安政年間に至り、甚左衛門の長子新右衛門は父の遺志を繼ぎ、其の築造の必要を領主松平右近將監に開陳した。領主は之を容れて躬ら其の地を臨視し、故甚左衛門の設計を縮少して之が修築に着手したから、眼代永井佐太夫、勘定奉行小寺熊次郎等十數名出張して工事を監督し半歳を經て安政三年四月廿二日に竣工した。

甚左衛門は又隣村小笹村等の旱損地に水利を得んことを計畫し、下來原地内字坂松谷より濱田川の上流を引いて廣草田溜池に注入し、大に廣草田大池を利用せんとした。堰堤より溜池まで其の水道の長さ貳拾八町卅一間に達し、岩を穿ちて斷崖に掛樋を架し、獨樂頭を以て田中を渡し、穴を整ち山を通し、迂回して谷を越ねる等あらゆる經營を起したが成就したのは其の幾分であつた。明治五年長子新右衛門

は其の子與一郎と共に父の志によつて、此の大土功を起したが同年三月二十六日着手して、同六年四月八日に竣工した。其の工費七百五拾六圓七拾錢參厘であつたが内三百六圓四拾八錢五厘は領主の下ケ金で之に充て貳百四拾七圓六拾壹錢八厘は新開所へ課出させ殘額百七拾參圓八拾五錢は新右衛門の自費であつた。されど、此の水道は中途難工事の處が多いので一旦成功したけれど竟に又頽壞して今日は水利の見るべきものが無い。

第四章　七條原移民奬勵

新開所の經營は着々其の功を奏したから、甚左衛門は將來の繁榮策として盛に移住者を奬勵した。七條原は甚左衛門の居宅から遠くは無かつたが、自ら率先せねばならぬと、開拓着手の翌文政四年一月二十六日鐵山者八十餘人を率ゐ其の一家族と共に茲に移り、邸宅を設けて大岡と名けた。すると永久的移住者續々として來り、翌文政五年に及んでは遂に戸數廿七男女百餘人となり、鐵山は數ケ所に開かれ、田圃の開墾亦大に進捗した。

甚左衛門は又藩主に上書して藩士の在入を要求したので、爾來其の移住者も尠からつた。夫から更に此の地の繁榮策として毎年五六度大束賴母子の類を營む事としたので、四方より來るもの漸々多くなつたから、甚左衛門は是等移住者の爲新開所の一部平坦の地所を畫して連檐區とし、東西に木戸口を設けて、街路は幅二間長百三十五間とした。すると未も無く農家、旅宿屋、大工、鍛冶、經師屋、周旋業者、博勞等の來住するもの二十餘戸に及んだから甚左衛門は又其の事務所を此の連檐區に設けて出張り所と稱へた。天保六年藩主松平周防守が封を他に移された時在士は隨ひ去り、頼母子も止んだので人口は稍減じたが同十三年藩主松平右近將監が更に鄕組と稱する者二十人を此の地に住ませられたから再び舊觀を復するに至つた。維新前我國の内外騒然たる時藩主は將來を慮つて新開所に二十六間と二十一間の長屋各二棟を建設し、次に殿舍を造營し、四周塀を設け前後に門を建て御茶屋或は立退御殿と唱へた。其の工事は元治元年七月に着手し同十月中旬に落成した。此の坪數は五千坪にして宏壯美觀を呈したが其の内三千坪は甚左衛門の嗣子新右衛門が寄附したのである。然るに慶應二年征長の師敗績し、藩主は濱田城を退いて作州鶴田に移つた時、此の地の士卒も隨ひ去り殿舍長屋は悉く燒燬され尋て明治三年三月十二日連檐區に火災が起り民舍擧て烏有に歸したので現今殘る所は僅か

に一兩戸で空しく當時を偲はしめるに過ぎない。

第五章　新開所の風紀

新開所來住のものには無賴のもの少からず、動もすれば風紀の紊亂を來す處があるから甚左衛門は深く之を慮り、遂に落塵に乞ひて七條原住民規定を發布して之を監督した。甚左衛門の注意は洵に周到と謂はねばならぬ。

其の規定の全文は左の通り、（甚左衛門自筆の原文に據る）

七條原ゟ定申渡之覺

一、公儀御制禁之趣堅可相守別而切支丹宗門之儀年々堅御改有之候へ共尙以常々心を付不審成る者於之有者早速可申出事

一、博奕、業堅御法度之儀別相背小細之儀にても仕もの於有之者不隱置見聞次第可申出事

一、旅人へ相對宿猥りに貸申間敷事

一、往來筋之儀旅人相煩候躰及見候はゝ早速申出介抱可仕事

一、武家方御殺生掛にても御出之節無禮仕間敷事

一、獵師之外於山野殺生堅御制禁之事

一、惡事者不及申惣而徒黨ヶ間敷儀堅御法度に候條可相愼事

一、銘々家內にても喧嘩口論決而不仕平和に致べく候無據不及利談候て者不相濟義在之候はゝ申出惣方共可任下知事

一、外ゟ理不盡の儀申もの在之候共隨分かんにんいたし相手取申間敷ねんひんに取計彌我慢申募したる時は可申出候事

一、於途中何によらず拾物致候はゝ不隱置早速可申出候荷主尋來候はゝ其筋相糺証文取置可相渡事正直に於申出者其趣により御褒美可被下候事

一、他所緣組御法度に候條無據譯合も在之候はゝ伺出の上相談可相極事

一、分限不相應之衣服諸道具食物等才覺致者不思議に存付候はゝ可申出事

一、むさと夜々宿を出夜更候か又は翌朝歸候樣成もの心を付可申出事

一、常々火之元用心堅可仕事兼て出火と申時之防方油斷不致分限相應汲水たやし申間敷事

一、着類の儀きぬもの御法度候條木綿地布可着事

一、諸祝儀事又は葬禮法事等分限相應輕く可仕事

一妻者夫にしたかひ子は親にしたかひ下知を守らさるもの可申出氣儘に致させ間敷事

一一尺五寸より長き脇差御停止の事

一女かみかさり目立候儀爲仕間敷事

一拔參宮堅御法度の事

一他所へ罷出候儀不相成別無據義有之他出仕候はゝ申出閊屆之上出立可致事

罷歸候節不審成る義有之候はゝ相糺可申出事

一御他領へ罷越候末之儀決而仕間敷何事も實体に可致御他領に火事其外そふどうの儀見聞候はゝ早束可申屆事

一家職第一に心得出精可仕事

一女子に至るまで相應之仕事爲仕遊せ申間敷事

一開地田畑一反歩に付開飯米廻出候者ゐ米三斗の割合年中一割半之利息にして貸付可申事

一開地場所山内屋敷相定置候條方十間通の外年々土田草氏へ對し定之通一ケ年に米六升つゝ一反歩に付差出し出精開地致し開地主損分に相極先々御高

入願事永々百姓に相成候樣可致事

但當巳年之義は初年に付草代可致用捨事

一銘々開地實拂度義有之時は一反歩に付畑開之分本物米六斗之割合にして買上可申事外より高直に買入有之候はゝ勝手に相談可致賣買証文爲調可申候

一年々開地場所見分之上境目受取開地可仕候猥之儀仕出後年境論出來之儀仕間敷事

一山内都而こくるゐは不及申其外諸品勝手次第に買入又は拔賣等決して仕間敷候於相背者其品引上け處分申付候事

一職頭之者共より相示候義堅可相守事

一炭薪等拂底の場所ゐへは常に大切に相心得不費無之樣可致事

右條々堅可相守相背もの於有之者罪之輕重により咎可申付もの也

文政四年巳七月十六日

甚左衛門は平素身を持すること極めて謹嚴で其の開拓に從事した時、特に言行を愼み專ら公平と慈愛とで人に接し、嘗て孤兒數人を鞠育した事もある。又農家で疾病其の他の事故によつて耕耘の機を失した者があると、自ら鋤鍬を執り之が耕耘

を扶助するので、隣人亦不得止集り来りて種々世話をした事も有る。甚左衛門は又自己が庄屋勤務中は百姓一人も潰さぬ心願であるといひて、若し百姓で負債を生じた者があると自ら進んで種々の仕法を立てゝ遣つたので、遂に其の勤務中破産した百姓は一人もなかつたからゝれば甚左衛門は平素人々に衷心から敬服されて居たので、従て前記の規定も能く行はれ、凡そ新開地に有勝な喧嘩、竊盗、詐偽等の罪科を犯して法網に觸れたもの一人もなく、隣保相助けて醇厚俗を成し、風紀の端正で有つた事新開地としては甚だ珍らしき事であつたといふ。又甚左衛門は深く神佛を尊信し、神社佛寺に奉賽寄附した事は甚だ多かつた。古来七條原に佐陀比古神の靈石と傳ひ来つたものがあつたので、甚左衛門は文政五年六月、防州山口顯宮稻荷神社の分靈を此の地に勧請して佐陀比古神と合祠し、新開所鎮守の神として民心の統一を圖つた。

第六章　事業成功

甚左衛門の開拓事業に就いて、其の設計及會計の詳細は分らぬが、開拓着手の翌年に於ける、左記の上書を見ると甚左衛門の經營并に文政三年七月起工した後二ケ年間の功程をも知ることが出来る。

奉申上口上の覺　甚左衛門手記日誌に據る）

一新開田方凡壹町餘　七條原當午歳作付仕候分
一同凡壹町　来未の春開地可仕候
合貳町餘

此出来米凡四拾五俵　但壹歩に付凡六合取に候
　内拾五俵　作扶持米心當て
　殘參拾俵　未秋御見取米心當て
一新開畑方凡三町餘　當午年作仕候
一同凡壹町　来未の春開地可仕候
合四町餘

　内三町餘は雜穀作蒔所心當て
殘壹町　大豆作付仕壹畝に付凡八升可仕
此出来大豆凡貳拾俵
　内拾俵は　作扶持心當て

殘拾俵　未秋御見取大豆必當て

米大豆合四拾俵　未秋御上納可仕凡必當て

一五拾俵　申春田畑凡壹町開增仕申秋御見取未大豆拾俵增必當て

一六拾俵　酉年分右同斷

一七拾俵　戌年分右同斷

一八拾俵　亥年分右同斷

一九拾俵　子年分右同斷

一百　俵　丑年分右同斷

一百拾俵　寅年分右同斷

一百貳拾俵　卯年分右同斷

一百參拾俵　辰年分右同斷

合八百五拾俵

此代銀拾七貫目　凡石五拾目替に候

右之通凡積方仕差出申候壹ヶ年に田畑凡壹町づゝ開增仕候へは辰年迄に凡田畑拾五町開地可仕候内是迄手當仕候用水堤水穴井谷水引當候へは田方四町程

の外は水引足申間敷と奉存候此上御用普請の義は先年度に御檢分被成下候通多分水掛之義は凡銀拾貫目餘御用掛候義に付私自力に出來不申候義と乍恐御爲筋可相成候義に候はゝ其節御願可申上と存候以上

七條村庄屋

岡本甚左衛門

午十月

有田源藏樣

八木哲兵衛樣

開拓の事業は、甚左衛門の豫期の通、着々其の功を奏し、文政十年には七條原の大部分は既に開拓され、池は七ヶ所築立てられ、戸數は五十戸に達して同十二年竣工した。其の面積正に東西四百間、南北三百間に亘り、田反別十一町一段一畝九歩、畑反別五町四段八畝貳拾七歩、宅地反別七段七畝九歩であつた。さて、有司の檢査を經て年税八十の、五九三、石高廿六石四斗三升九合と定まり、新開所と名付けられ茲に始めて荒漠たる原野も一朝變じて鷄犬相聞ゆる一良部落となつたのである。

以上の成功は蓋し甚左衛門が第一計畫で、尚財政と健康とが許しさへすれば、彼は第二第三の計畫をなしたと思はれる。元來此の事業は彼の私産を犧牲として偏に

公益の爲に起工したもので、事業開始の當年即ち文政三辰に於ける彼が納米下作方勘定帳を閲するに、其の收入は實に百五十二石九斗五升三合貳勺である。素より豪農とは言へないにしても、地方にあつては上流の家格に違ない。然るに同年より同十二年に至りて開拓の爲に費した私財は正に銀九十九貫五百八十二匁五分である。而して彼の資產に對しては素より過度の支出であるから、彼は常に財政に苦み、一時其の收入は僅に十石に減したこともある。即ち彼は殆ど私財の全部を擧げて開拓事業の爲費したのである。嗣子新右衛門が幼かつた時、父に向て「父上は開拓の爲に一家の資產を費されるが、斯くては非常の時に祖先の祀も繼がれまい」と言ふと、甚左衛門は憮然として「咄、汝は國恩を知らぬ痴漢である。自己所有の田地は何人の所有となつても、上納する公租に變りは無いが、新開所の如きは若し開拓せねば、一粒も國家の裨益にならぬ、心得違を言ふな」と叱りつけたと言ふ事である。されば藩主松平周防守は特に甚左衛門の爲に富籤を新開所及那賀郡長濱村、邑智郡口羽村の三ケ所に起し、其の收益で甚左衛門に酬いんと計畫されて、其の額は既に銀六十貫目に達し、家老岡田頼母が保管して居た。然るに偶頼母等が朝鮮近海竹島で秘密貿易を企てた事が幕府に探知され、事態切迫したので天保六年に頼母と年寄檜崎大

膳とは、濱田の自邸で自殺を遂げ、尋いで松平周防守は奥州棚倉に移封されたから、甚左衛門の救恤金は遂に其の目的を達せずに止んだのである。

第七章　甚左衛門の終焉と新右衛門の繼紹

甚左衛門が第一計畫の開墾は文政十二年に成功した。時に甚左衛門は五十六歳で尚其の地に留つて開墾の後圖に從事して居たが、天保二年十二月に老年の故を以て庄屋役を辭し、同十三年壬寅六月廿一日新開所大岡自邸で病死した。行年六十九。臨終の時「我死後の佛事追善などは薄くして新開所の繁榮に力を入れよ、我魂魄は永く此の地に留つて冥々の中に加護しよう」と家族に遺言したといふ事だ。遺骸は青原なる祖先の墓地に葬り、別に新開所に三畝歩の墓地を設けて、此に墓石を建てた。安政五年三月には村人が相謀つて祠を稻荷神社の一部に建て、大岡神社と稱して深く其の德を景仰した。其の碑文は左の通である。

碑　文（碑文中の記事には少し誤がある）

七條原者在本郡七條村於北阪阡陌六百步四方周丘中間平坦剪棘茂生豺狼巢窟也爰有岡本甚左衛門祐次者世々爲本村庄屋也一日來此熟視以爲此地得水

理則可使爲饒土焉於是大起志四有司田村氏請之領主感其志許可矣實文政二年十二月也祐次受命甚欣三年七月初起徒穿山野除草木構溜池通溝瀆碎身盡力勉而不息於茲十一月被嘉賞焉四年正月徙居于此地率八十餘人而役之五年三月建稻荷社爲之鎭守天保二年十二月致仕傳家于子祐滿自任爲開墾至五年九月奏功可樹藝者田數八町二反六畝三歩此高二十六石四斗三升九合有司檢之年稅乃十之五九三定而納之書而証文移民戸三十五人口一百七十八號曰新開所霜苦雪辛殆二十年遂爲一村落又不見昔時荊棘茂生豺狼巢窟之跡者盖祐次力也天保十三年六月廿一日終享年六十有九葬於本村青原先塋之次釋謚曰開原院慈眼淨德居士安政五年三月建祠崇大岡神

大教正　藤井宗雄撰

甚左衛門の長子新右衛門は新開所で生れた第一の男兒で常に父の側に在つて其の薫陶を受け、其の事を助けて居たが其の父と永訣したのは十九歳の初夏であつた。新右衛門は爾來父と同じく庄屋役を勤め、苗字御免で庄屋の上席で有つたが常に父の志を繼いで開墾事業を完成しようと思つて居た。其の企畫した事業の主要なものは廣草田大溜池の竣工と坂松谷より大溜池に通ずる溝渠の完成とで、其の事實は前項に述べた通である。又明治三年三月饅谷溜池の堤防增築と其の溝渠開鑿とを完成したが是亦大事業で、其の費用三十貫三百拾九文目餘の中、官の補助は卯より酉に至る迄、年々米八石づゝで殘り拾五貫目は新右衛門が山口藩より借用して自辨したのである。新右衛門は明治三十七年八十一歳で歿したが新開所の豐饒は依然として異ならず、村民今尙其の德を多として居る。

第八章　大中臣姓岡本氏系譜（抄寫謄寫）

祐平
天兒屋根命二十八代後大中臣祐平住近江國淺井郡岡本　一　氏神者森山大明神と云々家名自是稱岡本故以是大祖書す

祐光―祐久―祐綱―祐利―祐義―祐宗―祐長―祐顯
至于此始住石見國
祐貞

家譜摘要　當家中古以來石見國に住する由來を按するに天慶年中藤原純友伊豫に據て叛し其の徒遂に防長二州に押渡て亂妨をなす朝廷官符を國々に賜り武士に命して諸國を守護せしむ此時祐顯西征將軍小野好古の下知を承て丹波路より山陰道にかゝり石見國に下て小石見鄉港津口に陣屋を構へ國府を護衛し專ら賊徒の備をなす

陣屋の東廿丁許に石門彦神社より建御名方命を祀る祐顯信仰渥し一夜靈夢に白蛇と柏葉とを授かる是より柏葉を以て自家の定紋とし祈念愈深し純友伏誅の後も祐顯は當國に止て專ら殘黨を追捕せしか平定の後石見に留らんことを請ふ官之を許し乃ち亂賊平定の賞として陣屋の所に方十町を賜りたれは乃ち陣屋を以て屋舖に充て遂に當國の住人となり其の後遂に石門彦神社の神職を兼帶するに至れり陣屋の地は今濱田の地にして陣屋の西の木門を金口と名け東の木門を木口と名け屋敷名港津口名金口名木口名田に傳はれり

祐盛——祐衆——祐忠——祐勝——祐明——宗明——祐清——忠貞——恒貞——祐俊——祐弘——祐寛——常房——正永——正氏

元德二年此系圖紛失依正氏の再謄本之

盛忠——國貞

信貞

嘉吉三亥十月於小石見鄉築三ッ子山城

寶德元閏十月十五日宛行山頭職信忠判物有之

秀定

康正元年十二月廿六日長々在京辛勞爲勸請小石見鄉之內千足名井の村木の美拜領判物有長祿三神領田畑井河內屋舖依先例知行之判物有

宗定應仁三知行拜領判物有——信家文明十二年子十月廿六日本領安堵判物有——貞盛

- 兼貞
  - 福屋隆兼判物三通有之
- 正長
  - 子忠勝仕大門氏住于山口
- 兼祐
  - 永祿五年二月毛利元就石州出張り陣小石見郷松原狗國中城此時兼祐三子山城籠城元就爲御使者二宮七郎兵衛來依之兼祐同月十五日遂降毛利自是屬吉川元春手同月廿四日元春より神領幷先給地安堵之判物有之
- 春德
  - 永祿五年元春より春字賜る御判之折紙有之天正八年作州小田草城在番元春元長御書數通有之遂於作州討死
- 春盛
  - 永祿十三年元春より賜春字御判折紙有之慶長年中毛利家捨十州防長に引移之時住防州岩國依之春盛一分の武功判物本皆岩國岡本之家に有り
- 春正
- 親貞（四男）
  - 宗四郎　慶長十八年癸丑二月朔日死
  - 天正十七年長州豊田郡之内に於て百貫拜領す之有証文仕官して毛利秀元公に仕ふるの時不慮に於て殿中御家之侍數人切殺す神主職を罷め被對神明其身は御構ひなし自是住石見國青原郷天正十八年庚寅
- 祐恒
- 恒貞
- 恒正
- 正勝

正貞

正次

貞享四卯より正徳二辰まで廿六年七條小笹雨邑に庄屋役を勤る

勝重

正徳二辰より延享三寅まで三十五年七條村庄屋役を勤る
依役中勤功寛政六申寅六月京都吉田卜部良連公より森岡大明神と賜神
號嚴島宮社中に社を建て祭る

二男
誉重

寛政十二庚申八月十四日死行年十九歳延享三寅より明和四亥迄二十二
ケ年七條邑庄屋役を勤む
爲歸役安永五申より寛政八辰まで廿一年天明四辰より小笹邑添同八申
より伊木邑添三ケ邑勤

貞邦

寛政十二庚申八月十一日死行年六十歳明和四亥より安永五申まで十年
七條邑庄屋役勤

祐次

安永三年甲午七月十日寅上刻生る
天保十三年壬寅六月廿一日死行年六十九歳寛政八辰九月十五日より伊
木小笹七條三ケ村の庄屋勤
文政二卯十一月十五日名苗蒙御免庄屋上席被仰付

祐満

文政七甲申二月十三日酉上刻生る
明治三十七年甲辰三月二日死行年八十一歳苗字御免　庄屋上席仰付

與一郎

富之助

松江圖書館藏

松平齊貴肖像

第十二篇　松江藩に於ける新川開鑿事蹟

調査委員　野津左馬之助

第一章　開鑿の理由

斐伊川は出雲第一の大河で其の源を出雲伯耆の境なる鳥上山に發し、夥多の細流此に會注し、仁多、飯石、大原、簸川の四郡を貫通し、西北に流れて宍道湖に入てをる。然るに新川開鑿の年則ち天保三年より前六十五年間に於て、洪水の爲人畜幷に穀物を害した事は十一回に及び、凡そ六年毎に水災があつた割合である、此に於て明和七年には大川役を起し、中洲一百餘所、碇島一郷及長橋以東新田の水行を碍げる者を除き、又元神門、楯縫間の土堤長二里の者を築くに百万の人夫を用ひ、安永二年に至り其の功を成し次て天明五年三分市村字劒先より川幅百間の支流を開き、本流の流末を黒目、三分市の村界へ向はしめた、之れ今の二十間川の川線に相當してをる、此等は斐伊川線改淡に關する著しき者で、其の設計は松平治郷の時代に國老朝日鄕保の企てた者である、實に斐伊川線の變改は著しき者で、そは第二號の古圖を

見ても知られるのである、

かゝる河線の改浚及防水堤の修築等に多大の工力を要する所以は、元來婆伊川上流地方の土質は重に花崗岩より成りて風化雨碎等の變を受け易いが上に、水の運搬力が甚大であるから此の土砂を流下する事が夥しい、元神門郡の平野の冲積層は主として此の川の水力によりて造られた者といつても差支ない程である、殊に仁多、飯石、大原三郡の如きは砂鐵採取のため年々多量の砂土を流下する事は、明治四十二年婆伊川鉄橋架設の爲に地盤を掘り下げた時冲積層の厚さ壹丈餘の下より祝部土器幷に渦紋土器等の出でたのでも知られるのである、以上の如き理由で河床線は年々高くなり川口之が爲に塡塞して水行を妨げ、少しく霖雨あれば河水忽ち暴漲氾濫して堤防を破壊し瞬間にして一大湖水となり、幾多の人畜と幾多の財産を流失する如きは度々の事である。殊にまた文政九年の洪水は大原郡木次町流亡の慘狀を呈し尤も人々の恐怖心を刺激したから、此の水災より五年後則ち天保二年には新川開鑿に着手されるに至つたのである、尙天保二年二月九日松江藩廳より那奉行への令達にも此の理由を説明してある。

一大川筋追々高く相成川添の村々水損多く此上連に川底上り候ては如何躰の水害可有之哉難斗甚御氣遣に被思召候仍無御據、此度出雲郡出西村より下庄原村に新川一筋御普請被仰付候以後は水難も有之間敷候間百姓共可令安堵事

とありて一朝出水の時水勢を減退せしめるのが新川開鑿の重な目的であつた事が知られるのである。

第二章　工　事

前章に述べた目的で新川開鑿といふ大土功を決行した者は當時の松江藩主松平齊貴で、天保二年に起工し其の翌年に、竣成したのである。然れども容易ならぬ大土功であるから此の擧に起役に服する國民の徒黨强訴逃散等を未發に慰諭し、また河線に公收された爲居家田圃を失つた貧者へは救助金貳万貫文の外、替地として古河内新枝川下で水代等を以て証文を賦與し、以て民心の動亂を豫防した趣は天保二年二月九日付を以て藩廳より那奉行への申渡で知られるのである。此の申渡は三ケ條より成りて其の第一ケ條は開鑿の理由を説明した者で前章に引用した者で

ある。第二ヶ條と第三ヶ條とは下の如しである。

一居家幷持分之田畑川敗に成候百姓共は不便の事に候得共此所最上の川筋付て御取極に相成候條無據譯と相心得候樣懸に可申論候万一其上にも令心得違徒党强訴等相企候者有之れゐては速に召捕可被嚴科事

但川敗に成候者共居家引料等幷持分之田畑多分川敗に相成格別難澁之者共鳥目貳万貫文遣候間郡村役人共見計ひ相應に配分遣候樣可申渡事

一前略此度之儀は誠に御入國以來之大御普請に付上にも大層之御入用中々以御手當行屆兼候得共御國民の危きに臨み候を看可被御捨置樣は無之付て御支配向之義は無御願御議定被仰出候然所下々も右樣莫大之人夫申付候間可致難澁候得共元來大川遠御普請は御當國之大業にて御國役同然之事に候條郡中之者も一統力を盡くし御國恩を報じ就中郡村役人共此旨能々令會得精々骨折候て人夫無差支可繰出候若等閑に相心得懸引不行屆者有之れゐては急度咎可申付事

郡奉行は以上の令達に基いて新川筋なる出雲郡中の郡役人、村役人、寺、社家支配人新川筋七ヶ村人別請書を徴して後日の紛紜なからむ事を期したのであるが、此の請書の條文は何れも大同小異である。今左に新川筋なる出西村求院村神守村上直江村下直江村上庄原村下庄原村の七ヶ村千貳拾五人の記名調印した浩瀚な請書の文面を掲げて其の例としよう、即ち

差上申一札の事

大川筋追々高く相成此後水害之程御氣遣被思召此度出雲郡出西村より下庄原村に新川一筋御普請被仰出以後は水難も有之間敷百姓共可令安堵旨居家幷持分之田畑川敗に相成百姓共無御據譯と相心得候樣可申論由其上心得違のもの於有之者御召捕可被嚴科旨尤川敗に相成候者へは御惠儀可被下置由日用夫等莫太之御入用御座候得者十郡引受に相成相應之貸米々銀を以御渡可被成遣旨元來御入國以來之大御普請に付上にも大層の御物入に被爲在候得共夫等之所も無御願御議定被仰出候程之儀下々も莫太之人夫繰出難澁可仕之所大川遠御普請は御當國の御大業にて御國役同然之義に御座候得は鄕中一統力を盡くし御國恩を奉報候樣御書附猶又御箇條書等を以委細被仰渡之趣奉得其意川敗相成候村々人別に者不少御惠儀被下置猶又田畑所持のものともへ追々爲替地古川内新枝川下にて水代等を以御証文可被下置旨被仰

渡誠以御仁恵之程奉感服重々難有仕合奉存候然上は川筋人別徒党強訴逃散等は勿論身勝手之儀聊不申出様倶示合可仕候万一御法違背仕候者御座候は丶如何躰にも厳科可被仰付候其節一言之御断申上間敷候仍如件

別連印を以請書一札差上申候為其仍如件

天保二年卯二月　　記名調印

かく行政上の手続完了したから此より土功の實地に着手したのである。使用人夫は出雲十郡に引受けしめ、其の賃金は米銀で相當の額を支給し其の人夫割賦方法は各郡の石高に應して比例せしめた、則ち要する所の人夫は天保二年に參拾壹万二千人、翌年には貳拾五万三千五百人で、此を天保元年の有高貳拾壹万千六百四拾八石四斗貳升七合壹勺に割り當てると千石につき出すへき人夫は千四百七拾四人壹四貳餘の率となる。よりて起工初年の人夫參拾壹万貳千人を左の如く各郡に割賦し服役せしめたのである。

參万〇八百六十壹人	島根郡
壹万三千百四拾人	秋鹿郡
貳万七千五百三拾六人	楯縫郡
貳万九千〇貳拾六人	出雲郡
四万二千六百四拾八人	意宇郡
貳万四千百參拾貳人	能義郡
貳万五千四百八拾七人	仁多郡
參万四千〇八拾八人	大原郡
六万八千貳百八拾參人	神門郡
壹万六千七百九拾九人	飯石郡

翌天保三年の人夫高は貳拾五万三千五百人であつて其の各郡の割賦率は前例に準した者であれば、此の土功の爲に要した人夫は總計五拾六万五千五百人であつて其の大工事なる事も知られる、かく苛役に服すれば、民力疲弊は免れない事である。から、郡役人の願に應して出雲十郡銀五百貫目を無利息で天保三年より向十ケ年賦返上の契約で貸渡し、之を配分するに八步は石高割壹步は宗門割一步は戸別割としたのである。さて返濟法は石高割渡の分は田畑賣買等の變動あつた節は賣主へ付送り、宗門幷に戸別割の分に對しては絶家などの場合には其の村の負擔として債務を果す事となつたので、此の年賦貸渡金に關し十郡役人連署の願書は、

奉伺御事

此度出雲郡新川御普請被爲仰出當春より御取懸被爲遊候處御普請之義は御入國以來の大御普請中々以御手當御行屆兼候得共御國民之危きに臨み候を看難被爲御拾數御支配向之義も無御願御議定被爲仰出候儀は偏に御國民之危きを御省被爲下候御儀誠に御國恩の程重々難有仕合に奉存候乍爾夥敷人夫高其上近年引續年柄不宜下々難澁差重候に付格別之御惠を以此度十郡へ銀五百貫目御拜借無利にして來辰より丑まで十年賦返上に被爲仰付御仁惠之程一統難有仕合奉存候依之波方之義は此度御普請御入用人夫賃間銀郡々人別割方之釣合を以八歩通有高割壹歩通宗門割壹歩通竈割にして貸渡と奉存候尤取立方之義は有高に割渡之分は田畑賣買之節買主へ付送宗門幷竈に割渡候分は懸配し返上に御座候得共潰に及ひ候者御座候節は村方引請御返上可仕と奉存候則有高宗門竈掛りとも夫々返上割當大辻下符箋に記申上候右十郡寄合議論仕奉伺之候以上

二月

井上善右衛門樣(符箋畧す)

十郡々役人署名

此外天保二年與頭下郡の連名した新川普請山夫代銀として銀六千貫文の請取案文などあるを見れば、此の工事の費額も少く無いけれども、其の費目の詳細に關しては遺憾ながらいまだ史料に接せぬのである。又當時の夫役は雲國民に取りても少からざる勞苦であつた事と、殊に數十万の人夫を集めた事であるから其の間には爭暴淫猥の惡風も行はれた事とは其の當時の俗謠にても知られるのである。

今度此たび新川が出來て可愛いとのおは泥だらけ、

新川普請に餅賣りに行きやる餅は賣らずに尻賣やる、

以上の如く當局者の苦辛と多額の費用とで天保二年春より起工し其の翌年に至て竣成したのであるが、天保三年二月八日藩主齊貴も此の工事に臨みて嘆賞したとの事である、

かくして作られた新川は斐伊川の一大分派であつて出西村より本流斐伊川と分れ下庄原村に至て宍道湖に入てをる、上流九十五間中流六十三間下流百三拾五間の川幅を有し延長二里半に及ぶ此の川の成るや沿岸田圃の灌漑に供用して農業上の利便となつた事は勿論伊波野村の南部直江村の北部久木出東兩村の南部等まで凡て此の河の分脈によりて灌漑の便を受けてをる、加之斐伊川の堤防往々決

潰の患あるより其の水勢を殺かんか爲に新に分岐した者であるから、爾後は水災を免れる事が出來たのは何よりの仕合である、然し此の川の、竣成するや、一時田畝の川敷となり潰損した地面も少くないけれども、河口に於て河水の運べる砂土の爲に湖面漸次に塡淤して、逐年拓かれだ耕田も夥しい面積に達してをるから、一方の損失は他方に於て之を償ひ得た譯である、

第三章　修繕及防水策

前章に述べた如く新川開鑿費は主に國費を以て支辨されたけれども夫役の如きは出雲十郡にて分擔した者であるから、此の川は勿論其の本流斐伊川を初め分流の主なる者に至るまで其の堤防工事修繕費は官費で支給され、其の他の山夫日用夫役人宿助米御小人宿賃工事場小遣給諸器械損料竹繩明俵の類に屬する所謂間損銅、幷に出水防禦水止費小屋掛費監守人給の如き所謂臨時防水費等は出雲十郡にて分擔した者である、然るに天保十一年より能義郡を除き九郡で負擔する樣になつた、之は同郡には伯太川の費用があるので十郡割の負擔を除かれた樣である、降りて嘉永四年には九郡負擔を更正して仁多飯石大原神門楯縫出雲の六郡割となつた其の理由は明かでないが、全く秋鹿島根意宇の三郡は水利に關係ないから除かれた者と推測される、此の課當法は明治十一年迄繼續したのである、然るに臨時防水費に付ては明治七年改正の際六郡割當の事も自ら中絶の姿となり、次て明治十二年甲第十四號で河港道路等修繕費支給規則合達せられて其の堤防修繕費は地方稅で補助するを原則とされたのである、則ち

河港道路橋梁修築支給規則

第一種地方稅を支給し官費を以て其幾分を補助し修築費用に充つるものとす

其の ヶ所左の如し

但非常の災害等に罹り多數の工夫を要するときは其の慣行により出夫せしむるものとす

河川之部

出雲國

斐伊川　上熊谷村より派流を經て湖水に入るまで

新　川　出西村川口より同上まで

右の如く臨時防水費は民費負擔となつたから出雲郡各村總代人は斐伊川及新川

に屬する民費には嘉永以來の割當慣例竝用圖を提出した、其の願文は縷々數千言を列ね其の理由を詳述すること尤も的確を盡くしてをるけれども今此に繁を厭ひて其の全文を畧するのである、以上の如く斐伊川幷に新川の如きは河川第一種に屬し其の堤防修繕費は地方稅補助を原則にされたが其の他の臨時防水費等は主に出雲郡にて負擔する事となつて明治七年六月には左の令達が下てをる、

第一條

一出雲郡新川大川分水口ヨリ水防元小屋ヲ設ケ上阿宮上鹿塚坂田出西井上上直江下庄原大原郡神原木次西日登仮石郡下熊谷伊芽神門郡上島船津楯縫郡西代合十一ケ村ヘ出張小屋ヲ設ケ水防爲豫備俵繩竹木年々備置水害ナキ時ハ是ヲ以堤築スヘキ事

第二條

一水防用諸色之儀ハ百高拾名ニ付俵拾俵繩拾房柴竹拾本杭木雜木五本松明壹戸ニ付貳挺ツヽノ割合ヲ以取集メ毎年五月土木係檢査ヲ可請其費用ハ出雲郡ヘ出雲郡中一圓其他區內百石高ヨリ賦課タルヘキ事

第三條

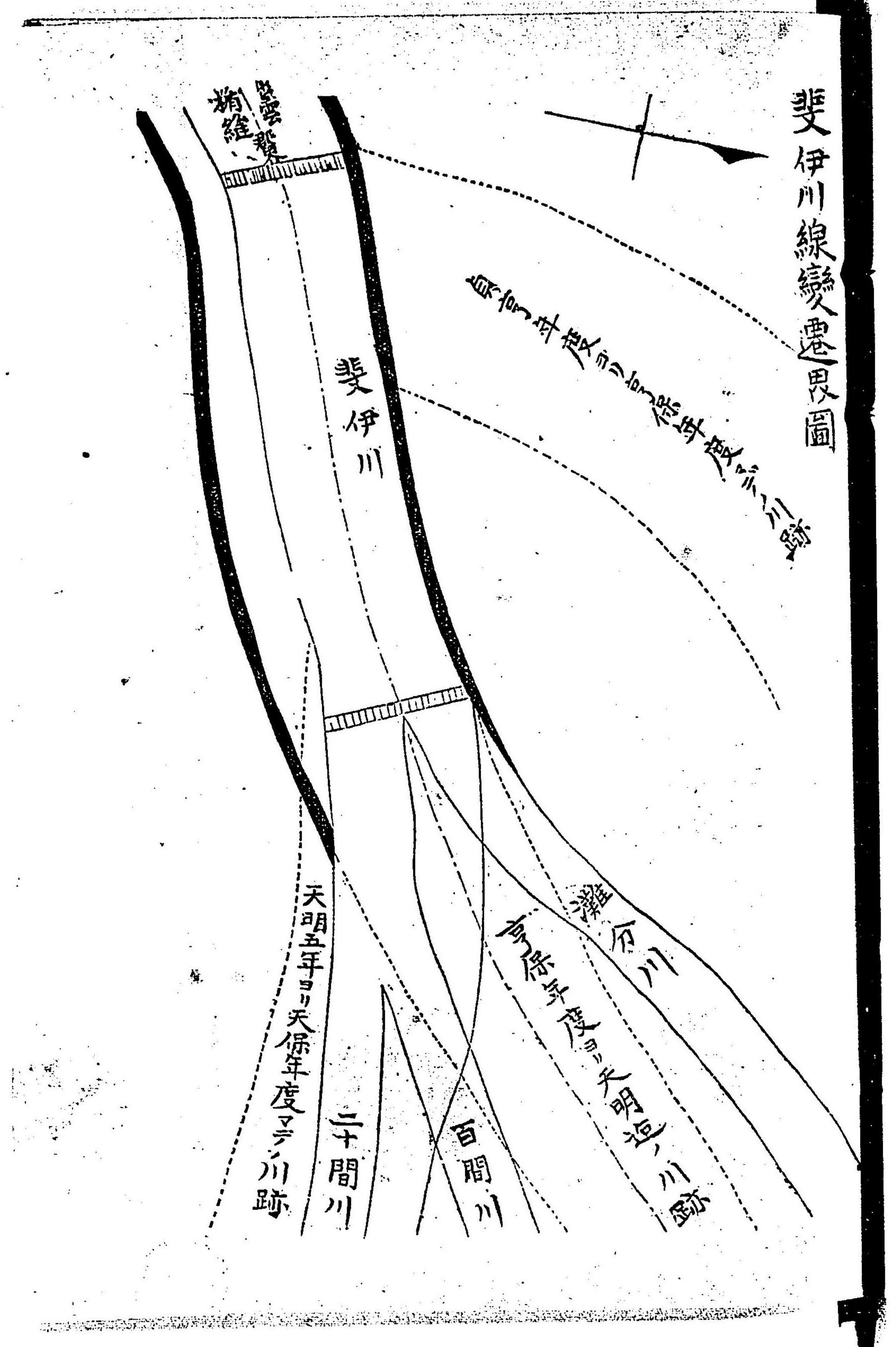

に關する民費には嘉永以來の割當慣例變用願を提出した、其の願文は縷々數千言

新川開鑿圖

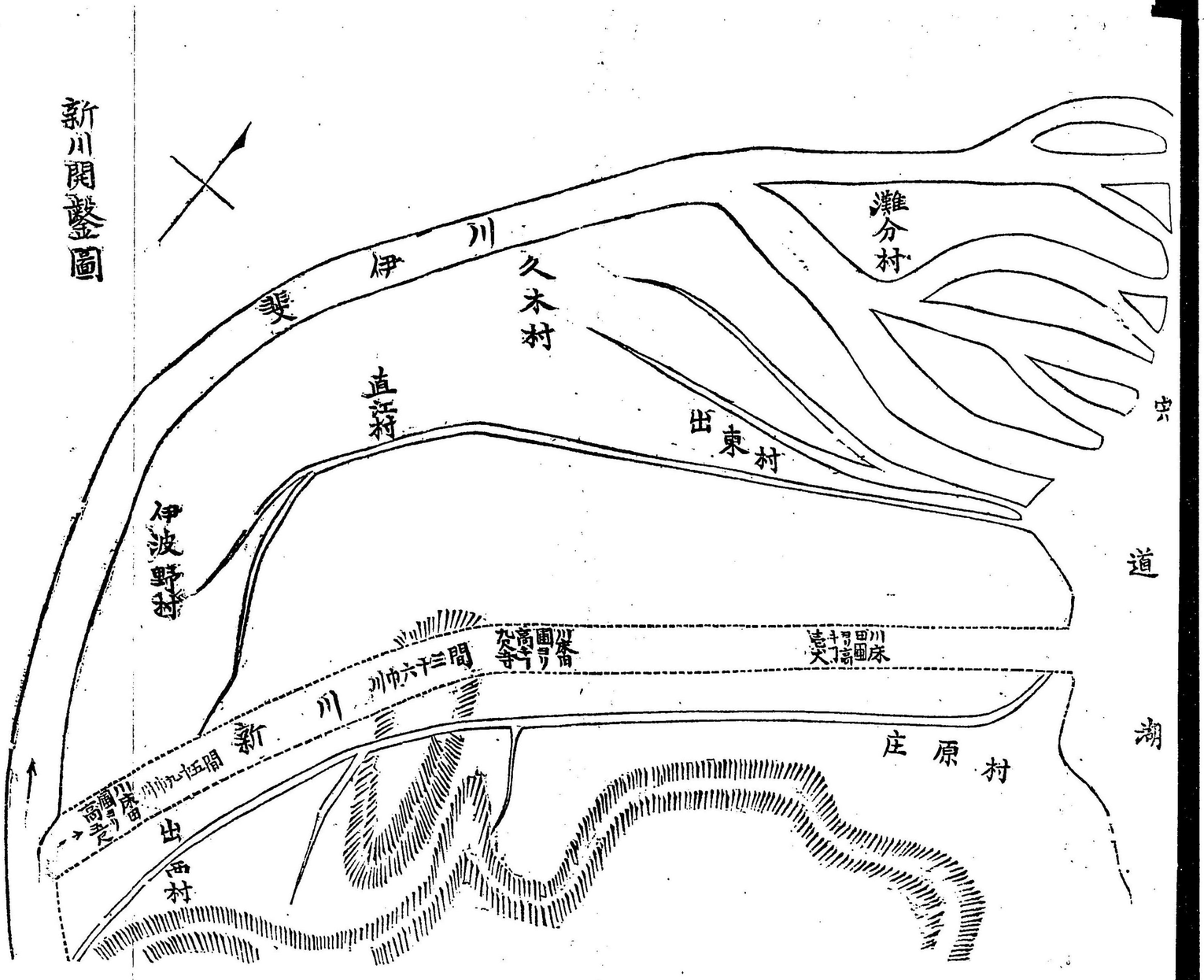

一水防人足之儀ハ鰥寡孤獨廢疾ヲ除クノ外戸數人口ニ割合衆ヲ人員定置毎年四月縣廳へ可屆出事

第四條

一毎年六月ヨリ九月マテ出水時節ハ勿論雪解強雨等ノ節ハ正副戸長ノ内水防小屋へ詰切無油斷川筋見廻リ滿水ト見ル時ハ人足呼集水防用意可致若暴漲甚シキニ至テハ近傍適宜ノ場所ニ於テ相圖ヲナシ定ノ人員ハ勿論一同水防小屋ヨリ駈付出張官員幷正副戸長指揮次第水防可致事

第五條

一出雲郡出西上鹿塚上阿宮幷大原郡神原里方飯石郡下熊谷伊茅神門郡上島揖縫郡西代合九ケ村へ水量取建三合以上ノ出水ハ其區内正副戸長ヨリ縣廳へ可屆出事

第六條

一大川筋近傍堤防道路橋梁樋損修繕用水配水防指揮ヲ衆六月ヨリ九月マテ出水之時節土木係ノ内兩三名十五日間ヲ目的トシ交代出張可致事

次テ明治十一年度には凡テ慣行法に據り從前の如く民費で支辨せしめられ、爾後

安部清右衛門肖像

多少の變遷を經て現行監理に至つたのである、

安部清右衛門肖像

第十三篇　民政美談　安部清右衛門事蹟

調査委員　渡邊金次

第一章　畧歴

清右衛門は飯石郡野萱村（現今の來島村大字野萱）の人で、寛政四年八月十五日に生れた。幼名は太市で、中年には源右衛門といつたが、後に清右衛門と改めた。其の先は安部晴明より出たといふ事であるが、永祿年中此の地に移り、農業に從事すること廿一代、世々村吏の職をつとめて、公事に軼掌する事二百餘年に及んだ。清右衛門は人と爲り、倜儻廉直で細節に拘泥せず、深く世の虚名を惡んで陰德を施すを好み、專ら心を實業に傾けて、大に地方の發達を計つたので、鄉黨州里の模範と仰がれて居た。十九歳の時邑智郡井戸谷村字程原で製鐵業を營み、これによつて先代より積み累れる負債を償却してしまつた。文政元年八月に野萱村年寄役となつてから、同九年九月同村庄屋を拜命し、次いで天保四年九月下來島村庄屋に轉任し、弘化元年十一月勤功によつて町年寄格仰付られ、嘉永二年九月には改めて大庄屋格仰付けられ、同六年九月

依願退職したまで、公事に鞅掌する事前後三十六年であつた。退隠中なほ其の相續者の公務を輔佐指導して、過無からしめて居たが、文久二年十一月十一日病氣で亡くなつた。時に年七十一歳、勝善院徳翁樂願居士と諡した。

第二章　民政事蹟

(イ)村治經營　清右衛門が下來島村の庄屋となつた時、鋭意治を圖り、荒蕪地の改良に苦心し、私事を抛ちて勤農に力め、昼夜の別なく村務に盡瘁した。其の村民に應接して萬事を指導する、諄々として倦まず、往々雞鳴五更の天を報ずるをも知らなかつたといふ程だから、村民悉く敬服して赤子の慈母を慕ふ樣であつた。當時の下來島村は郡内難治の第一であつて、戸數百九十餘、窮民が殊に多いのに、天保七年古來稀なる凶作があつて、村民の飢餓に泣く者百を以て數へる程であつた。清右衛門は之が救濟に奔走し、藩廳に減租を歎願して窮民の負擔を弛め、旁ら石見地方に出張して麥粟等を買ひ入れて、賑恤の道を講じた。會ま郡内に悪疫が流行したが、猶ほり來島村は豫防の方法が完整して居たから、一人も之に罹る者が無かつたと云ふ事である。

(ロ)減租歎願　弘化二年秋の末、大暴風吹き出でゝ連日盛を逞しくしたので、其の結果空前の大飢饉となり、村民の窮狀目も當てられぬ悲慘を極めた。されば廣瀬藩領内廿一村より減租の歎願をなしたけれど、當時の藩制では減租歎願には其の時期が定められて居て、時期を失つた請願は如何なる情實があつても採用されないので村民は途方に暮れて居た。是に於て清右衛門は郡内廿一村の庄屋惣代となり、死を決して郷里を出で、其の年十月廿八日廣瀬藩廳に出頭した。それから十二月廿日まで五十餘日の間、奔走哀願して、備に村民の慘狀を陳述したので、藩廳も其の至誠に動かされて、終に其の請願を承認された。かくて奥飯石廿一村の農民は減租の恩を得て、餓莩を免れたが、これ偏に清右衛門が仁恕の賜であるから、村民は清右衛門を神佛の如く有難がり、合掌禮拜して其の恩を謝したといふ事である。

(ハ)排水工事　下來島村は山谷の間にあつて、交通が非常に不便であるのに、至る所悪水（灰汁のこと）が湧き出て耕作を害するから、年々の收穫を減少し、其の甚しき所は全く荒蕪不毛の地となつてしまつた。其の上前にも述べた通り、數度の暴風洪水に遭遇して、村民の疲弊は其の極に達したから、清右衛門は憂慮に堪へない。そこで熟考の末、此の困弊を救濟するには、耕地の改良が第一であると思ひ、乃ち一大排水工

事を企畫して、自ら各地を踏査し、前後十數回の實檢測量を重ねて、惡水さへ排出すれば美田良圃となるものゝ多大なのを確め、遂に藩主に歎願して、郡仕法米の內五百俵を借用する事を許され、之を村民に貸しつけ其の利息を排水の資に充てる事とした。即ち弘化四年工事に着手してから百折不撓の精神を以て慘憺たる經營にあたり、十有五年の歲月を閱て終に文久元年竣工する事を得た。此の工事によつて惡地の良田に變じた面積は宇加田、上の谷、松本、湖、惠比を通じて五十餘町歩に及び、其の福利を被つた農家は六十餘戶に達したといふ。かくて村內窮困の根源は全く除かれ、農民は安堵して其の業を樂しむやうになつたのは、偏に淸右衛門が辛苦經營の賜と言はねばならぬ。

山崎夫八郎陶製像

松江市寺町　山崎新市藏

事を企畫して自ら各地を踏査し前後十數回の實檢測量を重ねて惡水さへ排出すれば美田良圃となるものゝ多大なのを確め遂に藩主に歎願して郡仕法米の內五百俵を借用する事を許され之を村民に貸しつけ其の利息を排水の資に充てる事とした。即ち弘化四年工事に着手してから百折不撓の精神を以て慘憺たる經營にあたり十有五年の歲月を閱て終に文久元年竣工する事を得た。此の工事によつて惡地の良田に變じた面積は宇加田上の谷、松本、潮、惠比を通じて五十餘町歩に及び、其の福利を被つた農家は六十餘戶に達したといふ。かくて村內窮困の根源は全く除かれ、農民は安堵して其の業を樂しむやうになつたのは偏に清右衛門が辛苦經營の賜と言はねばならぬ。

松江市寺町　山崎新市藏

山崎夫八郎陶製像

第十四篇　苜蓿栽培の功勞者　山崎夫八郎事蹟

調査委員　森脇村次郎

第一章　畧歴

出雲大社の東に方り、屹として聳ゆるは彌山である。山嶺に登れば廣濶なる斐伊川の流域が一眸の裡に入る。鋤き起された簸川式の高臺は、悉く油々たる綠草につゝまれて、神代ながらの青海原を見る心持のするのは晩春の光景である。この綠草こそ、流川郡一万町歩の水田の綠肥として用ひられ、米の產額を增加し、米の品質を佳良にし、簸川郡の富を殖やせる大切な苜蓿である。簸川郡より漸次縣下の各郡に及び、他府縣は言ふに及ばず、遠く朝鮮清國にまで普及せんとする有利な苜蓿である。かくも盛に苜蓿の栽培されるやうになつたのは、こゝ數十年前よりの事で、之が起源を開いた恩人は誰であらう。明治四十三年六月、第十回關西府縣聯合共進會に於て、農商務大臣より追賞された偉人、山崎夫八郎こそ其の人である。

夫八郎は天明六年、簸川郡高濱村大字里方の一農家に生れた。父は彌助といつた。夫

八郎は弱年の頃分家して一家をなし、忠實に農業に從事したのである。晩秋の頃には、旅行して方々を巡り、稻の實りの美しいのがあれば、必ず數本の穗を貰ひ受けて歸り、之を種子として試作的に栽培したから、稻の種類は十餘種の多きを作るのが常であつた。當代の區分から收穫に至るまで、なか〳〵手數がかゝるので、家族の人々はまゝ其の煩累を訴へたが、夫八郎は頓着しない。數年の試驗を重ねて愈よ良種と決定すると、廣く其の種子を分與して、其の普及を謀つたのである。

夫八郎は天性、數理に堪能であつたので、農閑には就いて算術を學ぶ者が絶えなかつた。其の時五六人の門弟に課題してれいて、其の座を立去る事がある。さて座に復つて、某のは幾つの違算がある、某のは正しいなど指摘するに、一も違はないので、人々奇として敬服して居つたと云ふ事である。或時、曆を作らうと思ひ立ち、庭前に七五三索を張つて神を念じつゝ、心を潜め思を凝らす事三十餘日で出來上つた。凡て事を企てるには、必ず先づ我身を清め、威儀を整へて從事したと云ふ事である。又行路の際にも工夫三昧に入る事があるので、まゝ行人と衝突しても知ら無かつたさうだ。つまり專心一圖、全身の勢力を一点に傾注する人で、他日、濟世利民の偉業を成就したのも、此の性癖から起つたのである。

夫八郎は農事に精しかつたので、篤志の者は就いて傳習を受けた。明治三十二年本縣農事講習所技手松村豊吉が本縣下綠肥作の狀態を調査する際、苜蓿栽培の傳來を尋ねようと、數年の間苦心して漸く高濱村から擴まつた事を知り、其の村の古老に就て調べた時、川跡村大字稻岡、松井嘉七（當年九十四歳）も傳習を受けた一人であつたので、夫八郎の事蹟を語り終つて、「予一度瞑目すると、また山崎翁の事蹟を知る者がなからう。今之を述べたのは老後の重荷をおろした樣な心持がする」といつて、喜色滿面、追慕の情に堪へなかつたと云ふ事である。又同村大字高岡に永田年夫といふ神職が有つた。この人の說敎する時は、必ず夫八郎の爲人を稱して感化の資料としたといふ。

夫八郎は此の外にも公共のために私財を投じてつくした事蹟が多い。里方より嫁巢村に通ずる道にホウジ原といふ所がある。約一町許の間は沼地で、幾度土を盛つても、漸々沈んでしまふので、年々修繕する事が數回。古來人々が困つて居たのを、夫八郎は生松を埋めて、其の上に土を盛り、全く陷沒の患を絶つ事を得た。されば其處らの人々は今日に至るも、非常に之を德として居る。

夫八郎は弘化二年十月十七日六十歳で亡くなつたが、其の譽は彌山と共に彌〻高

く、其の惠は簸の川と共に長へに農界を潤すであらう。

島根縣簸川郡高濱村
山崎新市祖父　山崎夫八郎

銀杯

夙ニ心ヲ農事ニ傾ケ特ニ苜蓿ノ有利ヲ認メテ之カ栽培ヲ考究シ家産ヲ投ジテ惜マズ其成果ヲ得ルヤ普及ニ盡瘁シテ至ラサルナシ今日簸川郡地方一般ニ行ハルヽモノ一ニ同人ノ力ニ因ル其遺績永ク芳シ依テ茲ニ之ヲ追賞ス

審査長正三位勳三等子爵　加納久宜 印

右愛知縣主催第十回關西府縣聯合共進會審査長ノ薦告ヲ領シ茲ニ之ヲ授與ス

明治四十三年六月五日

農商務大臣從三位勳二等小松原英太郎 印

第二章　苜蓿栽培の濫觴

里方地方は毎年田植を終はると、一村擧つて彌山に登り、一夜をこゝに明かして豊作を祈るのが例である。時に天保八年（夫八郎五十二歳之時）一行五十餘人、思ひ〳〵に話しながら山路を登つたが、いづれも慘憺たる昨年の凶作をかこつ聲のみである。夫八郎も其の中に居たが、何か救濟の方法はないかと、獨り思を凝らしつゝ一草一木にも注意を拂つて、險しい坂路を辿る時、ふと傍を見ると、一種異樣の實を結べる、名も知らぬ草があつた、烱眼にも是こそ綠肥として無比の効がある物と察知し、丁寧に其の種子を採集して、翌朝家に持ち歸り、秋になつて畑地に播いてみた。抑この苜蓿の種子は通常の種子とちがひ、細い粒で强靭な莢で包まれて居る。この莢は容易に開裂せないから、莢のまゝで下種する。所が莢は水を彈いて種實の濕潤を妨げ、其發芽を困難ならしめる。さればといつて厚く土を覆ふと、細い種より出る幼芽が腐敗してしまふ。今日でさへ、此の苗を仕立てるには、綿密な注意と熟練とを要するのである。されば夫八郎が當初播種した時の苦心は如何ばかりであつたらう。

初年の收穫は少量であつたので、先、苗代に試みたが、果して肥効が著しく顯れた、夫八郎は大に喜んで、栽培地を擴張する事に力めたが、かくては當時地方一般米について常食とする、大切な麥作を廢せねばならぬ、そこで更に工夫を凝らし、苗を畑地に仕立てゝれいて、之を風化せしめるため掘上げる水田の高畦に移植する事を案出した。初め隴上約八寸の間隔に苗三本づゝ植付けたのに、能く繁茂して長五六尺

にも延び、約一間を隔てた兩壚の苜蓿は、相接着する樣になつた。併し此の法で苗を移植するも一つの困難がある。即ち苜蓿の苗は根株相綿纏連續して叢生するので、之を一本づゝ分ける事が容易でない。されば、といつて、水洗して土をれとすると、生育はせない。そこで夫八郎は芝を移植する法によつて、所謂大株植を考案した。大株植とは連續して居る苗を約五六寸四方の株に分ち、厚さ約二寸の土をつけたまゝで移植するのである。之が現今筱川郡で最も廣く行はれて居る濕田壚上移植法である。

夫八郎が彌山で野生の苜蓿を發見し、其の種子を畑地に栽培してから、更に高畦の利用を案出し、小株植を更めて大株植に成功したまでには七八年の歳月を費して居る。其の間失敗頓挫を來した事も數々あつたであらう。殊に地方の人々は、大切な畑地に山草を栽培するとは、以ての外、馬鹿げた事よと嘲笑した。或時夫八郎が苜蓿を刈つて水田に施す時、誤つて指を傷つけた。ずると近所の人々は、それは神明の祟である、貴重な田畑に雜草を植付けた罰であると罵つた事がある。

苜蓿は夫八郎の至誠に培養されて、年一年と美しく蕃殖し稻作に於ける肥効はいよ〳〵著れて來た。そこで先に嘲笑した者まで、種子を請うて栽培するものがなか〳〵多くなつたので、夫八郎は一冊の帳簿をつくり一々之を記錄して、それぞれ種子を分配した。されば自家の綠肥にしようとて栽培した苜蓿も、殆ど全く種子用に充てねばならぬ事となつて、施すべき綠肥は無くなるし、種子の熟するのを待つため、插秧期は後れるし、自家の水田は荒廢することも少くなかつたが、世のため人のために盡くさんとの氣高い心ある夫八郎は、少しもそんな事は意に介せない。晚年に至つては、長男熊次郎（文政四年五月生、明治二十八年七十五歳にて沒す。明治二十八年新市の父）を指導して益〻廣く栽培させて、偏に其の種子の普及するのを樂んで居たといふ事である。

第三章　苜蓿の由來と其の栽培法

苜蓿は近代西洋より渡來したものとの說もあるが、古來本邦の山野に自生する植物であつて、舶來物でない事は、本草和名に「於保比乃美」又和名抄に「於保比」との古名があるので知られる。筱川郡で栽培する苜蓿も勿論本邦産である。植物分布學上亞細亞大陸、歐羅巴洲、亞弗利加洲の北部に廣く分布して、北亞米利加にも傳播して居る出雲國でも美保岬より日御埼に至る一帶の連山中諸所に自生のものが存在してをる。此の野生のものを牧草として使用する事は、古くより他府縣でも行はれて

居つたが、之を綠肥として栽培する事を案出したのは實に山崎夫八郎である。支那では之を牧草にも綠肥にも用ひた事は、本草綱目に「苜蓿漢張騫自大宛國、帶順中國、今田野有之、人亦有種者、年々自生（中略）其葉用飼牛馬、風在其間常蔥々然。」農政全書に「草如翹蕤陵苕、江南皆殊種以壅田、非野草也、苜宿亦可壅田」とあるので知られる。併し夫八郎は此の事を知つて居たのではない。只彌山の阪路でこの草を見つけて、綠肥として效が有らうと推定したのである。初めは草の名さへも知れず、田を肥やすといふので、いつしか田草と稱へられ、後タウ草と轉訛して普通に行はれた。それが各地に傳播して八束郡意東村ではタビ草、安濃郡波根村邊ではコヤシイラズ、那賀郡雲城村邊ではキレンゲなどと、思ひ〳〵に名をつけて居つた。然るに明治二十九年の頃農事試驗場山陰支場長吉川祐輝の鑑定によつて、初めて苜蓿であるといふ事が明に知られた。其の栽培方法の如きも、漸次四近に傳はる樣になつて、其の地の土質や耕種法の差によつて、各之に適する幾多の方法が研究され實驗されて、終に各地に普及する樣になつた。

〔畑地栽培〕夫八郎が最初にとつた畑地栽培法は畑地の多い地方で行はれたが、漸次廢れて、今は荒茅村邊の一部に殘つて居る。又桑の栽培が盛になるやうになつて、其の間作とする事が工夫され、神戸川附近に行はれて居る。

〔濕田畦上移植〕此の法は夫八郎が案出した良法である。元來簸川郡平原部の水田は大部分低濕であつて、種子を田面に直播する事が出來ない。然るに苜蓿の播種期は九月中旬であるから、まづ畑で苗を育てゝ、稻刈後掘上げた高畦に移植するのが便である。現今簸川郡での栽培は過半此の法によつてをる。

此の法の普及は高畦の發達と相俟つて居る。舊藩時代に田地を冬期に鍬き起す事を大に奬勵し、更を派遣し賞をかけて督勵された。然るに其の作業を柄鍬ですするので不便であるから、三ツ手の窓鍬が工夫され、續いて現今用ふる四ツ手に改良され、尙高松村の佐藤玉三郎といふ人が踏切を發明したのは、何れも七八十年前である。こゝに於て大に作業が便利になり、所謂簸川式の高畦を作るやうになつた。しかし一般に普及したのは維新後である。

〔濕田畦上播種移植〕する勞を省くため、早稻を刈取つた跡に直ちに高畦を作り、苜蓿を播種する法で、現今高濱、川跡、四繩村邊の一部に行はれて居る。

〔乾田播種〕苜蓿栽培が高濱村の隣村なる四繩村大字小山に波及すると、こゝは乾田であるから田面に直播する事が案出された。それより鹽冶村に傳はつていよ〳〵

工夫を凝らされ、古志村に入つて益〻發達した。

（濕田小堆移植）姫川郡北山の麓に在る一帯の地は粘土質で、之を乾かすと碎くに困難であるから、常に水を張つて置かねばならぬ。且畦形をつくる事も難しいので、水田中に點々小堆を作つて苗を移植するのである。約四十年前、東村邊で工夫されたのが、今は檜山、西田、久多美等の各村にも普及した。

かく種々の方法は古くより工夫されたが、さて之が一般に普及するといふ事は中々運々であつた。何れも舊慣を株守して移らない封建時代の風としては然るべき事である。今より五六十年前には漸く四繩村大字小山、鹽冶村大字下鹽冶、川跡村大字中野、國富村大字美談等に僅かづゝ、栽培されたばかりであつた。然るに明治維新後檢見の制廢せられて地租額が一定したので、こゝに耕作を改良して可成多くの收穫を得ようとする氣運に向つたので、首着の如きも調査研究を重ねられて、大に其の栽培を奬勵されたから、年々盛況となり、明治四十二年の統計によれば、姫川郡の作付反別は五千六百九十七町歩にて、收穫一千卅八萬二千八百三十四貫である。尚縣下全郡を通計すれば、作付反別六千三百八十八町歩收穫一千二百九萬八千三十三貫となるのである。

第十五篇　救恤土木

秦瀨兵衛事蹟

調査委員　和田米太郎

第一章　略歴

瀨兵衛は能義郡廣瀨の人で、天明八年に生れた。藩内無二の豪家で有りながら、平生確く節儉を守り、美衣をつけず滋味に飽かず、身を以て一家を率ゐ、八十二歳の長壽を保ちて明治五年三月に歿した。其の子莊右衛門亦勤儉で仁恕の心厚く、父子協力して公益を開き、慈善を施した事蹟は著しかつたから、明治二年十二月松江藩より左の賞狀を授けられた。

覺

其方事年來慈惠を施し棄兒脫胎を救ひ私に其資食を與へ生育を遂げしむる所の男女遠邇不少其身節儉を行ひ人の窮乏を賑はし或は惡路を修て往來の便利を計る等何れも德を冥中に積み敢て不求其報且一家揖睦心得方宜敷旨

達　御聽奇特の至に被　思召候依之此度爲其賞六等士格御取扱被仰付候以
上
十二月

覺

秦　莊右衛門

其方父瀬兵衛に此度厚き御稱美有之候處右は始終內助之譯も有之由に候へ
共抑亦其方衆々家訓を遵奉し孃順輔導其宜しきを得父之志を成し候譯に相
聞得加之平素國益を起すの志篤く爲之周旋甚務其外家事取締宜敷下方に慈
愛を掛け衆情推服致候段夫々達　御聽感歎不淺被　思召候依之爲褒美桐上
下差遣之候猶勉強候樣　御沙汰に候以上

秦　瀨兵衛

其方儀亡父瀨兵衛代ヨリ積年心掛宜敷村々細民共へ爲生兒養育若干米金差
遣或ハ道路險難之場所自費ヲ以テ修繕衆人ノ便利ヲ謀リ殊ニ廣瀨近傍ハ山
間ノ僻邑ニテ貧民多ク之ガ爲メ從來棄兒脫胎之惡弊有之候處其弊害洗除方
ニ付深ク注意致シ棄兒救誡嘗ヲ著ハシ各所僧侶ニ依托或ハ自身懇切ニ說諭
ヲ加ヘ終ニ兩條ノ醜弊無之樣相成候段寔以奇特之至ニ候依之爲賞　御紋銀
盃下賜候事
明治六年四月

島　根　縣

第二章　救恤

弘化三丙午年十月幕府から左の如き捨子誡しめの命令が下つた。

覺

捨子いたし候事御制禁に候養育なり難きわけ有之候はゝ奉公人はその主人
御料は御代官手代私領は其村の名主五人組町方は其所の名主五人組へ其品
申出べしはごくみなりがたきにれいては其所にて養育可仕候此上捨子候は
ゝ急度曲事たるべきものなり
午十月

右の趣被仰出候條堅く可相守者也

かゝる命令の出たのは、世の諺に丙午は悪い年で、この年に産まれた女子は父に禍をかけ、男子は母に害を及ぼすといつて、故らに堕胎したり捨子したりする者が多かつたからであらう、廣瀬も當時は山間の僻邑で、近郷貧民多く、自然棄兒堕胎の悪弊があつたから、瀬兵衛は親子心を協せ、如何にもして此の弊を洗ひ去らうと企てた、そこで先、生兒養育基金を備へ置き、此の年十一月から近郷の懐胎者とし聞けばすぐ取調べ、貧者には生兒の養育料として若干の米金を施して居た、安政三年に能義郡安來徳應寺の僧釋義天といふ者、捨子教誡の歌をつくり、普く世に施さんと思うて居たけれど、金力が足らないで其の運びも出來なかつたのを、文久元年瀬兵衛は此の本を買ひ受け、自ら私財を抛ちて廣く世間に頒布させ、又た父子自身は勿論、所々の僧侶に託して、懇々説諭してきかせた程に、遠近悦服し、漸次棄兒堕胎の弊風を絶つやうになつた。

瀬兵衛が亡くなつて、子の莊右衛門は父の名を襲ぎ二代瀬兵衛と改めたが引き續き明治十年まで救助を施した、記錄によると、生兒養育基金は明治五年六月には四萬千四百廿三貫五百八十文の多額に上り、生兒は男女を問はず三ツ誕生まで年々多きは米四俵二斗、少きも一俵以上づゝを施し、まゝ貧窮の度に應じ、一時米一俵或は金二歩位遣り切つたのもあり、或は古着物類を惠んでやつたのも少くなかつた。

其の人別は能義郡に六十八人（廣瀬領内六十八人領外八人）意宇郡に七人、島根郡に一人、大原郡に二十一人、飯石郡に五人、仁多郡に五人、神門郡に一人、遠く作州勝間田驛に二人で合計百拾人、此の施米六百十俵三斗、金貳拾九兩二歩、錢七十四貫八百文、及金貳圓であつた。

この外人の窮乏を賑恤した事は一々分らないが、其の著しいものを擧げると、

萬延元年より慶應二年までに、廣瀬及西比田東比田、梶、福留の各村の極貧者へ白米六十俵六升を施いた。

明治元年米價暴騰して廣瀬民の難澁するのを見、米商をして從來の直段に賣捌させるため、自ら損金百九十二貫百九十二文を辨償した。

明治二年凶作につき、同四年まで廣瀬及び近村のものへ、白米四十七俵七升六合錢五百六十六貫文を惠んだ。

明治五年正月大雪の時、廣瀬の極貧者へ干薪貳千六百七拾貫目を與へた。

明治六年管内未曾有の洪水で、飢餓に迫る者が少くなかつたので、棄家も多少被難中で有りながら、金八十八圓四十五錢と酒八升を出いて其急を救つた。

今一つ、大原郡小川内の百姓に仲助といふ者があつて、貧しき暮しにも耕牛を所有

して居たが、已に老衰して使用に堪へないので、伺ひかねて居ると聞いて、瀬兵衛は米一俵を與へて、其の倘養を助けてやつた事がある。

第三章　土木

廣瀬より西松江に赴く所に、駒返山といふ峻坂があつて、人々は始終往來に苦しんで居た。瀬兵衛は自力を以て之が改修を企て、其の東側十四町二十間の所は安政六年二三月の際に、西側十一町餘の所は明治五年五月に開鑿した。其の間十三年々人夫二十人役宛を出して修繕し、以て衆人往來の便利を計つたのである。其の他、大原郡苅畑の毛無山險道は慶應元年七月と明治五年七月との兩度に、能義郡布部村の中山道は元治元年に、同郡新宮出雲札所道は文久三年に改繕を加へ、其の費す所は總計金四十五兩錢千六拾四貫二百四十四文と酒一石二斗五升であつた。

古來富豪の家は澤山あるが、大概徒に財を積むばかりで共濟相扶の情義を知らぬ者が多い。瀬兵衛父子の如きは所謂善く集めて能く散ずる者で、身は小藩の片田舎に生まれながら、博く仁惠を行つたのは、眞に一世の篤善家といつてよからう。

第十六篇　橘義天事蹟

捨子救誡諸の作者
調査委員　福田藏次郎

第一章　畧歴

橘義天は能義郡安來町德應寺の僧である。出雲郡武部村理左衛門の第四子で、文政十二年正月十日呱々の聲をあげ、十歳の時同郡直江村與林寺で得度し、十三歳の秋松江永泉寺釋天鱗の佛弟子となり、天保八年三月十三日即ち二十三歳の時に、德應寺住職見成の副法となつたのである。

義天は性質温厚で頗る慈悲心に富み寔に高德の僧であつたが、佛學の外、漢學の造詣深く、國學方面にも亦研鑽を究めて居た。國文法の如き、當時地方に知つて居る者は殆どなかつたのに、義天は獨得の學說を持して、是を後世に傳へんと思つたけれど、遂に其の人を得ないで終つたといふ事である。

義天は又實に世話強い性質で、道路橋梁の破損するのを見ると、常に自ら人夫を督して修繕させ、岩石などの道路に露出して危險なと見れば、直ちに其を取除けると

いふ様に、公共の爲につくした事は數へきれぬ程であつたさうだ。

義天は明治八年四月十一日六十一歳で此世を去つたが、特に其の生前本山より發信坊の尊號を賜つた。其の著述したものには、次に述べる捨子敎誡の諭の外、宗敎に關する物時弊矯正を目的とする物など數種あつたが、いづれも肉筆の書物で、それも生前人の請ふにまかせて貸し與へたので、今は一冊も殘つて居らぬ。

第二章　捨子敎誡

當時地方に一種の弊風が行はれ、墮胎やら捨子やら、嬰兒壓殺やらの罪惡を犯す者が非常に多かつた。義天は大に之を慨き、如何にもして之を救濟せんと思ひ、先捨子敎誡の諭を作つた。當初義天はこれを一二章宛抄寫して、東西に說敎を試みる事殆ど席の暖まる暇なく、人に遇ふ毎に產兒撫育の大切な譯を說いて、諄々捨子を戒めたが、なほ其の及ばざるを恐れ、この諭を刋行して周く世人を訓誡せんと企てたこれは安政年中の事である。

義天はそれより衣食を節し、私財を抛ちて京都で出版しようと企て、往復する事前後四回で、漸く出來たけれど、捕縛の意に充たぬものがあつたので、更に版を改めて文久元年十月に出版したのである。さて出版の趣旨よりして、廣く世に施本がしたいのであるが、資本が足りないから、秦瀨兵衛及其の他安來の有志を始めとして、遠く伯州邊よりも幾何かの喜捨を蒙つて、此の本を持ち歸つたとの事である。されば捨子敎誡諭の卷末に

　然るに深く惡習に染りし人は其非を改めんことを憚り忌みて求めざるものあらんとれしはかられて施本にせまほしく思ひ侍れど力及ばざれば同志の人々を語らはまほしく思ふ事になん隨喜したまへる人しあらば、其の資を捨喜したまひて　何卷にても貰受た展轉に廣く布たまはん事を希ひぬさあらば其功德廣大にして神も佛も隨喜の眉を開きて視そなはすらんといふ事然り

とあれども、然し此等の喜捨金だけにては其の費用を償ふ事が出來ないで、爲に負債を生じたといふ事が傳へられて居るが、くて先初版には一千部、第二版には二千部を印刷し、其の中五十部を松江藩に獻本して、同時に墮胎取締の急務を訴へ、三十部宛を廣瀨母里の兩藩に獻上し、郡內の各庄屋へは二十部宛、安來町內五人組へは三部宛配布し、なほ希望者あれば洩れなく施して、只管惡風の矯正に力めたのである。これからの功德により、義天は本山より賞せられた事三度に及び、松江藩主から

も特に篤行を嘉賞された。然るに德應寺は義天入滅後、凡そ一年間無住の寺となつた事があるので、其の間に右の賞狀や目錄なども四散して、今は影も殘つて居ないのは遺憾の至りである。

第三章　捨子教誡の諸

世に哀れなる擧動は　片田舍なる風俗とて
其身貧しき世渡りに　生れくる子を悉く
育てん事のならぬ故　不便ながらも捨にきと
いへば一往理はりの　有に似たれどさにあらで
無慈悲なりける限りなり　胎に居る時その母の
熱き湯や茶やを飲むときは　饅湯に入るが如くなり
冷たるものを食すれば　寒冷切なる如くなり
飽も飢ふるも苦しみて　生るゝ時は雨石の
山を夾むがごとくなり　腐薄くて法界の
風のしむ事限りなく　軟かものゝ觸れけるも

劍に刺るゝごとき等　苦しき故に泣と聞く
その嬰子を情なく　殺すものこそ不實なれ
貧しき家に人となり　かねて敎を聞ぬ故
學ぶ心もれこらねば　人たる道の仁も義も
知らぬ故とはいひながら　生あるものゝ靈にして
頭圓かに足方に　天地の象ち身に備へ
神や佛の御形體に　能も似てその心靈を
備へ來し子を殺せしは　天地に背く大罪人
切剝みても飽たらす　親子の緣は結べども
親にはあらで鬼人なり　多生經て今たまゝに
この人界の明き世に　生れ出たる甲斐もなく
冥きより又冥き途に　迷はす親は親ならで
まさに敵とれもふべき　怨みも永く受行ん
蠶出れば桑も葉もと　抽んで茂る如くにて
子も生るれば食物は　天より乳汁のあたへ有

なきは貰ひて飲すうち
衣服も小きものなれば
哀や水になして後
その子の福分も有故に
衣たり食たりするなれば
育てゝ置ば親の身に
事ある折は打寄て
死後もそれだけ叮嚀に
猿を畜もの有けるに
熱きが中へその子猿
最悲しみて狂ひしを
山へ歸れといひければ
出行けるを見遣れば
後をれふこそ哀れなれ
矢風にだにもさはらざる

粥などにても育つなり
心盡せば着せらるを
生計をなすその中に
道理を推せばれのが子を
鬼人ならずやれもふべし
病氣を得たり臨時なる
介抱盡し心配し
追福作善するぞかし
洗濯せんと灰汁の
落て死しを親猿の
不便に思ひて放ちやり
死骸を抱き打しほれ
橋より川へ身を投て
又鶴の雛の射れしに
親鳥倒れ死けるを

怪しく思ひときみれば
斷てありしを哀にぞ
忽ち出家せしとなり
最驚きし故にてや
倒れ行をも思はなで
涙流して弓を折
鷹を好みてかひし人
犬を切りしに二足にて
孕居たりし犬なれば
一ッ二ッ落しを見
ふりかへり來て狗をくはひ
倒れ死しを哀にぞ
雞の雛をそだてんと
へだつをいとひ胸先の
あたゝむるうち餌を啄に

その腸の寸々に
れもへあまりてその人は
孕める鹿を射通せば
その子忽ち落けるに
子を舐りけるさまを見て
發心入道せしとあり
餌になさんとて情なく
走り行んとせしかども
切し口より小き狗の
胴を切れて居ながらも
ゆかんとせしが忽ちに
思ひて世をば遁れけり
あたためぬるにれのが毛の
毛を喰拔て腐につけ
稀に出てもその鶏卵

さめさるほどに歸り來て
そだてあぐるも哀れなり
その身自由になりければ
親をばかへり見ざるをも
禽獸も有ものを
子を殺せるは鳥類や
蓄を施して育てあげ
田畑ともに隅々も
空地捜して墾をし
人の手數の多ければ
忠孝も立彌増に
なり行故に御領主は
深き御趣意を仰ぎつゝ
又公儀より捨子をば
育てん事のなりがたき

わが身は飢を忍びつゝ
斯あはれみて育つれど
思ひ〳〵に飛走り
思はでれのが身をすつる
物の長たる人として
畜類にだもをとりけり
人増しければ働きて
よく耕して作り増し
何商賣を廣むるも
家も榮ねて先祖への
國も豊かに民安く
斯も大事になさせらる
御箇條をよく守るべし
かならず致事なかれ
ものは所の役人へ

申出べしこの上に
急度曲事たるべしと
これは殺せる事ならず
人にそだてゝ貰らはんと
除所の軒ばや辻中に
誡しめたまふ御嚴命
捨る心はこのうへの
人並に世を過んとの
情も義理も思はざり
取殺さんもはかられず
地頭に育てらるゝとも
親なきものと世の人も
肩身すぼめて生涯は
世の人ことに珍しき
人たる道を守れよと

背きて捨るものあらば
御制札にもあるを見よ
產落したる其儘を
古着や綿に裹み卷
捨置るさへかくばかり
必ず背く事なかれ
貧しき暮しなさずして
名聞利欲にのみ迷ひ
夜半に捨れば何ものゝ
無事にて慈悲の有人や
生長するにしたがひて
れもふらんとぞ推はかり
親の無慈悲を恨むらん
辻札などはよく見れど
よみ易きやう國字を雜

示したまへる數ヶ條の
漢土にてもその昔し
人を殺すと同罪に
現世の罪も大いなり
病氣災難そのうへに
心配なして人の子を
善因まけば善果あり
結ぶ因果は車の輪
日夜に造る業報の
身には殺生偷盗と
惡口兩舌意には
この十惡を根本と
惡因の罪あるうへに
罪なきれのが子を殺す
犯し重ねて地獄にぞ

御制札をば見ざるらん
わが子を殺す其罪科
制せし事も有ごとく
その天爵のめぐり來て
殘し置子の死はてゝ
養ひけるも有を見よ
惡き因にはあしき果を
めぐりこんをば辨へて
逃れざるをも思ふべし
邪婬口には妄語綺語
貪欲瞋恚愚癡の罪
なして無量に蒔置る
人を殺せるよりも猶
業深しとて深き罪
れちて大苦を受ん事

思ひやられてあはれなり
來世に報ふ梗概は
沙の如く碎けちり
魚肉を料理する如し
嘴(くちばし)の利き虫みちて
くろかねの壁高き内
刄落來て刺るゝは
經に說置たまへるを
禽獸殺せし罪のみも
靈たる人の身たるをや
その臨終に近き時
苦しめるのが苦しやと
他人さへかく業報を
殺す報ひは思ふべし
罪はかはらじその昔

すべて殺生せし罪の
鐵棒もて身を打れ
肉分々に割るゝは
熱き糞中に居て食し
肉(しゝ)むらを噉(はみ)髓を啜(すふ)
猛火に燒れて苦しむ有
雨ふりかゝる如きなど
讀だも身の毛いよだちぬ
斯報ゆるにましてその
殺せし蓐母(はは)の報ひには
あまたの赤子群がりて
いひつゝ死せしものも有
受るに況してれのが子を
月滿ぬ内れろせしも
目も鼻もなき肉塊の

如きなりける餓鬼居しに
毒虫弱て螫(さし)けるに
通りたまふを見かけてぞ
いかなる故ととひければ
報ひにて猶次生は
その業を經て畜生に
遠からざりし處にも
醫者ありつるに其罪の
家も斷絶せしと聞
腹をつけずに反(そり)橋の
孕み居けるも有をしれ
鷄卵をあまたつけしもの
數千雛の聲ありし
鷄卵さへかく報ゆるに
卵を抱く野の雉も

鳥集まりて喰破り
目蓮尊者その邊り
かく苦しみを受る事
墮胎(おろし)藥を出したる
地獄に落て苦惱を受
生るゝなどゝ告たまふ
れろし藥を出しける
報を得てや死絶て
鱸を煮しにはじめには
如くなせしをとき見せば
髮の色つやよくせんと
臨終にその髮の中に
事も思ひて恐るべし
人となる子をれろすをや
燃來る火をも避ざるや

はた一トたびは驚きて
烟の中へかへり入
本居神(うぶしな)は一人の
喜び守りたまへるも
かけて必ずれろさずで
身をば大事に持よりし
間には親にもかゝるあり
稟來ぬれどもいつしかと
かく情けなきふるまひを
心の玉を琢きてぞ
清き光りに何事も
欲の闇路に迷ずぞ
鳥畜類も弓や矢を
魚も釣影見て恐れ
命のをしき故なるを

立しもその巣すてやらで
ともに燒れて死せるとぞ
產子儲くる事なりと
思ひ合して愍みを
子に損ひのなきやうに
さなくばその子のみならず
天より仁の心をば
みな人欲に蔽はれて
なしける恥を深く知り
あらはれ出るその仁の
能照し見て道をしり
仁慈こゝろ深くせよ
見れば恐れて飛走り
網音聞て潜めるは
手にあへりとて慰みや

味はふために苦しみを
所作にはあらず然れども
治世に亂をわすれずで
政事の一としられけり
人にあらずと有に猶
人の形ちと思へるや
定めて角やはへつらん
心法あしき故も有て
れもひて育てよ諺に
千兩藏より子は寶
世を見たるとも子とともに
神や佛の惠みを得
家も榮ねてその子にも
餘の事にても身を立て
ものゝあらんもはかられず

あたふるはその長たりし
諸侯方の田獵は
賊徒對治のためなどの
惻隱こゝろなきものは
子を殺さんと思ふ時
神や佛の御覽には
家貧しきは業報や
子のしる事にあらざるも
野にも山にも子は産よ
斯しもいへばいとつらき
暮して道を履行ば
家內無事にて行末は
孝子忠臣となりけるや
親の名ともに世にあげん
可なりに生活するものゝ

中にも是を見ならひて
これには猶も無慈悲にて
恥としらねば人非人
頭たる身のふるまひに
我のみならず人々へ
猶罪深き事をして
すべきをかゝるふるまひは
又育てたく思へるも
ものもありけるそのこゝろ
歳重ぬるにしたがひて
懷胎するより身二つに
あんじわづらひ産婦の
心を配り介抱し
力とならん孫なれば
身にかなひける傅をして

捨けるものも有と聞
不人情なる恥を身に
そだて置たく思へるも
對して捨るも有と聞
をしゆる理にもなりければ
上に立身はよき風儀
下たる身よりもをとりけり
舅姑の中によろこばぬ
酌て捨るも有とかや
善根心も深くして
ならん生死の境をぞ
安心なして肥立やう
生れ來し子は老て後
捨んとするもれしとゞめ
育てあくべき事なるを

殺すをしらぬ顔をして
祝ひ年なる四十二の
父は男子に母は女子
捨けるものも有と聞
たとひよからぬ事あるも
そだてあげなば天道に
祟いきにて福いと
猶も實身の祝ひなる
あしき年とてこの年に
母は男子ぞあしきとて
捨けるものも有と聞
南に屬しその陽氣
盛れば闕る理を恐れ
あしき年とぞ思ひ得て
婦や婿にも貰ふ事

とどめざりしは邪見なり(ヲ)
うらなる年に産けるを
そだてゝ置ばわろきとて
いかなる故かしらねども
德は不祥に勝と有
かなへる德のあらはれて
なるも思ひて育つるぞ
世のいひなしに丙午は
產しを父は女子わるし
藥をのむや針をなし
丙午なる支干はみな
盛にしてよき年故に
愼みけるを錯りて
捨たり又は育つるを
嫌ふものこそ思かなれ

仁は百禍を除くとも
博しかはりて福と
ならぬ中より育つるは
れのが邪見をしらずして
ものも中には有と聞
いひながらかく情なき
我子を殺す氣強さを
犯しなさんもはかられず
多く生るゝものなれど
捨ける故にその土地は
婦稀なるも外ならず
洗兒(すゝぎご)て捨しその罪の
不自由をなすものも有
幼碓かりける時よりも
兒盥の手鞠つく歌に

あれば禍ひあらんをも
なるをもかねて思ふべし
賞美なすべき事なるを
かへりてそれを笑ひける
いかに惡俗の所とは
事は聞さへたへられず
見れはいかなる非道をは
慚じて女子は男子よりも
わきて女の子を多く
男子より女子少くて
れのがかたにも女の子
報ひてや婦稀にして
女はあしきものなれば
心せよとの事にてや
もしもこの子が女子なれば

薦に包みて繩をかけ
下から雜魚がつゝくやら
とひし如きの哀れさも
子を產みけるを所により
捨けるものはさにあらで
報ひをやがてにんなれば
かくも普くひろまりし
千口注連を曳とても
重服深厚も慈悲の寶に
儒道にもその仁恕をぞ
中にまさしく父としては
佛の心は素よりも
苦を拔き樂を與へんと
衆生をあはれたまふをば
身の苦は覺にたまはずで

前の小川へすつぽん〳〵
上から烏がつゝくやら
心あるなら思ふべし
悅びせしといひけれど
大いなりけるその罪の
悲しみ事の極まりぞ
神の敎の託宣には
邪見の家にはいたらざり
趣むくべしとのたまへり
首として示しれかれける
慈に止まれと有けるぞ
大慈悲にして歸命(たのせ)ものゝ
れぼしめすより外はなし
わが身の如く視たまひて
衆生のために地獄にも

處すとも苦想悔心をば
衆生の受る苦しみは
經に說き置きたまひけり
人の惡める邪見をば
本としたまふその敎へ
心あるべき事なるを
所作にあらざるあさましき
法義繁昌の所には
後に誡しめがふるとも
育てさするを思ふべし
禱る所はなしとあり
惡みたまへる罪をねば
たとひ祈りをかくるとも
惡魔外道は喜びて
なすをそれともしらざりき

生じたまひし事はなし
如來一人の苦しみと
かく神儒佛ともにみな
惡みて人の好む慈を
何れなりとも聞得なば
少しもしらで人間の
擧動なすは哀れなり
花生孕むもの有も
その塲はしらぬ顏をして
罪を天に獲ときは
かゝる道のをば天帝の
神も佛も捨たまひ
利益うる事なきうへに
その身や家に障りをば
子の多かるも少なきも

生れ出の精弱きしも
又はいかほど欲くても
人力をよふ事ならず
わが子と生れ來にけるや
苦勞をかけて養育を
憐みかけて育てあげ
善をなす事習はせよ
わがよたれぞつねならむと
疑心計ひふりすてゝ
共に六道をゆきかへり
さとりの道に入れんとて
八千返も娑婆界に
導きたまふ釋迦佛の
開きたまひしその宗の
さなくは種々の業故に

男子ばかりも女子のみも
一子も得ざるものもみな
深き因緣あるゆへに
われらも父母に限りなき
受來しなどを思ひても
身に隨ひて禮儀をや
いろはにほへどちりぬるを
ありしはかなき身を知りて
菩提心をばれこすべし
迷ひ果なきわれ〳〵を
深く憫れみたまひてぞ
往來なされて懇懃に
經說にみなしたがひて
敎へをはやく信ずべし
れちん苦界もかはるれば

親子またあふ事はなし
老も少きもいと易く
行じ得らるゝ彌陀佛の
親子もろとも能きゝて
報謝稱名相續して
さとりをねんと思ひつゝ
そむかざるやうをしゆるぞ
一善なせば一惡さり
一刑家にやみければ
善事を共に好みつゝ
天神地祇も微笑たまひ
月日も淸く明らかに
天災地殃もあらざれば
大に受る御領主の
冥加に深くかなふらん

その經說の中になほ
家業を營みながらにも
本願六字の御名義を
他力不思儀の信心を獲
終に一蓮託生の
孝悌の道や御法度を
慈悲に止まる親の道
一惡されば一刑やみ
万刑國にやむとあり
よき風俗に移りなば
よき氣自然にあらはれて
兵戈用ふる事なくて
國家ます〳〵安穩にて
御恩報しに備はりて
改めざれば惡風を

廣田龜次肖像

遺し傳へて子も孫も
家自ら衰微をし
あはれや後をとふものも
始めて備を作るものは
人を葬りけるときに
從はしめし事さへも
受て子孫は絶はてんと
殺せし罪のその餘報
早くれのれによく克て
人たる道を學びてぞ
少しなりとも報とぞ思ふ

安政四年巳正月

洗兒て捨ん報ひをね
ついには子孫絶はてゝ
あらざるやうになりなまし
後なからんと惡まれて
木の人形をこしらへて
不仁なりせば天罰を
有けるものを況て子を
いかで子孫の得ざらめや
その仁心に立かへり
天地衆生の大恩を

安來驛
德應寺義天識

廣田龜次肖像

世に傳へて子に譲し
家自ら貧賤をし
あはれや後をとふものも
始めて像を作るものは
人をあざけるときに
從はしめし家さへも
受て子孫は絶はてんと
殺せし昇のその餘報
早くれのれによく覚て
人たる道を學びでぞ
少しなりとも報とぞ思ふ
安政四年巳正月

花見て捨たる骸はに
つゐには子孫絶はてゝ
あらさるやうになりまし
儀ながらんを恵まれて
木の人形をこしらへて
不仁なりせば天罰を
有けるものを況て子を
いかで子孫の榮さかめや
その仁心に泣かへり
天道先生の大恩を
安永巳
[illegible]原寺[illegible]天[illegible]

第十七篇

水稻龜次種選出之功勞者

廣田龜次事蹟

調査委員　渡邊清之助

第一章　畧歴

龜次は天保十一年六月十五日、能義郡荒島村大字荒島で生れ、明治廿九年十月三日五十七歳で其の郷里で亡くなつた。父は平助といつて、龜次は其の次男である。廣田家は代々松江藩荒島郷藏番を勤めて居たので、屋號を藏本又は藏の前と呼んで居た。廢藩後農業に從事し、一段六畝歩程の小作をしながら、旁ら石工を營んで、僅に糊口の資を得て居つた。

かゝる家庭に育つた龜次は、幼時から父に隨つて貢米の出納に從事して居たので、自然と米質の良否を鑑識する能を得、職を農業にとる樣になつてからは、專心米質の改良を企て、遂に良稻龜次種を選出するに至つたのである。赤貧の家に育ち、文盲の身を以て此の偉績を成したのは、偏に熱誠勉勵の結果であつて、大に後世の模範とす可き者であるが、龜次は又其の性質極めて溫良朴直で孝心厚く、父の死後母に

仕へてよく其の道をつくし、晩年まで妻帶をしなかつた、其の非を諭す者があると、彼は孝養が忽になるからといつて肯せなかつたと云ふ事である。龜次種選出の當時、人々が其の功績を賞揚すると、彼はかゝる良種を發見したのは、決して自分の功ではない、偏に神樣の賜であつて、偶然見あたつた自分が僥倖に過ぎないと言つて、少しも傲ふる事がなかつた。

明治廿年荒島村の有志者は、大に龜次の功績を德とし、金二十圓を贈り、同廿六年には水害のため、其の家屋の流出したのを憐んで、家屋一棟と金拾七圓とを贈つた。近く四十三年愛知縣主催の第十回關西府縣聯合共進會では、追賞の榮を受け、左記の賞狀に添へて銀杯を下賜された。

島根縣能義郡荒島村

佐次常右衛門大叔父　廣田龜次

銀杯

資性溫厚心ヲ農事ニ勵マシ特ニ米質ノ改良ニ銳意シ試作田ヲ設ケテ種子ノ良否ヲ究メ剋苦勵精遂ニ良種ヲ選出シテ其普及ヲ奬勵ス今日龜次種ノ廣ク行ハルヽモノ實ニ同人ノ遺業ト謂フヘシ其遺績永ク芳シ仍テ茲ニ之ヲ追賞ス

審査長正三位勳三等子爵加納久宜㊞

右愛知縣主催第十回關西府縣聯合共進會審査長ノ廣告ヲ領シ茲ニ之ヲ授與ス

明治四十三年六月

農商務大臣從三位勳二等小松原英太郎㊞

第二章　龜次種の選出

維新當時は世の秩序が混亂して居て、殖産方面につきて研究する餘裕がなかつたから、稻禾の如きも害虫のために損傷される事が甚しかつた。龜次は早くより品質良好で害虫の被害を免れる米種を得んものと心掛け、明治の初年、居村の蛇の口といふ所に、八畝ばかりの試作田を設けて、年々收穫の多寡、栽培の難易を考へ、苦心を積んだ結果、終に明治八年に至つて完全な一種を選定したのである。元來此の蛇の口の試作田は、土地が頗る瘠薄であつたが、選定後之を近傍の農家に配布して作らせたのに、其の結果誠に良好で、豐肥な土地に至つては、殊に著しかつたから、忽ち其の名聲は高くなつた。

此の稻種は晩稻中比較的早熟の方である。其の草莖が頗る强剛で、虫害疾病にかゝる事尠く、特に稻熱病に對する抵抗力が强いから栽培が容易である。そればかりでなく、穗籾が脫落せないので收穫多く、且米質も誠に善良である。尙此の種の特徴は、穗首が堅固で扱ぎ易く「ちり叩き」の勞が少くて、取扱ひが非常に便利な事である。

當時特に晩稻に於て、適當な種類がなかつた所へ、此の良種が出來たのであるから、數年ならぬ中、遠近に頒布されるやうになつた。別に命名がなかつたから、世人は選出者の名を取つて「龜次」といひ、或は屋號を取つて「藏本」といひ、又ちりが少い所から「ちりなし」ともいつて、大に賞揚して居る。

今や島根縣は勿論、鳥取縣より遠く中國畿內の各地方までも普及するに至つた。選出地の能義郡ばかりでも、其の栽培反別が約三千町で、郡內晩稻全部の七割六分を占め、尙郡內作付の總反別に對しては五割九分を占めて居る。出雲全國にて本種を栽培する反別は五千二百餘町步（明治卅五年調査）の多きに達して居るを見れば、龜次の功績も偉大といはねばならぬ。

岩田九十老肖像

此の稻種は晩稻中比較的早熟の方である。其の草莖が頗る强剛で、虫害疾病にかゝる事尠く、特に稻熱病に對する抵抗力が强いから栽培が容易である。そればかりでなく、穗籾が脫落せないので收穫多く、且米質も誠に善良である。尙此の種の特徴は、穗首が堅固で扱ぎ易く「ちり叩き」の勞が少くて、取扱ひが非常に便利な事である。當時特に晩稻に於て、適當な種類がなかつた所へ、此の良種が出來たのであるから、數年ならぬ中、遠近に頒布されるやうになつた。別に命名がなかつたから、世人は選出者の名を取つて「龜次」といひ、或は屋號を取つて「藏本」といひ、又ちりが少い所から「ちりなし」ともいつて、大に賞揚して居る。

今や島根縣は勿論、鳥取縣より遠く中國畿內の各地方までも普及するに至つた。選出地の能義郡ばかりでも、其の栽培反別が約三千町で、郡內晩稻全部の七割六分を占め、尙郡內作付の總反別に對しては五割九分を占めて居る。出雲全國にて本種を栽培する反別は五千二百餘町步（明治卅五年調査）の多きに達して居るを見れば、龜次の功績も偉大といはねばならぬ。

岩田九十老肖像

第十八篇　善行者　岩谷九十老事蹟

調査委員　藏田敬正

第一章　略歴

九十老は石見國安濃郡川合村の人で文化五年六月廿八日に生れた。父は善右衛門母はもん(久茂氏)といつて子が六人あつたが其の次男が九十老で幼名を寛二郎と稱し次いで善九郎又善右衛門と改め退隱してから九十老と呼んだのである。先祖は新田左馬助義氏だといふ事で十一世の祖保十郎は天正十年に池田村字奥畑に來て農となつたが五世の祖七郎兵衛の時川合村字岩谷に移つてから地名岩谷を氏とした。七郎兵衛の子善六は農業に精勵して掛米五百包を收納する一郡の豪家となつたが九十老の代には家產益增殖して二千苞の掛米を收納するに至つた。九十老は嬰孩の時母に乳がなかつたので古谷某の家に養はれ稍長じて家に歸つたが其の舉止粗野で毫も豪家の子弟らしくなかつたから家族は頗る憂慮した。然るに祖父仲右衛門は却て其が氣に入つて是こそ祖業を紹ぐ者であると心を加へて

勤勞に馴れさせた。八歳の春から村醫土江三圭に就いて讀書習字を學んだが課業がすんで家へ歸ると直ぐ衣を更め婢僕に伍して農業を力め、夜は又草履一足を作るか縄二十尋を綯ふかして寢に就くを常としたけれども又家業のため學問を怠るといふ事はせなかつた。當時の風習として中流以上の子弟は寺小屋の課業を卒はると四書五經を讀み詩文を學ぶのが例であつたが九十老は力めて平易で實用に適する書を讀むを樂み貝原益軒の著書大宰純の經濟錄などは殊に其の愛讀する所であつた。晩年には又國學に志し大國隆正翁を家に聘して其の教を受けた。九十老が少年時代に於ける家庭の訓育は何事によらず一任して其の思考力を練磨させる事で文政七年居宅新築の時などにも父善右衛門は只金錢の支拂をするばかりで當時僅か十七歳の九十老に其の他の万事を處理させた。然るに一點の過誤なくて立派に完成を告げたので村人等皆父の明察と子の技倆とに感服したといふ事である。

九十老は人となり篤實剛毅で神佛を信ずる事深く、尤も理財に長じて民智を開き國利を增進する事に心力を盡したので明治十七年夏藍綬褒章を賜はつたが其の記狀は左の通である

平素興益ノ志厚ク多年力ヲ殖産ニ用ヒ就中明治初年ノ頃蠶桑ノ裨益ヲ覺リ率先桑樹ヲ試植シ苗種ヲ村民ニ分施シ養蠶製絲ノ業ヲ傳習セシメ爲ニ今日蠶絲ノ盛ヲ見ルニ至レリ其他捐金シテ貧窮ヲ賑恤シ灌漑ヲ疏通スル等其成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治廿八年九十老が八十八歳の壽筵の時川合村民は頌德文を贈つたが九十老は同年三月十二日遽然として其の家で終つた。妻泉氏は名を佐喜といつて二男一女を生んで早く歿したので繼室曾和佐久間氏から來て三男四女を生んだ。長子耕十郎家を繼いだが九十老に先ちて歿したから嫡孫善右衛門が其の後を承くる事となつた。

第二章　風俗矯正

九十老は天保四年川合村四組總年寄に擧げられ濱田、福山、因幡三藩の御用達を務めた。さて天明度の儉約令で稍除去された驕奢の惡風は文化文政頃からまた盛となり到る處飮酒を好み衣服を飾り遊樂に耽り博奕を行ふので官よりは屢〻令を

發して制止するけれども其の功がない。九十老は大に之を愛へたが到底身を以て改善に導かなければ實績は擧らないと決心し、先づ自ら禁酒を斷行して衣服は晴着にも木綿を用ひ外を行くに病氣の時の外は駕籠に乘らず、朝は未明に起き夜は僕婢と共に夜業をし、且親戚一門の人々にも必ず實行させて衆人の模範となる樣にした。又一方では村民の行爲を精査して家業勵精とか一家和合とかの評判ある者には年々一月十五日の夜人を其の家に遣つて金品を贈つたり、或は寺院に賴んで法話ある毎に勤儉の必用を衆人に說かせたり、種々法を設けて誘掖したので數年後九十老の素志漸く貫徹して終に惡風を改善する事が出來た。そこで大森代官所は左の賞狀を九十老に與へたのである。

其方儀村內引立ノ儀ニ付厚ク心ヲ用ヒ諭シ方行屆候ニ付テハ追々風儀立直リ取リ分ケ百姓共作方ニ出精致候趣上聞ニ達シ一段之事ニ被思召候云々

第三章　賑恤義捐

九十老が民を賑恤し公に獻金した事は甚だ多い。天保五年の凶歲には米麥五十一石を貧民に施し、同七年には米四十三石、同八年には金百兩を救助に擲つた。同十一年金二十兩を貧民に頒ち、同十三年貧民に代つて其の逋租二百兩を上納し、同十四年大雪麥作を害したので米廿六石を窮民に施し、嘉永二年又錢二百五十貫米十石を無告の貧民に與へ、安政元年には金三百兩鉄百駄を海岸防禦費に獻納し、同三年には銀山通氣管架設費金三十兩を獻納し且銀山領を奔走して錢一万五千貫文を募集して、物部神社の荒敗を修め、同五年には更に氣管費金百兩と海岸防禦費金千兩とを獻納し、萬延元年本九の燒けた時又金二千兩を土木費に獻納したが其の外細民の爲に安賣米を出した事前後通じて三千四百八十四石の多きに及んだ。殊に天保七年には春より氣候が和順を失つて秋は非常の不作となり、川合一村の收穫は平年の十分一にも過ぎなかつたので八年の春には餓孚途に充つる有樣となつた。其の時九十老は既に自己の倉廩を發き盡して居たから雜を他國に求めて窮民の活路を開かんと思ひ、四方に奔走して各地の要津を叩いて見るけれども雜も得る事が出來ない。そこで九十老は意を決して備後の福山藩に赴き識り合ひの藩士某に賴み百方苦慮して竟に公廩の兵粮米七百俵許を購ひ、密に輸津に舟を艤し巡邏の目を偸んで急ぎ石州に歸り、大廉價で窮民に頒給した。かくて川合一

村に止まらず、延いて近郷まで焦眉の急は辛く免れたが飢饉の餘波民力の疲弊は數年に及び、金融は閉塞し事業は興らないので領内小民の困苦は依然として去らないぞこで九十老は荒地起返開作法を案出して官に建議し且其の費用の内へ金一百圓を献上した。荒地開作法とは村々で田畑の荒地を調査し爾下年限を與へて人民に開墾させ、其の費用は無利息十ケ年賦で官から貸付けるのである。さて此の建議は許可されたので各村競うて工事を起し細民を使役したから細民は其の賃金を得て糊口の計をたてる事が出來た。夫から又九十老は籾蓄積法を設けて凶荒の備をして居たが明治二年の飢饉に是蓄積を散じて窮民の救護を全くしたのである。

嘉永五年幕府の賞狀は左の通である。

支配所内相究村々窮民救助方ノ儀ニ付父善右衛門ヨリ引續品々奇特之取計有之尚又善右衛門志願ノ趣ヲ以テ難澁之者共へ荒地起返開作手當筋等之儀申立差出金相願其外銀山方用辨之儀厚心得取計候段一段之事ニ候依之禮席三ノ間疊目ニ認出役所向へ指出節袴着用可致候

安政五年更に左の賞狀を下附された。

其方儀凶作之度々窮民救助方其外品々奇特之儀取計候ニ付爲褒美其身一代帶刀苗字者永々御免被仰付之

其方儀海岸御備筋御用途ノ内へ上納金致シ候ニ付其身一生ノ内御扶持方二人扶持被下之

其方儀御本丸御普請御入用之内へ上納金致候ニ付爲御褒美孫代迄帶刀御免

其身一生ノ内增御扶持方二人扶持被下之

第四章　灌漑疏水

九十老は民利を謀るに熱心であつたから、自己所有の良田を犧牲として川合村字南台水田に達する水路三百七十間を開鑿し三瓶川を引いて灌漑の便を計つたので永く附近の田畑を旱魃の害から免れさせた。嘉永四年夏暴雨のため三瓶忍原の二水が俄に漲溢して堤防を破壞し田畑を毀害した時九十老は金五百兩を裂して直に復舊工事を起し堅固な堤防を改築したが八ケ所で延長八百四十間に及んだ。當時下流にある行恒村は損害が殊に甚しくて全く磧原と變じたが僅か六十戸許の貧村であるから一時に其の修復を圖る事が非常に六かしかつたので村民の某

々等が九十老の許へ來て其の處置方法を尋ねた。九十老の言ふのには「修繕費は短日月で償ふ事は出來まい。されど工事は一日猶豫すると一日の損があるから一刻も早く起工するが善い」と矧ら實地を踏査して測量考察の末遂に延長三百八間の堤防を改築し永く氾濫の害を免れさせた。其の修築費は錢五百貫文を低利年賦で貸與し作得がある樣になつてから返濟させる事としたのである。

第五章　授　産

(イ)蠶業　川合村は全村農業に從事して居たので薪炭を少量他國へ輸出する外には別に副產として金を得る途がなかつた。九十老は適當な一物產を興す事に留意して居たが文久二年春蠶種を信州から購入して自ら飼育を試み又信州で製絲法を練習した婦人を近村から雇ひ入れて絲を繰らせるなど種々實驗を重ねて蠶業の適當な事を確めたので明治四年濱田縣廳に請願して數多の桑苗を得之を全村各戸に配付して大に蠶絲業を興さうと圖つた。然るに細民等には其の利益を知る者が鮮いので、ともすれば伐採して薪なぞにするから九十老は熱心に其の利を說き聞かせて漸次其の必要を感せしめ、又私費で敎師を聘し製絲の法を工女に傳習させる事六年に亘つた。爾來桑葉蔚々として一村を蔽ひ蠶の繅業は年一年其の盛を加へて來たから村民は斯業の開祖として九十老の德を仰ぐ樣になつた。

(ロ)蘭蔗　九十老は又明治九年の春から蘭苗を栽培し、敎師を聘して蘭蔗の織り方を生徒に傳習させる事四年に及んで細民授產の一方法とした。

第六章　理　財

九十老は又理財の道に長じて居た。安政年間濱田藩の財政は非常に困難となり、銀札一匁の價格僅か三十文に低落して紙幣の處理甚だ憂慮すべき有樣となつたから河鯖監物といふ者藩主の命を承けて九十老の家を訪ね其の處置方法を諮詢した。九十老は對へて「今本藩の紙幣價格を回復するには五千兩の準備金が要る。今私は五百兩を献金するから藩廳では先づ是を準備金とし、夫から五十貫の紙幣に捺印して藩下錢稼のものに貸しつけ、銭で返納させて之を大坂へ賣却すると正金五百兩は得られる。又一方では領內へ捺印紙幣は何時でも交換するといふ令を出すさて前後合せて既に一千兩の準備錢があるから交換の結果五百兩の剩餘を得る事となる。かくする事數回に及べば紙幣の本價を回復する事は疑ないといつた。監

物は開いて大に悦び直に藩主に復命して其の方法を實行すると僅か二年で九十老の言つた通となつたから藩主は紋附の上下と綿衣とを賜うて其の功を表せられた。

明治十年以來國中の紙幣價格低落して帝國の財政困難を極めた時九十老は紙幣交換法を案出して時の大藏卿に建白した事がある。

明治十六年九十老は再び紙幣交換法、輸出入防禦法、凶荒豫備法の三件を宮内省、内務省、元老院に建議した。其の後因州藩の荒尾氏、一ノ宮の金子氏等の依頼に應して同家の紊乱した財政を整理した事がある。其の他負債償却の方法を設けて困難に陷つて居る大小民家を救濟した事などは一々枚擧する遑が無い

第七章　敎化

(イ)學校　九十老は夙に敎育の必要を感じて居たので元治二年三月私費で井上恭安といふ學者を聘し邸内の一室を敎場に充て村内の子弟を諭して就學させた。

(ロ)陰暦廢止　明治四年大陰暦は廢せられて大陽暦に改められたが村民の多數は矢張舊暦を用ひて新暦を用ひない。九十老の思ふには「正朔を奉じないのは反民の行である。然し彼等は知らずに罪を犯して居るのだから知らせてやらねばならぬ」と。福澤氏に請うて大陽暦圖解と稱する冊子數十部を得之を神官僧侶に頒ちて各村民に說明させた。是より遂に安濃兩郡で舊暦を用ひる者は殆ど一人もない樣になつた

(ハ)午睡社　明治十三四年の頃自由黨熱の盛であつた時地方青年は競うて入黨しようとした。九十老は諭して言ふには「物には本末がある。獨立自由の人とならうと思へばそれ相應の知識がなければならぬ。一家の經濟さへ保たれぬ身で國家の經濟などが談せる物か。青年子弟は專心學問に從事せよ」と青年輩は之を聞いて其の言に服し午睡社と云ふ學會を設けて各自好む所の書物を研究し互に知識を交換する事とした。

松本歎次郎肖像

第十九篇　人事事業之功勞者　松本歡次郎事蹟

調査委員　塚本小松

第一章　畧歴

歡次郎は伯耆國會見郡渡村の民松本民三郎の次男で、天保十年七月廿八日に生れた。先祖は尼子經久の臣であつたといふ事である。幼名は繁太郎で、稚い時父に死なれ、母の手に養はれて居たが、十一歳の時、母も亦亡くなつた。歡次郎は子供の時から豪邁な氣象を帶びて、尋常の兒童のする樣な嬉戲を好まない、一寸とした事を處置するにも機敏の才を顯はして着々其の宜しきを得、殊に算數の術が巧なので、企業經營の志は三つ子の魂と定まつて居たさうだ。安政元年十六歳の時、同年松本保左衛門の家を嗣いで、家業酒醬油の醸造に從事して居たが、同三年藩命で、渡村年寄役及地押調査係となり、尋いで同村の庄屋役に擧げられた。同六年九月辭職して、万延元年二年渡村に別宅を構へ、造酒煉油蠟燭業と綿、木綿、鐵、米穀、肥料仲買商とを開始して、勞、實兄松本寛敬（同氏は常時郡務に執掌して居たから）の家政及營業を經理したが、猶得の腕前と勤勉と

で、兩家の收利は隨分多かつたと言ふ事である。

今、其の後に於ける歓次郎の事蹟を述べる前、同氏の經歷年譜を略記して置かう。

元治元年、綿花を長崎に輸送して、販賣を試み、

明治四年、伊平員を長崎及神戸で販賣し、

同五年八月松江へ來て、米穀（來次本町八十九番地）同六年二月島根縣人基業の拂下を得、同年七月

雲州第一人藩製造會社頭取となり、

同七年二月出雲國意宇郡出雲鄉村字內馬銅山を工部省より拂下げられ、同八

年三月同村字別所越で銅山採掘業を開始し、

同八年八月松江、廣瀨、母里の三藩札交換請負を命せられ、

同十四年十月農商工諮問會々員を命せられ、同十六年六月依願で差許され、

同十五年十二月一等郵便局取扱役を命せられ、

同十七年九月勸業諮問會々員を命せられ、

同二十年十一月島根縣秋鹿外二郡所得稅調査委員に當選し、

同二十二年一月日本赤十字社正社員となり、（同廿九年九月同社島根支部商議員を囑託せられた）

同年四月松江市會議員に當選し、

同年六月、同二十六年六月、同三十年六月松江市所得稅調査委員に當選し、

同二十二年九月株式會社松江銀行を創設して、其の頭取に當選し、

同二十三年八月松江市收入役に任せられ、

同二十七年三月島根縣下諸印紙元賣捌を許可せられ

同年六月松江商業會議所を創設して、其の會頭に當選し、

同年同月株式會社松江米穀取引所創設されて、其の監査役に當選し、（同廿九年四月理事に當選し）

た

同年十月山陰生命保險株式會社創設されて、其の監査役に當選し、

同二十八年八月松江電燈株式會社創設されて、其の監査役に當選し

同二十九年四月株式會社山陰貯蓄銀行を創設して、其の頭取に當選した。

同三十一年二月に至り、健康狀態が公職に堪へられないので、家督を養子製三に讓つて全然退隱したが、朝廷にては其の功績を偉とし、明治三十七年綠綬褒章を賜はつた。

日本帝國褒章之記

島根縣松江市寺町

夙ニ意ヲ海外貿易ニ注キ明治四年鳥取藩廳ノ嘱ヲ承ケ藩業ニ屬スル伊平具ノ販路ヲ神戸及長崎ニ開キテ清國貿易品タラシメ以テ地方ノ產業ヲ振作シ又舊松江藩業タル出雲人蔘ノ粗製ニ陷ルヲ憂ヘ銳意拂下ヲ受ケ經營百端身躬ラ清國ニ渡航シ或ハ人ヲ生產地ニ派シテ其實況ヲ查覈セシメ出張店ヲ上海ニ設ケ或ハ海關稅ノ輕減ヲ圖ル等拮据多年遂ニ能ク其聲價ヲ失墜セスシテ今日アルヲ致セリ其他災民ノ救濟ニ銀行ノ創立ニ又克ク力ヲ竭ス等洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス仍テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治三十七年一月十五日

奉敕

賞勳局總裁正三位勳一等子爵大給恒

此證ヲ勘查シ第二百七十一號ヲ以テ褒賞簿冊ニ登記ス

賞勳局書記官從四位勳三等横田香苗

賞勳局書記官正六位勳五等藤井善言

歓次郎は明治三十七年一月廿二日、六十六歳を一期として、渡焉此の世を去つた。謹は有濟院大與乾徳居士であるが、有濟とは生前に鳥取藩士から賜つた號である。

第二章　綿花輸出

伯耆國會見郡は古來草棉の名產地である。然るに當時同地にて一本(六貫目)二兩二分のもの、長崎にての輸出價格は四兩三分で、其の間に非常の懸隔があつた。歓次郎は早く之を偵知して居たから、元治元年二月、試に私資を投して若干の綿花を買ひ込み、長崎に送つて販賣したに、豫期に違はぬ大利潤を得た。そこで大々仕掛の計畫を立て、外商と直接取引をしようとする時、計らずも外國密貿易の嫌疑者に目ざされ、同年六月同志廿余名と捕縛されて、鳥取藩廳に拘留される事となつた。兎に角、會見郡の綿花は歓次郎の爲に、買口廣くなり、價格も從つて騰貴したので、同地の農民は大に歓次郎を徳として居たから、其の厄難を聞いて非常に氣の毒がり、皆公儀の處置に不平を鳴らしたさうだ。勿論、此の一件は藩吏の妬心に胚胎したもので有つたから、歓次郎は一糺問も受けないで、同年十一月十七日再び青天白日の身となつた。然し、此の一頓挫のため、經營の業は水泡に歸し、資產は殆ど蕩盡してしまつたか

ら、歓次郎は奮然故國を去つて、乘ず可き時機の至るを待つて居た。すると明治の初年、大政官札の濫發された時、紙幣と正貨との間に、大なる價格の懸隔を生じたから、歓次郎は京坂地方を奔走して、種々計策を運らしたので、忽ち數千金の資財を有するに至つた。

第三章　伊平貝輸出

明治三年因伯の沿海で、伊平貝數百万斤の採獲があつた。歓次郎は自ら之を買ひ取つて、清國に輸出しようと計畫して居る時、藩廳は一手專賣の利を占めようと、俄に私人の賣買を禁じ、藩吏を横濱、神戸等に派して、其の販賣を謀らせたけれども、多大な金額を一時一手に賣り拂はうとしたので、流石の清商中にも、容易に引き受ける者がない。數ヶ月の長時日を經て、漸く賣買の約束は結ばれたが、貿易の實狀に暗い藩吏の事とて、清商より得た前金を、さる奸商に詐取せられ、遂に責を引いて自殺するに至つた。かくて藩廳は大に其の善後策に窮して居る中、久しく貯藏して置いた伊平貝は、また腐敗の糞が生じたから、竟に歓次郎を呼び出して、其の販賣方を委託したのである。抑〻伊平貝は清國人の常食ではなく、所謂珍羞の一である。されば、歓次郎は清商が一時に多額を買收するを好まぬ事を察して、一策を案出した。と二十萬斤だけ、長崎と神戸へ送つて販賣すると、即刻賣れて隨分の利益があつた。さて此の事が世に傳はると、内地商人は競つて伊平貝の買收を謀つたので、藩廳は直ちに金貯藏額を賣了して意外の巨利を得たのである。然るに一方では、これが爲に輸出の大增加を來したから、價格暴落して、商人の損失を被る者が非常に多かつた。其の極、空しく同貝を貯藏して、長の月日を經過した者も少くなかつたが、其の結果、因伯の伊平貝は九州の產に比べて、形は稍小いけれど、耐久の質に富む事が發見され、清商間にも、因伯伊平貝の聲譽は嘖々たるに至つた。

第四章　人蔘製造販賣

(イ)藩業の引繼　雲州人蔘の名は夙に世に顯れ、其の事業は松江藩廳の手に屬して、人蔘方といふ役所で經營され、年々藩吏が長崎に出張して、清商と取引する次第であつたが、明治五年の廢藩後、なほ縣廳租稅課で管理されてゐた。歓次郎はつくづく思ふに、「本業は畢竟官營に屬すべきものでなく、早晩民業に移るに相違ない、其の時或は投機者が爭ひ出て、粗製濫造を事とし、從前の如く、薄利に安じて、事業の覊固

を期する良風は跡方をなくし、終には雲州人蔘の名聲を失墜させるかも知れぬ。實業家の盡くすべきは、それこゝである。」と、即ち意を決して、人蔘業拂下の請願をした。すると競爭者も大に出て來たが、明治六年二月、竟に歎次郎は四萬七千餘圓の價格で、拂下の許可を得た。されど此の事業を繼續するには、多額の資本金が必要である から歎次郎は大坂の豪商五代友厚に說いて、數万圓の資財を借り入れ、茲に始めて人蔘業に着手したのである。さて藩時に在つては、人蔘の等級を廿餘種に分ち、每種に一定の價格を附して居たが、降つて時價の高低が常なきに及んでは、取引上の煩累甚しく、ともすれば奸商其の隙に乘ずる恐があつた。歎次郎は何か便良な方法をと工面したが、當時長崎居留の淸商は大概下等の小商人で、共に議するに足らないから、大阪、神戸に居る淸商に就いて、當時の如く人蔘の等級價格を定め賣き、之を年々何掛といふ歩合で、取引する事を承認させ、販賣上大なる便宜を來した。此の法は今日なほ存續して一般の取引法となつて居る。茲に又淸商は從來松江藩に信用を置いて居たから、取引上一々斤目を檢査せずに、商標賣買をやつて居たが、斯業が一たび民業に移つたと聞いては、疑懼の念を懷き、斤目の檢査を請求して止まない、そこで歎次郎は其の要求に應じ、過不足互に相償ふ事を約し、立會人を設けて檢査して見ると、皆々定量に超過して居た。そこで歎次郎は約定に從ひ、過額に對する償金を請求したに、かれ淸商の狡猾なる、言を左右に託して、兎角其の責を脫れようとする、時に傍に居た五代友厚は、大喝一聲「不足あれば償はせようとし、過剩あれば知らぬ顏する、何たる橫着者ぞ」と叱り飛ばすを、歎次郎は更に思ひ返して、小利を讓りて大信を得るのは、此處であると、切に友厚を慰めて、唯淸商のする儘に聽せた。かくて商標賣買を繼續し、所謂商人方の手を離れて、淸商と直取引する事となり、やがて五代氏に元利金を償還し、なほ剩す所二萬圓を折半して之に贈り、謝恩の意を表した。五代氏始は辭して受けなかつたが、歎次郎の百方哀情を陳べたのに感じ、終に快く之を受けて、當時の關係者に與へ、歎次郎も亦他の一半を創業の際盡力した人々に頒ちて、毫も私腹を肥やさなかつたのは當時雙對の美談と稱せられた事である。

(ロ)上海出張所の設立　藩時の制度は種子禁賣で有つたが、歎次郎は明治六、七年に渡り、各地の依囑に應じ、大に人蔘種子を販賣したので、得る所實に四萬八千圓に達した。（盛岡同業者には特に半額で賣捌した）從つて雲國は言ふに及ばず、各府縣競つて人蔘を製造したので、其の產額舊時の數十倍となつたから、自然市價の暴落を來して損得相償はざるに至り、之がため倒產する者踵を接し、あたら國產も前途甚だ憂ふ可き有樣となつた。